

奈良県地域防災計画

地震編

令和5年2月

奈良県防災会議

<目次>

第1章 総則

第1節 目的 (防災統括室)	1 ~ 4
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱 (全部局、市町村、指定地方行政機関、自衛隊) (指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関)	5 ~ 18
第3節 奈良県の地勢と過去の地震 (防災統括室)	19 ~ 32
第4節 地震被害想定	33 ~ 44

第2章 災害予防計画

住民避難		45	～	66
第1節	避難行動計画 (防災統括室等)	45	～	49
第2節	避難生活計画 (防災統括室等)	50	～	55
第3節	帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)	56	～	59
第4節	要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)	60	～	64
第5節	住宅応急対策準備計画 (地域デザイン推進局)	65	～	66
県民等の防災活動の促進		67	～	82
第6節	防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)	67	～	71
第7節	防災訓練計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)	72	～	74
第8節	自主防災組織の育成等に関する計画 (安全・安心まちづくり推進課)	75	～	77
第9節	企業防災の促進に関する計画 (防災統括室、産業・観光・雇用振興部)	78	～	79
第10節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画 (消防救急課)	80	～	81
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画 (文化・教育・くらし創造部、関係部局)	82		

災害に強いまちづくり	83	～	136
第12節 まちの防災構造の強化計画 (地域デザイン推進局)	83	～	86
第13節 建築物等災害予防計画 (文化・教育・暮らし創造部、地域デザイン推進局、教育委員会)	87	～	92
第14節 災害に強い道づくり (県土マネジメント部)	93	～	95
第15節 緊急輸送道路の整備計画 (県土マネジメント部、警察本部)	96	～	103
第16節 ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	104	～	123
第17節 危険物施設等災害予防計画 (消防救急課、福祉医療部)	124	～	127
第18節 水害予防計画 (県土マネジメント部)	128		
第19節 地盤災害予防計画 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)	129	～	132
第20節 地震火災予防計画 (消防救急課)	133	～	134
第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画 (防災統括室)	135	～	136
災害応急対策及び復旧への備え	137	～	168
第22節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)	137	～	141
第23節 航空防災体制の整備計画 (消防救急課)	142	～	143

第24節 通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部)	144 ~ 147
第25節 孤立集落対策 (防災統括室)	148
第26節 支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部)	149
第27節 受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部)	150 ~ 151
第28節 保健医療計画 (福祉医療部)	152 ~ 157
第29節 防疫予防計画 (医療政策局)	158
第30節 火葬場等の確保計画 (文化・教育・くらし創造部)	159
第31節 廃棄物処理計画 (水循環・森林・景観環境部)	160 ~ 161
第32節 食料、生活必需品の確保計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)	162 ~ 164
第33節 文化財災害予防計画 (文化・教育・くらし創造部)	165 ~ 168

第3章 災害応急対策計画

住民避難		169 ~ 186
第1節	避難行動計画 (防災統括室等)	169 ~ 174
第2節	避難生活計画 (防災統括室等)	175 ~ 179
第3節	帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)	180 ~ 181
第4節	要配慮者の支援計画 (防災統括室、福祉医療部)	182 ~ 184
第5節	住宅応急対策計画 (地域デザイン推進局)	185 ~ 186
発災時の対応		187 ~ 296
第6節	活動体制計画 (防災統括室等)	187 ~ 209
第7節	災害情報の収集・伝達計画 (防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)	210 ~ 223
第8節	長期停電対策計画 (防災統括室)	224
第9節	県消防防災ヘリコプターの活動計画 (消防救急課)	225
第10節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)	226 ~ 227
第11節	通信運用計画 (防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)	228 ~ 229
第12節	広報計画 (防災統括室、総務部知事公室)	230 ~ 232

第13節 支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、関係部局)	233 ~ 236
第14節 受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、消防救急課、関係機関)	237 ~ 250
第15節 公共土木施設の初動応急対策 (県土マネジメント部)	251 ~ 252
第16節 建築物の応急対策計画 (地域デザイン推進局)	253
第17節 公園、緑地の応急対策計画 (地域デザイン推進局)	254
第18節 道路等の災害応急対策計画 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)	255 ~ 262
第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	263 ~ 286
第20節 危険物施設等災害応急対策計画 (消防救急課、福祉医療部)	287 ~ 290
第21節 水防活動計画 (県土マネジメント部)	291
第22節 地盤災害応急対策計画 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)	292 ~ 294
第23節 消火活動計画 (消防救急課)	295 ~ 296
救助・医療活動計画	297 ~ 312
第24節 救急、救助活動計画 (消防救急課)	297
第25節 保健医療活動計画 (福祉医療部)	298 ~ 312

緊急輸送計画		313 ~ 326
	第26節 緊急輸送計画 (防災統括室)	313 ~ 315
	第27節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)	316 ~ 326
物資供給計画		327 ~ 331
	第28節 食料、生活必需品の供給計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部、日本赤十字社)	327 ~ 329
	第29節 給水計画 (水循環・森林・景観環境部、水道局)	330 ~ 331
保健・衛生計画		332 ~ 341
	第30節 防疫・保健衛生計画 (福祉医療部、文化・教育・くらし創造部)	332 ~ 335
	第31節 遺体の火葬等計画 (文化・教育・くらし創造部、警察本部)	336 ~ 337
	第32節 廃棄物の処理及び清掃計画 (水循環・森林・景観環境部)	338 ~ 341
支援受入計画		342 ~ 346
	第33節 ボランティア活動支援計画 (文化・教育・くらし創造部、関係部局)	342 ~ 343
	第34節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)	344 ~ 346
教育施設等計画		347 ~ 354
	第35節 文教対策計画 (文化・教育・くらし創造部、教育委員会)	347 ~ 350
	第36節 文化財災害応急対策 (文化・教育・くらし創造部)	351 ~ 354

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧 (防災統括室、関係部局、警察本部)	355 ~ 356
第2節	被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)	357 ~ 364
第3節	被災中小企業の振興 (産業・観光・雇用振興部)	365
第4節	農林漁業者への融資 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)	366 ~ 367
第5節	義援金の受入れ・配分等に関する計画 (防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社)	368
第6節	激甚災害の指定に関する計画 (防災統括室、関係部局)	369 ~ 373
第7節	災害復旧・復興計画 (全部局)	374 ~ 376

第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画

総則		377 ~ 379
第1節 総則		377 ~ 379
	(防災統括室)	
予防計画		380 ~ 394
第2節 南海トラフ地震臨時情報		380 ~ 383
	(防災統括室)	
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画		384
	(防災統括室)	
第4節 防災訓練計画等		385
	(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課)	
第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画		386 ~ 388
	(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、教育委員会)	
第6節 地域防災力の向上に関する計画		389 ~ 390
	(防災統括室、消防救急課、安全・安心まちづくり推進課)	
第7節 広域かつ甚大な被害への備え		391 ~ 394
	(防災統括室、文化・教育・くらし創造部、観光局、地域デザイン推進局)	
応急対策計画		395 ~ 433
第8節 地震発生時の応急対策等		395 ~ 409
	(防災統括室等)	
第9節 消火活動計画		410 ~ 411
	(消防救急課)	
第10節 保健医療活動計画		412 ~ 426
	(福祉医療部)	
第11節 緊急輸送計画		427 ~ 429
	(防災統括室)	
第12節 防疫、保健衛生計画		430 ~ 433
	(福祉医療部、文化・教育・くらし創造部)	

広域災害計画		434 ~ 438
第13節	支援・受援体制の整備 (防災統括室、県土マネジメント部)	434
第14節	広域避難対策 (防災統括室)	435
第15節	物資等の確保 (防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)	436 ~ 438

第1節 目的

(防災統括室)

奈良県の地域における大規模地震に対処し、地震の被害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第40条に基づく「奈良県地域防災計画」の地震編として、奈良県の地域における大規模な地震災害に対処するため、地震災害にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、県土及び住民の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の基本方針

いっどこでも起こりうる地震による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。併せて、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要であり、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫化している近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。

この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に地震災害対策の推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。

1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立
- (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- (7) 関係法令の遵守

- (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
 - (9) 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた防災体制の確立
- 2 この計画等を参考にして、市町村は法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。

第3 計画の推進

各防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努める。

また、各防災関係機関は、分野毎に緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

第4 計画の修正

県は、法第40条の規定に基づき、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、県以外の防災関係機関は、関係のある事項について計画修正案を県防災会議（事務局：県防災統括室）に提出する。

第5 計画の構成

地震編は、計画編と資料編から構成する。地震編の構成は次の5章による。

1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本県の地勢・既往地震や被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防計画

地震災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

3 第3章 災害応急対策計画

地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

4 第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな震災復旧・復興を図るための計画を示す。

5 第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整

備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係

1 目的

この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成26年4月1日より施行している。

2 防災の日及び防災週間

県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、次に掲げる防災の日及び防災週間を設ける。

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- (6) 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係

県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、奈良県国土強靱化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。

1 第2期奈良県国土強靱化地域計画

奈良県国土強靱化地域計画は、平成28年度に本県地域の状況に応じた国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を目的に策定した。

計画の最終年度である令和2年度に、国土強靱化基本計画の見直しや、近年の災害の経験と教訓を踏まえた見直しを行い、第2期奈良県国土強靱化地域計画を策定した。

- (1) 奈良県の目指す姿
「災害に日本一強い奈良県」を目指す
(主な目標値：災害による死者ゼロを目指す)
- (2) 基本目標
1：人命を守る 2：県民の生活を守る 3：迅速な復旧・復興を可能にする
- (3) K P I（重要業績評価指標）88項目の設定
- (4) 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」21項目に対して脆弱性を評価し、「回避するために必要な取組」を検討
- (5) 令和3年度からの概ね5年間を計画の対象期間とする。

2 国土強靱化アクションプラン

奈良県国土強靱化地域計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめたアクションプランを毎年度策定する。地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。

第8 奈良県緊急防災大綱との関係

この大綱は、奈良県内で同時多発かつ広域的な浸水害や土砂災害を引き起こす危険性がある豪雨が発生しても犠牲者が出ないよう、命を守るための取組・備えを県・市町村が一体となって着実に実施することを目的として、防災対策を取りまとめたもので、平成31年4月に公表している。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務 又は業務の大綱

第1 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政通信ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、救援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入れ・配分等に関する計画

	14. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施		
奈良県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の搜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第2 市町村

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
各市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び市町村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

	<ul style="list-style-type: none"> 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の搜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援 	
--	---	--	--

第3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用 	
近畿総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成 3. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における通信手段の確保 2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し 	
近畿財務局奈良財務事務所			<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧事業費査定の立

			<p>会</p> <p>2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請</p> <p>3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資</p> <p>4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資</p> <p>5. 国有財産の無償貸付等に関すること</p>
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	<p>1. 職業の斡旋</p> <p>2. 雇用保険料の納期の延長に関すること</p> <p>3. 雇用給付金の支給等に関すること</p>
近畿農政局	<p>1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成</p> <p>2. 農作物等の防災管理指導</p>	<p>1. 土地改良機械の緊急貸付</p> <p>2. 農業関係被害情報の収集報告</p> <p>3. 農作物等の病虫害の防除指導</p> <p>4. 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策</p>	<p>1. 各種現地調査団の派遣</p> <p>2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成</p> <p>3. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策</p>
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべ

	備 2. 治山施設による災害予 防		り防止施設等の 災害復旧
近畿経済産業 局		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業 保安監督部 近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3. 災害対応の応援 	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 	

		<ul style="list-style-type: none"> 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令 	
大阪航空局八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における航空機による捜索救難の調整及び関係者への情報伝達 2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 	
近畿地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 地理空間情報の提供 2. 地理情報システムの活用支援 3. 防災地理情報の整備 	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
大阪管区气象台（奈良地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等） 	被災地域への支援情報の提供

大阪海上保安監部		<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報の収集 2. 被災者の捜索救助活動 3. 被災者等の搬送 4. 救援物資の輸送 	
近畿地方環境事務所			<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
近畿中部防衛局		<ol style="list-style-type: none"> 1. 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること 2. 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する奈良県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること 	

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防 	災害復旧対策の支援

	く訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	
--	------------------------	--	--

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社（奈良中央郵便局）		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
日本銀行（大阪支店）		1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報

西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	義援金の受入れ・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
独立行政法人 水資源機構 (関西・吉野川支社)	所管ダム施設の保全	所管ダムの施設の応急対策	所管被災ダム施設の復旧
電源開発株式会社 (西日本支店)	1. 所管ダム施設及び電力施設の保全 2. 気象観測通報についての協力	所管ダム施設及び電力施設の応急対策	所管被災ダム施設及び電力施設の復旧

大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社（奈良事業所）		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力株式会社（奈良支社） 関西電力送配電株式会社（奈良支社）	電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
桜井ガス株式会社 五条ガス株式会社 大和ガス株式会社	ガス供給施設の保全と整備	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時におけるガス供給対策	被災ガス供給施設の復旧
大和平野土地改良区 倉橋溜池土地改良区	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	土地改良区が管理している農業用施設の被害調査	土地改良区が管理している被災農業用施設の復旧

北倭土地改良区			
白川溜池土地改良区連合			
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジオ株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞社(奈良総局) 株式会社毎日新聞社(奈良支局) 株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局) 株式会社産業経済新聞社(奈良支局) 株式会社日本経済新聞社(奈良支局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	

株式会社中日新聞社(奈良支局)			
株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社(奈良支局)			
株式会社時事通信社(奈良支局)			
一般社団法人奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人奈良県LPガス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対策	LPガスによる災害の復旧

公益社団法人 奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
富士運輸株式会社		特殊車両その他可搬拠点等の設置及び供与	
奈良県土地開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧

第7 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
農業協同組合 森林組合 水産業協同組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保 斡旋 3. 県市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 3. 奈良県災害福祉支援ネットワークの運営	1. 市町村災害ボランティアセンターの運営支援 2. 奈良県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣	

金融機関			<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設の整備 2. 避難訓練 	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会議所 商工会		<ol style="list-style-type: none"> 1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会		災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人全国霊柩自動車協会		災害時等における遺体の搬送	
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の要配慮者の宿泊受入れ 2. 災害時の帰宅等困難者への支援 	
公益社団法人奈良県獣医師会		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の被災動物の救護 2. 災害時の被災動物飼養者への支援 	

第3節 奈良県の地勢と過去の地震

(防災統括室)

奈良県は他府県に比べ災害が少ない地域と言われてきたが、奈良盆地東縁断層帯をはじめとする活断層による内陸型地震が発生すれば大きな被害が予想され、海溝型地震でも南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている。また、過去には伊賀上野地震など、奈良県に大きな被害をもたらした地震も記録されている。

第1 地形並びに位置

本県は日本国のほぼ中央部に位置し、古くから政治文化の中心となっていた。

本県の北半は近畿中央低地区の一部をなし、大阪・京都・三重の府県に接し、経済、交通において京阪神地方とは密接なつながりをもっている。南半は近畿南部の中央にあたり、和歌山・三重の両県とともに近畿有数の山岳地帯を形成している。

本県の中央経度は東経135度52分で、奈良春日山、三輪山、多武峯、上市、吉野山、天川村川合、十津川村竹筒を通過している。中央緯度は北緯34度19分で、五條市五條、吉野山金峯神社、川上村迫を通過している。

本県の面積は、3,691.09km²で、全国都道府県中40位、全国総面積の約1%である。南北両極間の長さ103.6km、東西78.5kmと南北に細長い形となっている。

本県の地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地（吉野山地）と中央低地（北部低地）に分かれている。

北部低地帯は瀬戸内陥落地帯の東部にあたり、断層により陥落した地構盆地である奈良盆地を中心に、これをとりまいて生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北約30km、東西約16km、面積約300km²で海拔40～60mの非常に平坦な沖積層からなっている。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。

奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は海拔400～500mの高原である。また、宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100m前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯とからなる。

南部山岳地帯は本県の南部一体を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は大峰山系によって十津川流域と、北山川流域とに分けられ、大台ヶ原、伯母ヶ峰、山上ヶ岳、大天井ヶ岳、武士ヶ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。

第2 既往地震

1 災害年表

次の災害年表は、我が国の歴史に現れた最初の地震（『日本書紀』による西暦416年〔日本暦：允恭5年〕の地震）から2004年（平成16年）9月までに、県内に影響を与えた主な地震災害を年代順にまとめたものである。

ごく軽微な被害（器物の落下転倒、落石など）は省き、家屋・人工構築物・地盤（面）に何らかの損傷・変化のあったものを取り上げた。

第1部（1884年まで）と第2部（1885年以降）に分けた理由は、1884年12月から気象庁（当時：東京気象台）で全国的に震度観測を始めたことにより、その前後で震央およびマグニチュードの精度が格段に異なるためである。

第1部の緯度、経度は史料によって求めた震央分布から推定したもので、概して精度が低く、また、被害があっても記録が残っていないもの、あるいは未発見の史料があることを考慮する必要がある。西暦の前に「※」印を付したものは、奈良県に被害があったかどうか不明なもの、および地震であるかどうか疑わしいものを示す。また、「－」印は資料が得られない場合を示す。

被災地域欄のカッコ書きは震央位置を示すが、（南海トラフ）とあるのは南海トラフ沿いの巨大地震を示す。

被害状況などについては、東京大学出版会「最新版 日本被害地震総覧〔416〕－2001」（2003年）等による。

県及び市町村は、このような過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、過去の災害についての資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

※県では、災害の歴史から学び、今後の教訓として活かすため、古くは江戸時代から、県内で被害が発生した様々な災害をわかりやすくまとめた「歴史から学ぶ 奈良の災害史」を平成26年度に作成した。

第1部 (1884年まで)

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規 模 (マグニチュード)	被 害 状 況 等
※ 416. 8. 23 (允恭 5. 7. 14)	<大和・河内?> — —	—	わが国の歴史に現れた最初の地震。『日本書紀』に「地震(なみふる)」とあるのみで、被害の記述はない。
599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	<大 和> 135. 8 34. 7	7. 0	倒壊家屋を生じた。『日本書紀』に「地震神を祭らしむ」とある。
684. 11. 29 (天武13. 10. 14)	<土佐その他南海 ・東海・西海諸道> (南海トラフ) 134. 3 32. 8	8. 3	歴史に記録された最初の南海トラフ系巨大地震。山崩れ河湧き、諸国の百姓倉、寺塔、神社の倒壊多く人畜の死傷多し。土佐の田苑約10km ² 海中に沈む。津波襲来。
734. 5. 18 (天平 6. 4. 7)	<畿 内> — —	—	民家倒壊圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、地割れ無数に生じる。4月17日詔書が出され政事に欠くることなきよう注意された。
745. 6. 5 (天平17. 4. 27)	<美 濃> 136. 6 35. 2	7. 9	美濃では樽館・正倉・仏寺・堂塔・民家が多く倒壊し摂津では余震が20日間止まなかった。奈良では地割れができ、水が湧きだした。
※ 827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	<京 都> 135. 8 35. 0	6. 8	京都で多くの舎屋が壊れ、余震が翌年6月までであった。奈良の被害は不明。
※ 855. 7. 1 (斉衡 2. 5. 10)	<奈 良> — —	—	東大寺大仏の頭落つ。ただし、これは地震によるものかどうか疑わしい点がある。
※ 856. (斉衡 3. 3. -)	<京都・大和> — —	6. 3	京都およびその南方で屋舎壊れ、仏塔傾くとある。奈良の被害は不明である。
※ 868. 8. 3 (貞観10. 7. 8)	<播磨・山城> 134. 8 34. 8	7. 0	播磨諸郡の官舎・諸定額寺の堂塔ことごとく崩れ倒れる。京都では垣屋に崩れたものがあつた。
887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	<五畿七道> (南海トラフ) 135. 0 33. 0	8. 3	京都で諸司の舎屋および民家の倒壊多く、圧死者多数。津波が沿岸を襲い、溺死者多数。余震多く、1ヶ月続いた。
938. 5. 22 (承平 8. 4. 15)	<京都・紀伊> 135. 8 35. 0	7. 0	宮中の内膳司崩れ死者4人。その他堂塔仏像も多く倒れる。余震11月まで続く。

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規 模 (マグニチュード)	被 害 状 況 等
※ 976. 7. 22 (貞元 1. 6. 18)	<山城・近江> 135. 8 34. 9	6. 7	宮城諸司・屋舎・諸仏寺の転倒多く、死者50人以上。奈良の被害は不明である。
1070. 12. 1 (延久 2. 10. 20)	<山城・大和> 135. 8 34. 8	6. 3	東大寺の巨鐘の紐切れ落つ。京都では家々の築垣を損ず。諸国の寺塔も被害を受ける。
※ 1091. 9. 28 (寛治 5. 8. 7)	<山城・大和> 135. 8 34. 7	6. 4	京都の法成寺の建物・仏像に被害あり。奈良に被害があったかどうか不明。
1096. 12. 17 (永長 1. 11. 24)	<畿内・東海道> (南海トラフ) 137. 5 34. 0	8. 3	東大寺の巨鐘また落つ。薬師寺の廻廊転倒。京都の東寺・法成寺・法勝寺に小被害。津波が伊勢・駿河を襲う。
1099. 2. 22 (康和 1. 1. 24)	<南海道> (南海トラフ) 135. 5 33. 0	8. 2	興福寺の西金堂小破、大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺に被害。土佐で田千余町海に沈む。
1177. 11. 26 (治承 1. 10. 27)	<大 和> 135. 8 34. 7	6. 3	東大寺大仏の螺髪および巨鐘落ち、印蔵の丑寅の角が崩れ落つ。京都にても地震強し。
1185. 8. 13 (文治 1. 7. 9)	<近江・山城・大和> 135. 8 35. 0	7. 4	京都、特に白河辺の被害大。社寺家屋倒壊破損多く死者多数。比叡山・醍醐寺にも被害。唐招提寺では千手観音破損し、中門が倒れた。
1361. 8. 1 (正平16. 6. 22)	<畿内諸国> (南海トラフ?) — —	—	この月の16日より、京都付近に地震多く、22日の地震で法隆寺の築地多少崩れる。
1361. 8. 3 (正平16. 6. 24)	<畿内・土佐・阿波> (南海トラフ) 135. 0 33. 0	8. 4	諸国に堂塔の破壊破損多く、奈良では薬師寺金堂の二階傾き、唐招提寺の九輪大破、廻廊倒れる。津波により摂津・阿波・土佐で被害大である。
1449. 5. 13 (宝徳 1. 4. 12)	<山城・大和> 135. 8 35. 0	6. 1	興福寺の築地が崩れる。京都の仙洞御所傾き、東寺の築地崩れ、南大門が破損した。
※ 1466. 5. 29 (文正 1. 4. 6)	<京都または奈良> — —	—	『大乘院寺社雑事記』に、天満社・糺社の石灯籠倒れるとあるが、2社が京都か奈良か不明。

発生年月日 (日本暦)	＜被災地域＞ 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規 模 (マグニチュード)	被 害 状 況 等
1494. 6. 19 (明応 3. 5. 7)	＜奈 良＞ 135. 7 34. 6	6. 0	東大寺・興福寺・薬師寺・法花寺・西大寺が破損。矢田庄(郡山の西)の民家多く破損。余震翌年に及ぶ。5月中は連日余震があった。
1498. 9 20 (明応 7. 8. 25)	〔明応地震〕 (南海トラフ) 138. 0 34. 0	8. 3	京都・三河・熊野で震動が強かったが、震害については不明。津波が紀伊から房総に至る海岸を襲い大被害。死者数万人。
1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	＜摂津・河内＞ 135. 6 34. 6	6. 8	河内の藤井寺・常光寺・剛琳寺が壊れ、摂津四天王寺の石の鳥居、金堂、本尊も大破。大阪で倒壊による死者あり。奈良の被害は小さい。
1586. 1. 18 (天正13. 11. 29)	＜畿内・東海・東山 ・北陸諸道＞ 136. 8 35. 6	7. 8	飛騨地方を中心に広範囲に大被害。白川谷大山崩れのため帰雲城埋没1,500余人圧死。京都では三十三間堂仏像600体倒れる。奈良の興福寺築地塀崩れる。
1596. 9. 5 (慶長 1. 閏 7. 13)	〔伏見桃山地震〕 135. 4 34. 8	7. 5	三条より伏見の間被害最も多く、伏見城天守大破、約600人圧死。諸寺民家の倒壊死傷多し。堺で死者600人。奈良では興福寺・唐招提寺・法華寺・海龍王寺など大被害、般若寺十三重塔上部が落下した。
※ 1605. 2. 3 (慶長 9. 12. 16)	〔慶長地震〕 (南海トラフ) 138. 5 33. 5 134. 9 33. 0	7. 9	津波は犬吠岬から九州に至る太平洋岸を襲い、各地に大きな被害。ほぼ同時に二つの地震が起きたともみられる。震動による被害は小さい。津波地震。
1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	＜近江及び 周辺諸国＞ 135. 9 35. 2	7. 4	比良岳付近の被害甚大。唐崎で田畑85町が湖中に没す。死者多し。京都でも死者200人余。奈良では2日間に約40回の地震とある。
1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	〔宝永地震〕 (南海トラフ) 135. 9 33. 2	8. 4	我が国の地震史上最大級の地震の一つ。震害と津波の被害は東海道から九州に及び、全体で死者5,000余、家屋流出・損壊約7.7万戸。大和国では死者63人、家屋損壊3,219戸。興福寺・法華寺ほか多くの寺で被害。二つの地震と考えるのが妥当である。
1802. 11. 18 (享和 2. 10. 23)	＜畿内・名古屋＞ 136. 5 35. 2	6. 8	春日大社の石灯籠かなり倒れ、名古屋では本町御門西の土居の松が倒れ、高壁崩れる。

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規 模 (マグニチュード)	被 害 状 況 等
1819. 8 2 (文政 2. 6. 12)	<近江・伊勢・美濃> 136.3 35.2	7.3	琵琶湖の周辺と木曾川下流の地域で被害が著しかった。奈良で春日大社の灯籠8分どおり倒れる。
1854. 7. 9 (嘉永 7. 6. 15) <安政 1>	〔伊賀上野地震〕 136.1 34.7	7.3	伊賀・伊勢・大和を中心に隣国でも大きな被害。特に伊賀上野は壊滅的な被害。全体で死者1,300余人、家屋損壊約6,000戸。奈良では死者280人、家屋損壊700～800戸。春日大社などの寺社の灯籠は残らず倒れたという。
1854. 12. 23 (嘉永 7. 11. 4) <安政 1>	〔安政東海地震〕 (南海トラフ) 137.8 34.0	8.4	被害区域は関東から近畿に及ぶ。震害の最もひどかったのは沼津から伊勢湾にかけての海岸。津波による被害も甚大。死者多数。
1854. 12. 24 (嘉永 7. 11. 5) <安政 1>	〔安政南海地震〕 (南海トラフ) 135.0 33.0	8.4	前日に安政東海地震が起こっており、その32時間後に発生した。震害は近畿・四国が中心で、津波による被害と合わせて死者2万人、家屋損壊2万戸と推定される。奈良では春日大社の石灯籠が多く倒れたほか、東大寺一部破損、春日大社町家で損壊家屋あり。

第2部 (1885年以降)

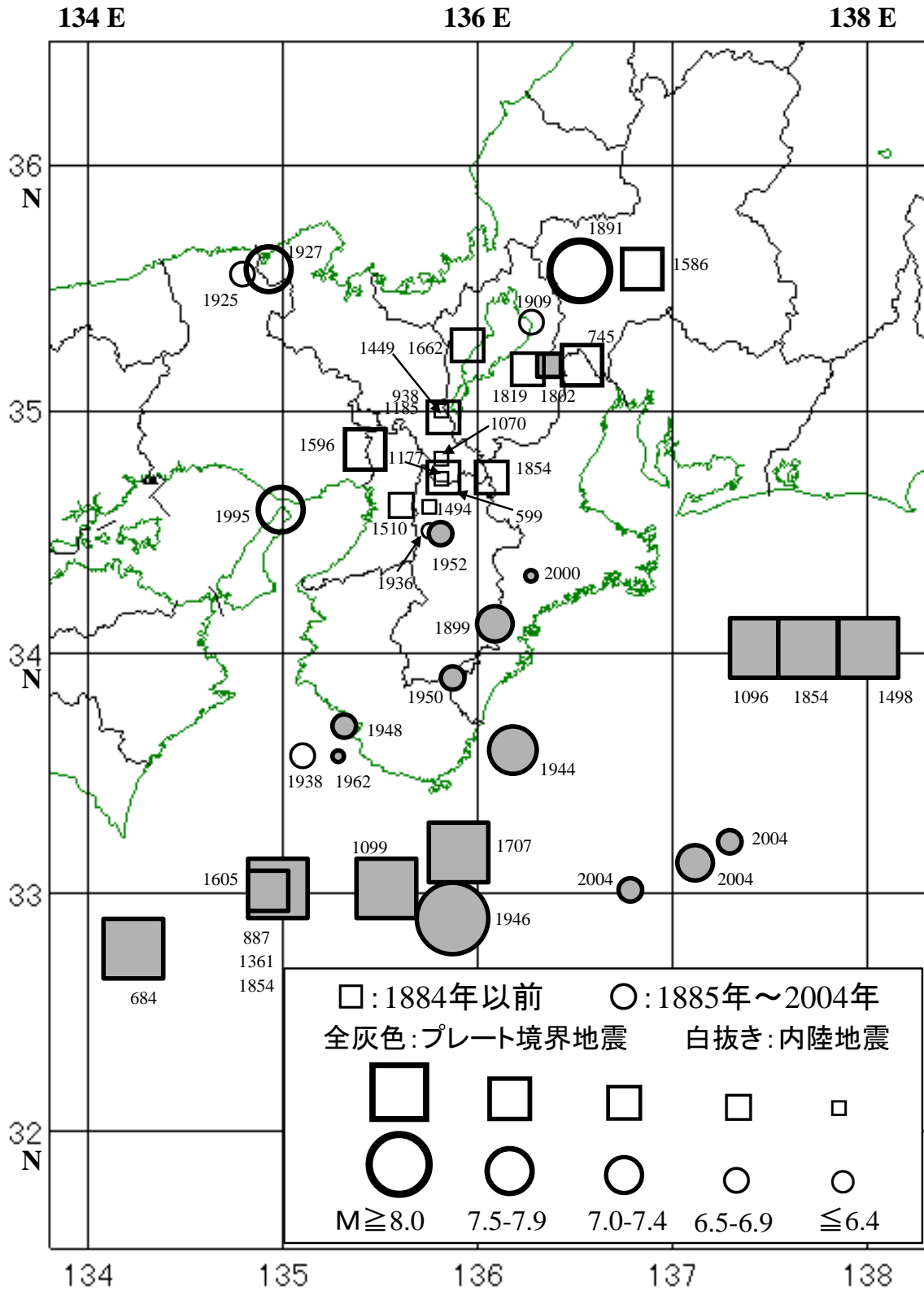
発生年月日 時 刻 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規 模 (マグニチュード)	被 害 状 況 等
1891. 10. 28 06:38 (明治24)	〔濃尾地震〕 (岐阜県南西部) 136.6 35.6	8.0	日本内陸で起こった地震としては最大級。岐阜・愛知県で大被害。根尾谷を通る大断層を生じた。全体で死者7,273人、全壊14万戸。奈良県では死者1人、負傷者2人、全壊16戸。
1899. 3. 7 09:55 (明治32)	(紀伊半島南東部) 136.1 34.1	7.0	被害の中心は奈良県南東部と三重県南部。奈良県では北山筋、吉野郡方面で山崩れなど被害大。死者は三重県で7人だが奈良県は0人。春日大社石灯籠87基倒れる。
1909. 8. 14 15:31 (明治42)	〔姉川地震〕 (滋賀県姉川付近) 136.3 35.4	6.8	琵琶湖東北岸 虎姫付近で被害最大。滋賀・岐阜両県で死者41人。奈良県は軽微。

発生年月日 (日本暦)	＜被災地域＞ 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規 模 (マグニチュード)	被 害 状 況 等
1925. 5. 23 11:09 (大正14)	〔北但馬地震〕 (但馬北部) 134.8 35.6	6.8	円山川流域で被害多く、死者428人、家屋全壊1,295戸、焼失2,180戸。奈良県の被害は軽微。八木で震度IV。
1927. 3. 7 18:27 (昭和2)	〔北丹後地震〕 (京都府北西部) 134.9 35.6	7.3	被害は丹後半島の頸部で最も激しく、全体で死者2,925人、家屋全壊12,584戸。郷村断層(長さ18km水平ずれ最大2.7m)と直交する山田断層(長さ7km)を生じた。奈良県の被害は軽微。八木で震度V。
1936. 2. 21 10:07 (昭和11)	〔河内大和地震〕 (二上山付近) 135.7 34.5	6.4	大阪・奈良の府県境で震動が強かった。死者は大阪府で8人。奈良県では死者1人、家屋の損壊約1,200戸、小さな崖崩れあり、法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀の損傷などの被害あり。余震多数。余震分布から大和川断層の活動と考えられる。八木で震度V。
1938. 1. 12 00:12 (昭和13)	(田辺湾沖) 135.1 33.6	6.8	和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土塀の崩壊、家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。奈良県では十津川村などで小被害。紀伊水道沿岸部で地鳴り、井戸水位の増減あり。浅い地震。八木で震度IV。
1944. 12. 7 13:35 (昭和19)	〔東南海地震〕 (南海トラフ) 136.2 33.6	7.9	戦争末期に起こった巨大地震。東海地方で軍用機工場ほぼ全滅などの大被害。近畿地方にも被害及ぶ。全体で死者1,251人、全壊16,455戸。奈良では死者3人、負傷者21人、全壊89戸。橿原で震度V。
※ 1945. 1. 13 03:38 (昭和20)	〔三河地震〕 (愛知県南部) 137.0 34.7	6.8	規模の割に被害が大きく、死者2,306人、住家全壊7,221戸、半壊16,555戸。深溝断層(延長9km, 上下ずれ最大2mの逆断層)が生じた。橿原で震度III。奈良県の被害記録はなく、戦時中のため詳細不明。
1946. 12. 21 04:19 (昭和21)	〔南海地震〕 (南海トラフ) 135.9 32.9	8.0	東南海地震の2年後に起こった巨大地震。今度は近畿・四国が被害の中心となった。津波による被害も大きく、全体で死者1,330人、全壊9,070戸。奈良県では負傷者13人、全壊37戸、春日大社石灯籠約300基倒れる。橿原で震度V。

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
1948. 6. 15 20:44 (昭和23)	(和歌山県南部) 135.3 33.7	6.7	和歌山県・奈良県南部で小被害。全体で死者2人(十津川署管内), 家屋倒壊60戸, 地滑り・崖崩れなど。奈良市では被害は無かったが、春日大社などの石灯籠3基倒れる。橿原で震度Ⅳ。
1950. 4. 26 16:04 (昭和25)	(奈良県南部) 135.9 33.9	6.5	三重県南部で山崩れ落石などの小被害。奈良県十津川村などでも民家半壊1戸などの小被害。春日大社の石灯籠10基倒れる。震源の深さ47km。橿原で震度Ⅲ。
1952. 7. 18 01:09 (昭和27)	〔吉野地震〕 (奈良県中部) 135.8 34.5	6.7	近畿地方をはじめ, 中部地方の西部でも小被害があった。震源がやや深かった(60km)のために被害地が分散している。全体で死者9人, 負傷者136人, 全壊20戸。奈良県では死者3人, 負傷者6人, 半壊1戸, 春日大社の石灯籠650基が倒れる。沈み込むフィリピン海プレート内での地震。橿原で震度Ⅳ。
1962. 1. 4 13:35 (昭和37)	(和歌山県西岸) 135.3 33.6	6.4	和歌山県で道路に亀裂、山・崖崩れが若干あったほか奈良県でも南部で崖崩れ1ヶ所、落石による電話線の被害あり。奈良の震度Ⅲ。
1995. 1. 17 05:46 (平成7)	〔兵庫県南部地震〕 (淡路島付近) 135.0 34.6	7.3	超近代過密都市を襲った直下型地震。神戸市を中心とした阪神地域および淡路島北部に、震度Ⅶの激震地が1949年制定以来初めて指定された。全体で死者6,433人、行方不明者3人、全半壊25万棟以上に及ぶ。奈良は震度Ⅳ。奈良県内の被害は負傷者12人、建物の一部損壊15件など比較的軽微。
2000. 10. 31 01:42 (平成12)	(三重県中部) 136.3 34.3	5.7	三重県で住家一部破損や水道管破断があった。負傷者6人。奈良県でも南部で一部落石、崩土があった。奈良県の震度4。
2004. 9. 5 19:07 (平成16)	(紀伊半島沖) 136.8 33.0	6.9	下記地震の前震。下北山村及び和歌山県新宮市で震度5弱。奈良県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び和歌山県で震度4。奈良県では、一部で道路の落石及び小規模崩土があった。

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規 模 (マグニチュード)	被 害 状 況 等
2004.9.5 23:57 (平成16)	(東海道沖) 137.1 33.1	7.4	沈み込むフィリピン海プレート内での地震。下北山村並びに三重県及び和歌山県の一部で震度5弱。奈良県、三重県、和歌山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県及び兵庫県の一部で震度4。奈良県では、負傷者6人。
2004.9.7 8:29 (平成16)	(東海道沖) 137.3 33.2	6.4	上記地震の余震。下北山村並びに静岡県、三重県、和歌山県及び兵庫県の一部で震度4。人的物的被害なし。
2018.6.18 7:58 (平成30)	(大阪府北部) 135.3 34.5	6.1	<p>大阪府で震度6弱を観測する等、近畿地方を中心に強い揺れを観測。奈良県では、震度5弱（大和郡山市、御所市、高取町、広陵町）を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度4～2を観測。</p> <p>地震による死者は6名、うち2名がブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡。全壊21棟、半壊454棟、一部破損56,873棟の住家被害が発生。</p> <p>奈良県では、軽傷4名、一部損壊27棟。東大寺戒壇院戒壇堂の多聞天立像の木製宝塔が地震の揺れで落下（国宝）。薬師寺東院堂の漆喰壁において、表層の浮き上がりや亀裂が多数生じ、柱との間に隙間が発生（国宝）。達磨寺中興記幢において、宝珠が地震の揺れで落下（重要文化財）。</p>

2 奈良県内に被害を与えた地震の震央図



第3 地質

奈良県の地質は、五條から吉野川に沿って高見山に至る中央構造線によって、南部と北部の地質構造区に分けられる。これらは、それぞれ地質学的に西南日本の外帯と内帯に相当する。

1 内帯の地質

内帯には、①領家コンプレックス、②中斷－鮮新統、③火山岩類、④鮮新－洪積統、⑤沖積統が分布する。

①領家コンプレックスは、内帯の基盤をなして全域に分布し、山間部では広く露出する。一方、奈良盆地では新生代層におおわれるが、盆地の中心部では地震探査によると地下280～320mに存在すると推定されている。領家コンプレックスは、花崗岩類・塩基性火成岩類・低圧高温型変成岩類によって構成されており、その大部分は花崗岩類によって占められる。これらの火成岩類・変成岩類の形成時期は明確でないが、古生代末から白亜紀にかけてのある時期とみなされている。

②中斷－鮮新統は、第一瀬戸内海期から室生火山岩の噴出までの時期に堆積した浅海成ないし湖沼性堆積物をいう。海成中新統としては、藤原層群・山辺層群・山粕層群が、湖沼性の中新一鮮新統には、二上層群・地獄谷層群・都介野層群・曾爾層群がある。分布範囲は相対的にせまく、領家コンプレックスの凹所に堆積したものであり、いずれも化石に富む。

③火山岩類には、室生火山岩とそれ以外のものがあり、前者は室生地方で中新一鮮新統をおおって広く分布し、後者は小岩体をなして各所に散在する。室生火山岩は、流紋岩質の溶結凝灰岩で、白岩・黒岩とよばれる二岩層は認められるが、構成鉱物の種類はほとんど同じである。層序的には室生火山岩は、都介野層群・曾爾層群の上部を占めるものとして取り扱われる。これ以外に、流紋岩質岩が二上山・高見山に、安山岩質岩が二上山・信貴山・宝山寺・畝傍山・耳成山・三笠山に分布する。これらの噴出時期は確定的でなく、また、火山として原形を残していない。

④鮮新－洪積統は、大阪層群相当層をさし奈良盆地北西部の丘陵地・生駒盆地・大和高原の小盆地に分布し、礫層・砂層・泥層からなり薄い灰質層をはさむことがある。佐保累層・白川池累層・馬見累層・生駒累層・小野味累層・古琵琶湖層群などがある。奈良盆地周辺には、小規模ながら段丘性堆積物がみられる。

⑤沖積統は、奈良盆地と山間の小盆地に主に分布し、未固結の礫・砂・泥からなる。奈良盆地での沖積層は数10mに達する。

2 中央構造帯の地質

中央構造帯は、①圧砕岩、②白亜系、③鮮新－洪積統、④沖積統からなる。

①圧砕岩は、中央構造線の運動によって圧砕されてできた岩石で、中央構造線に沿って最大数kmの幅をもって断続的に分布する。一部には白亜系以後のものもある。

②白亜系は、和泉地向斜の堆積物と考えられるもので、中央構造線に沿って最大数100mの幅をもって断続的に分布する。西部では礫岩相が、東部では泥岩相が優勢となる。奈良県内では、時代確認に可能な化石が発見されていないため、和泉層群などといわれている。

③鮮新-洪積統は、中央構造線に沿う構造谷に分布するもので、吉野層群という。本群層は、上市以東では礫相が著しい。砂泥相中では、亜灰層がはさまれることがある。このほかに、五條付近では、段丘性堆積物が発達する。

④沖積統は、吉野川に沿った低地部に発達し、未固結の礫・砂・泥からなる。

3 外帯の地質

外帯には、①三波川変成岩、②上部古生界、③トリアス-ジュラ系、④白亜系、⑤古第三系、⑥大峯酸性岩・熊野酸性岩、⑦沖積統が分布し、前四者は東西性の帯状配列を示す。大峯酸性岩体は南北性の方向をもち中央部に貫入している。

①三波川変成岩は、中央構造帯の南側に1～8kmの幅をもって、ほぼ東西に帯状に分布する。変成の時期については諸説があり一定しないが、源岩は上部古生界を含む古生界である。変成度は中央構造線に近づくほど高くなり高圧型の変成鉱物を産するが、南部では変成度の低い片岩や千枚岩が多くなる。前者の部分を上市帯、後者の部分を吉野山帯とよぶことがある。これらは全体として東西性の走向を示し、北傾斜である。

②上部古生界は、砂岩・泥岩・粘板岩・チャート・石灰岩・塩基性溶岩及び凝灰岩などの緑色岩類から構成されており、帯状構造は著しく乱されている。北部の泥岩は、御荷鉾構造線に近づくにつれて粘板岩化する。北部では三波川変成岩が、高角度で衝上して御荷鉾構造線を形成する。南部ではさらに南側に分布するトリアス-ジュラ系に低角度で衝上するため、両者の平面的分布の境界は屈曲が著しい。川上層群・西吉野層群がこれに含まれ、川上層群の石灰岩からはフズリナ化石が報告されており西南日本地質構造区分の秩父累帯中・北帯に位置すると考えられてきた。

③トリアス-ジュラ系は、主として砂岩・泥岩の互層からなるが、ところどころにチャート・石灰岩・緑色岩類の薄層・レンズをはさむ。本系は、層序・地質構造・古生物より秩父累帯南部に相当すると考えられている。天辻層群・伯母峯層群などがこれに含まれ、大迫付近の石灰質砂岩からジュラ紀を示す軟体動物化石などが報告されている。

④外帯の白亜系は、主として砂岩及び泥岩の互層からなり、緑色岩類・チャートの薄層をはさむことがある。全体として東西性の走向を示し、見かけ上は北傾斜の単斜構造である。船ノ川層群・上野地層群・平谷層群などが含まれる。化石にとぼしく正確な時代決定はできていない。

⑤古第三系は、古生界を不整合におおって点在する浅海成層である。主な分布は、中奥川流域の中奥層と稲村ヶ丘頂上の稲村ヶ岳層である。岩相は、礫岩及び砂岩を主とし、礫としては領家帯の片麻岩や三波川変成岩が含まれる。中奥層からは、古第三紀を示す有孔虫化石が報告されている。

⑥大峯酸性岩は、外帯の古生界・中生界の一般的構造方向とほぼ直行した形で、それらを貫いて侵入し、大峯山脈の中軸部を形成する形で断続的に分布するが、地下では一連のものと考えられている。また、本県の東南端には、大峯酸性岩とほとんど同じ時期の侵入と考えられる同岩質の熊野酸性岩が分布する。

⑦沖積統は、十津川及び北山川に沿った地域に非常に限られた分布を示すのみである。

4 地盤分類

県内の地盤を、土地分類基本調査の表層地質図・地形分類図等に基づく表層地盤及びボーリングデータ等により、道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）の地盤分類に基づき4種に分類すると、次の図のような分布となる。

地盤分類は、概略的に見ると以下のとおりである。

山間部 1種地盤地域	県南部及び東部の山間部では1種地盤が卓越している。 地震動を増幅しにくく、一般に堆積層が極めて浅く基盤岩深度が浅いため、液状化危険度判定の対象外地域である。
奈良盆地周縁部 2種地盤地域	盆地東縁や盆地北縁は地下水位面深度が深く液状化しにくい。しかしながらN値の低い砂質土層を比較的多く含む土質構成であるため、地下水位面深度によっては比較的液状化しやすい地域も存在する。
奈良盆地における 3種地盤地域	主に緩傾斜扇状地と氾濫平野からなり、地震動を増幅させやすい。 盆地東部の大和川流域付近は、地下水位面深度が浅く、N値の低い砂質土層を多く含むため、液状化しやすい。 盆地を流れる河川の合流付近では、比較的多くの粘性土層を含むため、地盤は軟弱であるが比較的液状化はしにくい。
4種地盤地域	奈良盆地中央部を流れる河川流域がこの地盤にあたり、全般的に氾濫平野である。 この地域の表層地盤は、極めて軟弱であり、地震動の増幅度は高く液状化の危険度も高い。

第4 奈良県内及びその周辺に分布する活断層

奈良県内の活断層は、生駒山周辺、奈良市街中心部から天理市にかけて、奈良市西部、葛城山・金剛山周辺、県南部（中央構造線）その他に存在すると考えられている。

これらの断層の確実度、活動度は、「新編 日本の活断層」（東京大学出版会）では下表のように評価されている。

奈良県付近の活断層

図中番号	断層名	確実度	活動度	図中番号	断層名	確実度	活動度
1	田原断層	I	[C]	25	葛城断層	II	B
2	高樋断層	III		26	葛城東麓断層群	I	B
3	三百断層	I	[C]	27	金剛断層	I	B
4	天理撓曲	I	B	28	五条谷断層	I	A
5	鬼ヶ辻断層	II	C	29	中央構造線	I	[C]
6	奈良坂撓曲	I	B	30	根来断層	I	A
7	佐保田撓曲群		[B]	31	桜池断層	I	A
7-a	佐保田撓曲	II		32	別所撓曲	I	C
7-b	秋篠撓曲	I		33	坂本断層	I	C
7-c	曾根山撓曲	II		34	春木撓曲	I	C
7-d	僧坊撓曲	II	[B]	36	内畑断層	I	[C]
8-a	あやめ池撓曲	I	[B]	37	神於山撓曲	I	C
8-b	松尾山断層	I	C	38	神於山断層	I	[C]
9	東畑撓曲	I	[B]	39	成合断層	I	[C]
10	普賢寺撓曲	I	[B]	40	水間北方	II	C
11	富雄川撓曲－高船断層	I	[C]	41	和東谷断層	I	B
12	矢田断層	I	[C]	42	木津川断層	I	B
13	平群断層	I	C	43	木津川断層東部	I	B
14	大和川断層	I	B	47	笠間断層	I	[C]
15	生駒断層	I	B	48	西田原断層	I	C
16	上牧	I		49	勝地断層	I	C
17	上ノ太子撓曲	I	C	50	名張断層	I	[C]
18	太子撓曲	I	C	51	枚方撓曲	I	B
19	羽曳野撓曲	I	B	52	黄檗断層	I	[B]
20	日野撓曲	I	C	53	井手断層	II	[B]
21	金胎寺山撓曲	I	C	54	邑地	III	
22	神山撓曲	I	C	55	水間断層	III	
23	葛城西麓	II	C	56	狭川断層	II	C
24	上河内－水越	I		57	千股断層	I	[C]

【確実度】

- I：確実な活断層（図中実線）
- II：活断層と推定されるもの（図中点線）
- III：活断層の可能性のあるもの（図中一点鎖線）

【活動度】

- A：平均変位速度が1 m/1,000年以上10 m/1,000年未満
 - B：平均変位速度が0.1 m/1,000年以上1 m/1,000年未満
 - C：平均変位速度が0.01 m/1,000年以上0.1 m/1,000年未満
- []がついたものは第四紀後期の約50万年間に活動しなかったと見られるもの
注）確実度、活動度が評価されていない断層もあり、これらの断層については上表の確実度及び活動度の欄は空欄としている。

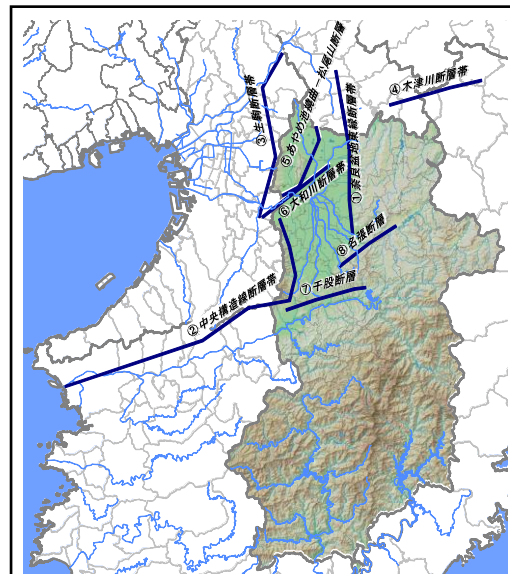
第4節 地震被害想定

第1 想定地震（第2次奈良県地震被害想定調査報告（平成16年10月公表）より）

1 内陸型地震（8断層）

前回の被害想定調査と同様の8つの起震断層を設定。政府の地震調査委員会から長期評価が公表された下記①～④に関しては、長さ、位置、マグニチュードについて見直しを行った。震源の深さについては、前回の16kmから、今回10kmに変更した。

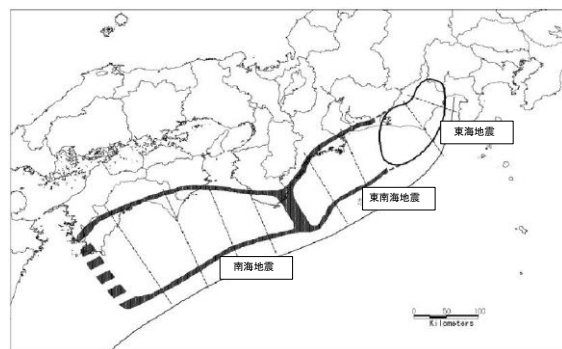
対象地震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9



2 海溝型地震（5パターン層）

海溝型地震は、中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された東海、東南海、南海地震の5つの組み合わせのケースを想定した。

対象地震	想定 マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7



国の地震調査研究推進本部では地震発生確率の長期評価を公表している。

この長期評価によると、今後30年以内に南海トラフを震源とする海溝型地震（M8～M9クラス）が、発生する確率は70%程度と高くなっている。

一方、奈良盆地東縁断層帯などの活断層で起きる地震（内陸型地震）は、発生間隔が数千年程度と長いため、今後30年以内の発生確率は低くなっている。（参考：奈良盆地東縁断層帯における今後30年以内の発生確率は、「ほぼ0～5%」）

第2 被害の特徴

1 内陸型地震

内陸型地震のなかで特に被害の大きな、①奈良盆地東縁断層帯、②中央構造線断層帯、③生駒断層帯による地震の特徴は以下のとおりで、[]の数字は被害が最大となる奈良盆地東縁断層帯の被害量を記載している。

(1) 地震動（揺れ）及び液状化

- ・県内で震度7から震度5強の揺れが想定
- ・盆地内を中心に地盤の悪い地域では、液状化発生の可能性が高い

(2) 人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの [死者：約5,200人、負傷者：約19,000人、死傷者：約24,200人]

(3) 建物被害

- ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの [全壊：約120,000棟、半壊：約83,000棟、全・半壊計：約203,000棟]

(4) 避難者数（最大と見込まれる1週間後）

[避難者数（最大と見込まれる1週間後）：約435,000人]

(5) ライフライン被害（発生直後）

[断水世帯：約434,000世帯] 断水世帯率：89%

[停電世帯：約486,000世帯] 停電世帯率：ほぼ100%

[都市ガス供給支障世帯：約257,000世帯] 供給支障世帯率：ほぼ100%

(6) その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

2 海溝型地震

東南海・南海地震同時発生の特徴は以下のとおり。

(1) 地震動（揺れ）及び液状化

- ・県内で震度6弱から震度5弱の揺れが想定される
- ・揺れは1分間以上数分間続くこともある
- ・特に最大震度6弱となるのは、県南部の7つの市町村と想定
- ・奈良盆地内の15の市町村で液状化発生の可能性が高い

(2) 人的被害

- ・死者はわずか（シミュレーションの結果斜面崩壊による4人）で、負傷者は約400人（大半は揺れ・液状化による）と想定

(3) 建物被害

- ・住家の全壊は約1,250棟、半壊は約1,200棟と想定され、大半は液状化

によるもの

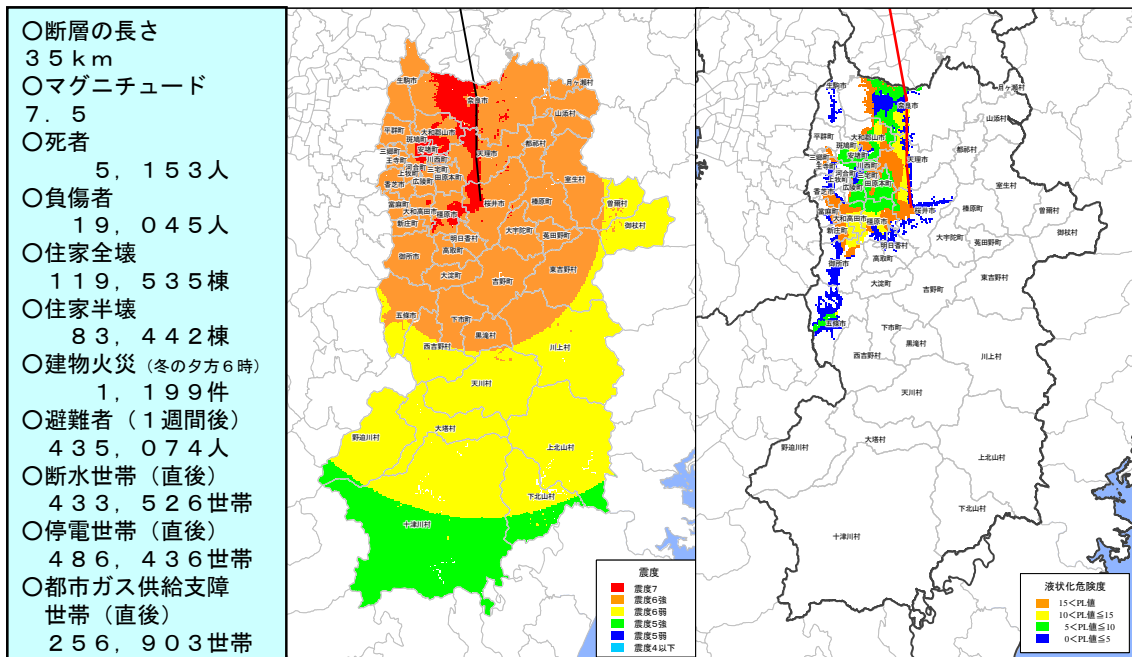
- (4) 避難者数（最大と見込まれる1週間後）
 - ・避難者は1週間後が最大になると見込まれ、約5,500人と想定
- (5) ライフライン被害（発生直後）
 - ・水道、電気、都市ガス、電話などのライフラインは、発生直後に施設被害により支障がでる世帯は10%以下と想定
 - ・しかし、東南海・南海地震は、ライフラインの県外拠点等の広域被災などによりネットワーク障害が発生すると、電力、都市ガス、電話の機能が麻痺し復旧が長期化する可能性がある
- (6) その他
 - ・県南部の道路で斜面災害等が発生した場合、住民や道路の通行者等が孤立化することも想定される
 - ・また、関東から九州まで広域で甚大な被害が発生するため、阪神・淡路大震災の時のように他府県から本県への応援は期待できない

第3 揺れと液状化

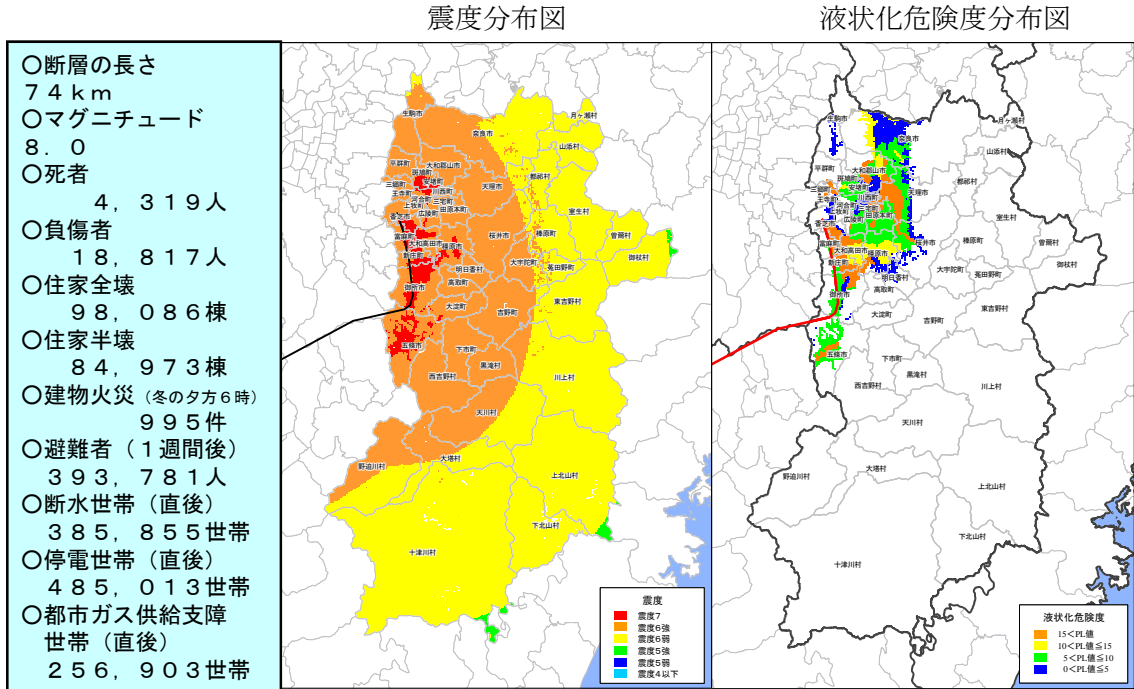
1 奈良盆地東縁断層帯

震度分布図

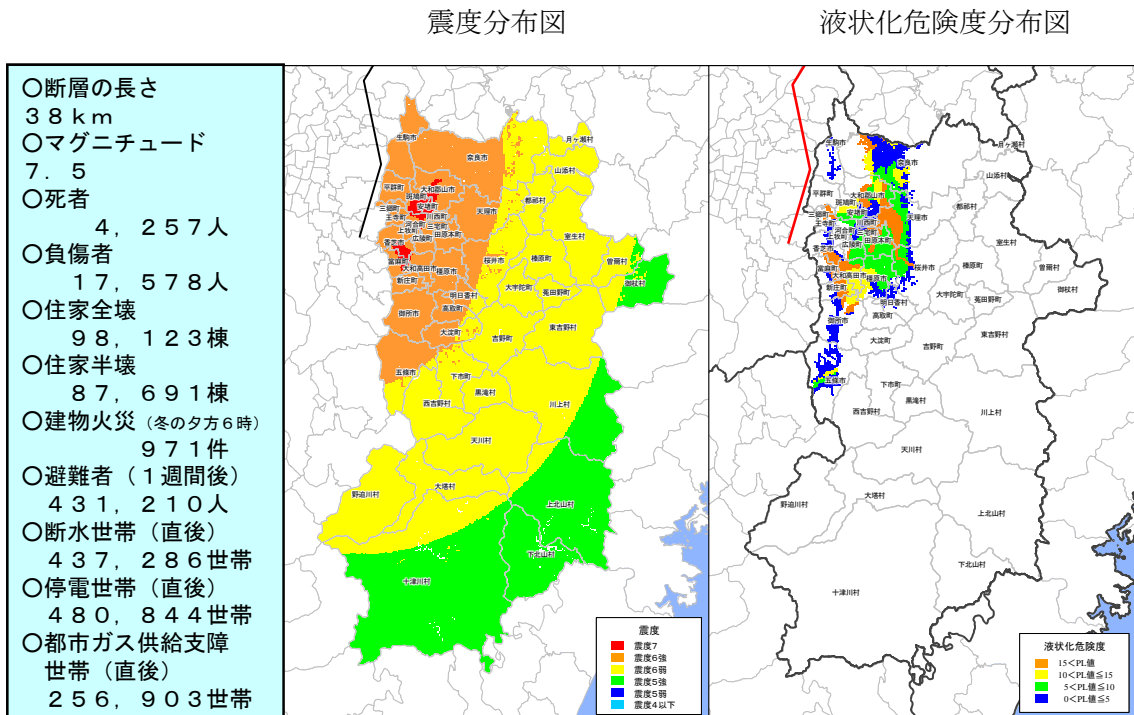
液状化危険度分布図



2 中央構造線断層帯



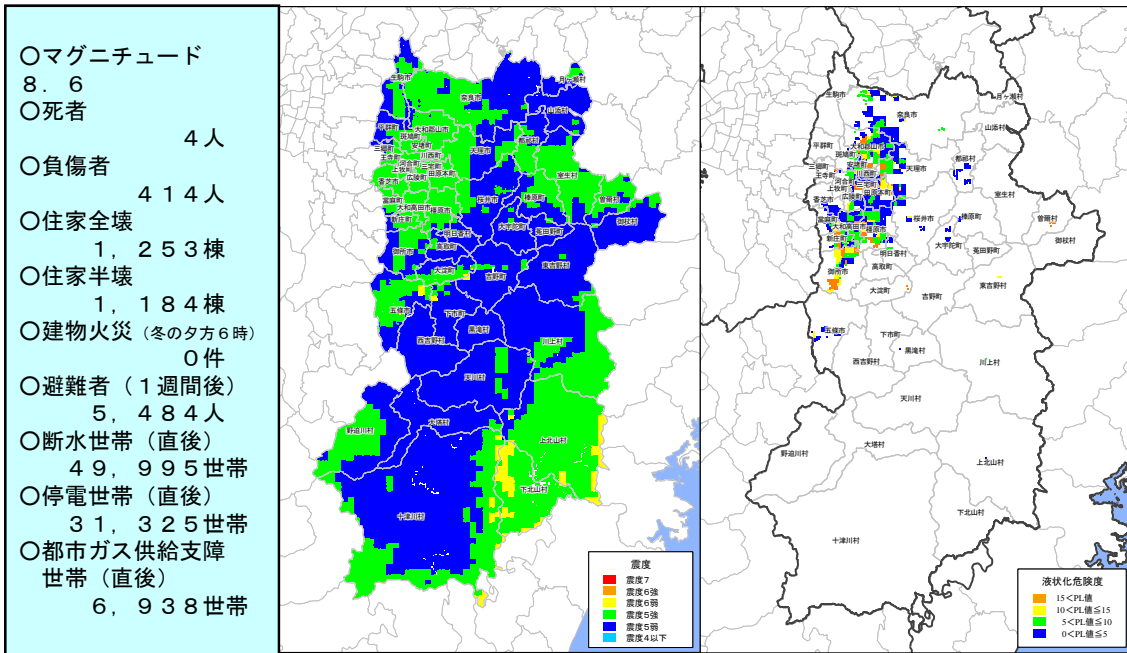
3 生駒断層帯



4 東南海・南海同時発生

震度分布図

液状化危険度分布図



第4 被害想定結果

1 各地震の震度別面積比率（全県＝100％）

各地震における県内の震度別面積比率を算出

想定地震		震度					
		4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	0.0%	0.0%	13.3%	39.8%	42.9%	3.9%
	② 中央構造線断層帯	0.0%	0.0%	0.6%	60.2%	36.6%	2.6%
	③ 生駒断層帯	0.0%	0.0%	28.7%	50.4%	20.0%	0.8%
	④ 木津川断層帯	0.0%	16.7%	36.3%	30.4%	16.7%	0.0%
	⑤ あやめ池撓曲－松尾川断層	0.0%	13.9%	41.9%	28.4%	15.4%	0.5%
	⑥ 大和川断層帯	0.0%	5.0%	41.9%	32.4%	20.0%	0.7%
	⑦ 千股断層	0.0%	0.0%	12.2%	54.4%	33.3%	0.0%
	⑧ 名張断層	0.0%	1.8%	30.9%	39.4%	27.9%	0.0%
海溝型	① 東南海・南海地震同時発生	0.0%	57.2%	41.0%	1.8%	0.0%	0.0%
	② 東南海地震	5.4%	63.0%	30.0%	1.6%	0.0%	0.0%
	③ 南海地震	25.3%	60.8%	13.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	④ 東海・東南海地震同時発生	5.4%	63.0%	30.1%	1.6%	0.0%	0.0%
	⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生	0.0%	57.2%	41.0%	1.8%	0.0%	0.0%

2 人的被害（平成12年国勢調査人口1,442,795人）

多くの人々が家にいる朝5時のケースで、揺れ、液状化、斜面崩壊、火災による死者数及び負傷者数を算出

地震区分	地震名	死者				負傷者				内)重篤者			内)重傷者		
		合計	揺れ	斜面崩壊	火災	合計	揺れ・液状化	斜面崩壊	火災	合計	揺れ・液状化	斜面崩壊	合計	揺れ・液状化	斜面崩壊
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	5,153	4,498	197	458	19,045	17,174	126	1,745	1,566	1,536	30	6,253	6,157	96
	②中央構造線断層帯	4,319	3,686	205	428	18,817	17,058	128	1,631	1,250	1,221	29	5,011	4,912	99
	③生駒断層帯	4,257	3,646	175	436	17,578	15,806	109	1,663	1,320	1,296	24	5,260	5,175	85
	④木津川断層帯	1,800	1,360	135	305	15,864	14,620	82	1,162	504	487	17	2,035	1,970	65
	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	3,675	3,126	144	405	16,579	14,939	91	1,549	1,156	1,131	25	4,603	4,537	66
	⑥大和川断層帯	3,996	3,419	157	420	16,935	15,239	96	1,600	1,239	1,217	22	4,955	4,881	74
	⑦千股断層	2,673	2,144	191	338	14,296	12,894	117	1,285	681	656	25	2,708	2,616	92
	⑧名張断層	2,643	2,127	185	331	14,261	12,875	117	1,269	674	645	29	2,696	2,608	88
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	4	0	4	0	414	411	3	0	13	12	1	58	56	2
	②東南海地震	3	0	3	0	163	161	2	0	3	3	0	25	23	2
	③南海地震	2	0	2	0	232	230	2	0	5	5	0	35	33	2
	④東海・東南海地震同時発生	3	0	3	0	163	161	2	0	3	3	0	25	23	2
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	4	0	4	0	414	411	3	0	13	12	1	58	56	2

3 建物被害（奈良県の全住家457,200棟）

住家を対象に、揺れ、液状化、斜面崩壊による全壊、半壊棟数を算出

地震区分	地震名	全壊				半壊				全・半壊			
		合計	揺れ	液状化	斜面崩壊	合計	揺れ	液状化	斜面崩壊	合計	揺れ	液状化	斜面崩壊
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	119,535	114,209	3,206	2,120	83,442	77,547	2,947	2,948	202,977	191,756	6,153	5,068
	②中央構造線断層帯	98,086	93,041	2,871	2,174	84,973	79,329	2,610	3,034	183,059	172,370	5,481	5,208
	③生駒断層帯	98,123	93,543	2,723	1,857	87,691	82,741	2,497	2,453	185,814	176,284	5,220	4,310
	④木津川断層帯	38,714	35,730	1,527	1,457	74,334	71,011	1,378	1,945	113,048	106,741	2,905	3,402
	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	84,874	80,912	2,452	1,510	84,692	80,397	2,260	2,035	169,566	161,309	4,712	3,545
	⑥大和川断層帯	92,234	87,827	2,748	1,659	85,660	80,937	2,525	2,198	177,894	168,764	5,273	3,857
	⑦千股断層	56,676	52,687	1,957	2,032	76,800	72,207	1,767	2,826	133,476	124,894	3,724	4,858
	⑧名張断層	56,167	52,338	1,874	1,955	77,915	73,628	1,681	2,606	134,082	125,966	3,555	4,561
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	1,253	1	1,172	80	1,184	34	1,036	114	2,437	35	2,208	194
	②東南海地震	520	0	465	55	498	12	406	80	1,018	12	871	135
	③南海地震	713	0	673	40	648	1	591	56	1,361	1	1,264	96
	④東海・東南海地震同時発生	520	0	465	55	498	12	406	80	1,018	12	871	135
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	1,253	1	1,172	80	1,184	34	1,036	114	2,437	35	2,208	194

4 火災被害（奈良県の全住家457,200棟）

最も火災の危険性が高い冬の夕方6時及び朝5時に火災発生、風速10m/秒を想定

地震区分	地震名	出火・延焼（冬の夕方6時）			出火・延焼（冬の朝5時）		
		炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	1,199	912	16,284	157	106	3,310
	②中央構造線断層帯	995	760	15,207	130	81	3,002
	③生駒断層帯	971	730	15,528	128	82	3,308
	④木津川断層帯	447	323	10,868	57	25	1,573
	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	853	633	14,468	112	72	3,073
	⑥大和川断層帯	920	686	14,942	122	78	3,079
	⑦千股断層	571	454	12,013	73	38	2,094
	⑧名張断層	568	445	11,835	77	46	2,421
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0
	②東南海地震	0	0	0	0	0	0
	③南海地震	0	0	0	0	0	0
	④東海・東南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0

注)
 ・炎上出火件数は、住民による初期消火により消火できなかった件数。
 ・残火災件数は、消防でも消火できなかった件数。
 ・焼失棟数は風速が大きく異なり、実際には発火時の風速に大きく影響を受けると考えられるため、本推計では風速が強い条件下で、安全側に立った想定を行っている。
 (参考)
 奈良地方気象台における気象観測年統計値
 (単位: m/s)

	最大風速	平均風速
平成13年	7.3	1.4
平成14年	8.9	1.4
平成15年	8.5	1.4

5 地震別、震度ランク別の文化財（建造物）の箇所数

文化財（建造物）の所在地における想定震度の分布を集計

地震区分	地震名	国指定文化財（国宝・重要文化財）						県指定文化財						合計					
		震度5弱以下	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	合計	震度5弱以下	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	合計	震度5弱以下	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	合計
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	0	1	3	232	27	263	0	1	7	81	17	106	0	2	10	313	44	369
	②中央構造線断層帯	0	0	42	209	12	263	0	0	20	79	7	106	0	0	62	288	19	369
	③生駒断層帯	0	1	54	206	2	263	0	2	28	76	0	106	0	3	82	282	2	369
	④木津川断層帯	0	10	135	118	0	263	0	9	45	52	0	106	0	19	180	170	0	369
	⑤あやめ池断層帯	0	2	61	200	0	263	0	5	34	67	0	106	0	7	95	267	0	369
	⑥大和川断層帯	0	2	49	212	0	263	0	4	31	71	0	106	0	6	80	283	0	369
	⑦千股断層	0	1	179	83	0	263	0	0	61	45	0	106	0	1	240	128	0	369
	⑧名張断層	1	0	176	86	0	263	0	2	65	39	0	106	1	2	241	125	0	369
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	69	194	0	0	0	263	32	74	0	0	0	106	101	268	0	0	0	369
	②東南海地震	163	100	0	0	0	263	60	46	0	0	0	106	223	146	0	0	0	369
	③南海地震	220	43	0	0	0	263	78	28	0	0	0	106	298	71	0	0	0	369
	④東海・東南海地震同時発生	163	100	0	0	0	263	60	46	0	0	0	106	223	146	0	0	0	369
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	69	194	0	0	0	263	32	74	0	0	0	106	101	268	0	0	0	369

6 その他

ライフライン被害、避難者数、医療、食料、水、生活必需品、瓦礫発生量を算出

地震区分	地震名	水道被害 断水世帯		下水道 管路被害	電力被害	都市ガス 被害	電話・ 通信被害	避難者数			医療	食料・必要物資（1日あたり）			瓦礫発生量 （単位：t）
		直後	一週間後	（被害延 km）	地震発生 直後の停 電世帯数	地震発生 直後の供 給支障世 帯数	地震発生 直後の通 信支障世 帯数	直後	一週間後	一か月後	医療需給不 足数	食料 （食）	飲料水 （リットル）	生活 必需品 （組）	
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	433,526	418,360	429.1	486,436	256,903	67,339	353,044	435,074	197,295	615	1,270,963	1,270,963	423,654	16,997,659
	②中央構造線断層帯	385,855	363,021	335.2	485,013	256,903	65,613	322,153	393,781	174,837	818	1,159,751	1,159,751	386,584	14,746,271
	③生駒断層帯	437,286	413,406	348.6	480,844	256,903	63,267	346,871	431,210	177,452	900	1,248,737	1,248,737	416,243	14,975,686
	④木津川断層帯	213,266	177,486	142.8	409,270	251,976	37,392	213,087	251,817	98,897	38	767,112	767,112	255,708	8,259,706
	⑤あやめ池断層帯・松尾山断層	399,232	378,695	310.6	467,562	256,903	59,731	318,032	398,139	160,519	762	1,144,918	1,144,918	381,638	13,441,226
	⑥大和川断層帯	410,494	393,681	337.8	478,002	256,903	61,989	328,564	411,899	169,400	817	1,182,833	1,182,833	394,275	14,248,727
	⑦千股断層	238,538	215,664	180.5	340,863	213,686	34,573	213,786	253,245	121,643	456	769,629	769,629	256,539	9,849,908
	⑧名張断層	239,409	219,351	184.5	363,056	230,922	35,306	215,244	257,094	122,257	432	774,883	774,883	258,290	9,874,533
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	49,995	24,997	4.3	31,325	6,938	0	4,490	5,484	—	0	16,164	16,164	5,391	194,055
	②東南海地震	908	455	1.7	13,000	2,721	0	1,944	2,375	—	0	6,998	6,998	2,332	78,714
	③南海地震	11,981	5,993	2.4	17,825	4,096	0	2,539	3,102	—	0	9,141	9,141	3,044	109,103
	④東海・東南海地震同時発生	919	459	1.7	13,000	2,721	0	1,944	2,375	—	0	6,998	6,998	2,332	78,714
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	50,108	25,051	4.3	31,325	6,938	0	4,490	5,484	—	0	16,164	16,164	5,391	194,055

第5 南海トラフ巨大地震の被害想定

第4節に記載の数値は、第2次奈良県地震被害想定調査報告（平成16年10月公表）のものであり、南海トラフ巨大地震に関する最新の情報については、以下の数値及び「第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画」を参照する。

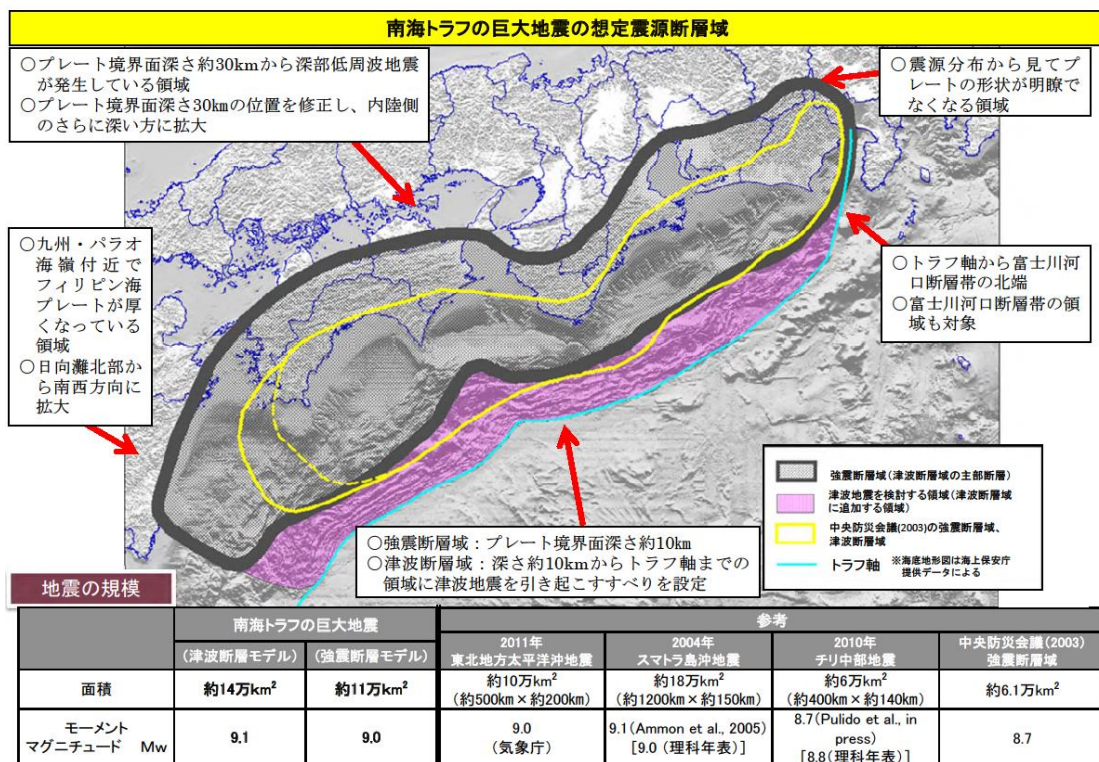
1 内閣府が公表した被害想定について

（1）前提とする地震の性格

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している。（想定される地震規模：マグニチュード9.1）

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されている（令和4年1月1日現在）。



(2) 検討経過（内閣府の検討会及び中央防災会議のワーキンググループで検討）

南海トラフの巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（座長：阿部勝征 東京学名名誉教授会）、以下「モデル検討会」という。）において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月に第一次報告として、震度分布・津波高（最小50mメッシュ）の推計結果をとりまとめ、さらに同年8月、モデル検討会において、第二次報告として新たな震度分布並びに最小10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果がとりまとめられた。

また、併行して、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（主査：河田恵昭 関西大学教授、以下「WG」という。）において、被害想定手法等の検討が進められ、平成24年8月、被害想定第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果をとりまとめ、続いて、平成25年3月、被害想定第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害がとりまとめられた。

(3) 被害想定の設定（複数ケースの比較）

① 想定する地震動

- ・モデル検討会で検討された最大クラスの地震動について、想定される複数の震源域のうち「基本ケース」と、揺れによる被害が最大となる「陸側ケース」の2パターンについて想定。

② 想定するシーン（季節・時刻）

- ・想定される被害が異なる3種類のパターンを設定。
 - (i) 冬の深夜：多くが自宅で就寝中。家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。
 - (ii) 夏の昼：木造建築物内の滞留人口が少ない時間帯
 - (iii) 冬の夕方：家庭での火気使用（暖房、炊事等）が多い時間帯
- ・火災による被害が異なる2種類の風速を設定。
 - (a) 平均風速：（参考：奈良県の平均風速：5 m/秒以下）
 - (b) 風速8 m：火災による被害が多くなる。

③ なお、国の被害想定においては、①と②の組み合わせの他、津波被害について4ケース、津波からの避難率について2ケースが想定され、全部で96ケースに及び被害想定が出されているが、本県は、津波被害に関するケース分けの影響は受けない。

2 本県において想定震度される被害の概要について

(1) 県内市町村における想定震度

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強であり、県内市町村ごとの最大震度を見ると、すべての市町村において震度6弱以上の揺れが想定されている。

南海トラフ巨大地震による各市町村における最大震度一覧

市町村	最大震度	市町村	最大震度	市町村	最大震度
奈良市	6強	平群町	6弱	広陵町	6強
大和高田市	6強	三郷町	6強	河合町	6強
大和郡山市	6強	斑鳩町	6強	吉野町	6弱
天理市	6強	安堵町	6強	大淀町	6弱
橿原市	6強	川西町	6強	下市町	6弱
桜井市	6強	三宅町	6強	黒滝村	6弱
五條市	6強	田原本町	6強	天川村	6強
御所市	6強	曾爾村	6強	野迫川村	6弱
生駒市	6弱	御杖村	6強	十津川村	6強
香芝市	6強	高取町	6弱	下北山村	6強
葛城市	6弱	明日香村	6弱	上北山村	6強
宇陀市	6強	上牧町	6弱	川上村	6強
山添村	6弱	王寺町	6強	東吉野村	6強

(2) 本県における人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、本節第6の1の(3)において設定された複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約100人	約1,700人
住家全壊棟数	約7,500棟	約47,000棟

なお、全国では最大約32万人県内における最大想定死者が想定され、そのうち約70%が津波によるものとされている。一方、県内では最大約1,700人の死者のうち約90%が建物倒壊によるものと想定され、残りは土砂災害や火災によるものとされている。

(3) 本県における施設等の被害想定

南海トラフ巨大地震により想定される県内の施設等の被害の概要は次のとおり。

① ライフライン施設被害

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン施設被害	上水道(断水人口)	約130万人
	下水道(支障人口)	約93万人
	電力(停電軒数)	約82万軒
	固定電話(不通回線数)	約23万回線
	ガス(都市ガス供給停止戸数)	約3万8千戸

② 交通施設被害

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
交通施設被害	道路施設被害(箇所数)	約920箇所
	鉄道施設被害(箇所数)	約590箇所

③避難者数

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
避難者数	発災1日後	約14万人
	発災1週間後	約29万人
	発災1ヶ月後	約23万人

④帰宅困難者数

被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)
帰宅困難者数	約13万人

⑤被災可能性のある国宝・重要文化財

被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)
被災可能性のある国宝・重要文化財(施設数)	38施設

⑥孤立可能性のある集落数

被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)
孤立可能性のある集落数(農業集落)	41集落

※被害想定の見直し(参考)

南海トラフ巨大地震の被害想定(平成24年8月公表)について、最新のデータ(建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等)に基づき、再計算されたものである。

令和元年6月の被害想定(再計算)は、マクロの被害を把握する目的で実施されており、都府県別の数値はその計算根拠を明確にするために示されたものであるため、ある程度幅をもって見る必要がある。なお、この結果は各都府県において地域の実情に応じて実施されている被害想定に影響を与えるものではないとされている。

県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
住家全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

ライフライン施設被害

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン 施設被害	上水道（断水人口）	約130万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸

避難者数

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人

第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。そのため、県、市町村及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

2 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る施設

第2 避難路の選定基準

市町村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 1 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- 2 避難路は、可能な限り余震等による沿道建築物からの落下物や倒壊、崖崩れなど二次災害の危険がない道路とする。
- 3 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- 4 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

市町村長は、地震時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を指定する。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- (3) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

2 指定に当たっての注意事項

市町村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得なければならない。

3 県への通知

市町村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

4 指定の取消

市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

県は、市町村の指定緊急避難場所整備について、その取組を支援する。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

県及び市町村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- 3 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- 4 近隣居住者を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- 5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
- 6 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

第5 指定緊急避難場所の公表

市町村は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

第6 情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- 1 テレビ放送（ケーブルテレビ含む）
- 2 ラジオ放送（コミュニティ FM 含む）

- 3 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- 4 IP告知システム
- 5 緊急速報メール
- 6 ツイッター等のSNS
- 7 広報車、消防団による広報
- 8 電話、FAX、登録制メール
- 9 消防団、警察、自主防災組織、自治会※、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

※自主防災組織や自治会等の地域の防災活動の担い手が高齢化していること等により、災害時の確実な情報伝達が課題である点にも留意する。

第7 住民への周知及び啓発

1 災害に関するリスク等の開示

市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路等を周知する。

2 ハザードマップの内容の理解促進

市町村は、震度被害マップ及び液状化被害マップ等のハザードマップを作成し、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

県は市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

3 迅速かつ適切な避難行動等の促進

「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定緊急避難場所へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。

第8 市町村における計画

市町村は、市町村地域防災計画の中で、地震災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- 1 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 2 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 3 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- 4 避難準備及び携帯品の制限等

5 その他必要な事項

第9 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や管轄市町村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

1 学校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第10 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市町村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。

また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする

第11 自宅療養者等の避難

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含

む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

県及び市町村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 避難の定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

第2 指定避難所の指定

1 指定基準

市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定にあたっては次の事項に留意する。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

2 指定に当たっての注意事項

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるもの

とする。

3 県への通知

市町村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

知事は、市町村長から指定の通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定の取消

市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

知事は、市町村長から指定を取り消す通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 住民への周知

市町村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

第3 多様な施設の利用

1 県有施設の利用

市町村は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

県は、市町村から県有施設の避難所指定について依頼があつた場合は、指定避難所としての使用に協力するものとする。

2 民間施設の利用

市町村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

県は、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」を踏まえ体制を整備する。

3 隣接市町村等における受入体制の検討

市町村は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

4 その他の施設の利用

市町村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第4 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取り組みを支援する。

1 指定避難所に指定されている施設等の整備

(1) トイレのバリアフリー化等

市町村は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図るものとする。

(2) 耐震性の強化

市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

特につり天井については、東日本大震災において落下による被害が相次いだため、撤去も含めた速やかな落下防止対策に努める。

(3) 家庭動物のための避難スペース確保

市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 設備の充実による避難施設としての機能強化

- (1) 非常用電源（外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む）、自家発電機
- (2) 衛星携帯電話等複数の通信手段
- (3) 換気や空調、照明の設備
- (4) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
- (5) 食料、飲料水、生活用品
- (6) マスクや手指消毒液
- (7) 冷房・暖房器具
- (8) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- (9) 簡易トイレ
- (10) パーティション
- (11) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等

3 要配慮者や女性及び性的マイノリティを考慮した避難施設・設備の整備

- (1) 紙おむつ等の介護用品
- (2) 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- (3) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- (4) 生理用品
- (5) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

4 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

第5 指定避難所の公表

市町村は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表

するようにする。

第6 避難所の運営

市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

1 避難所運営マニュアルの作成

市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。

また、市町村は新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

【マニュアルの主な記載内容】

1. 避難所運営の基本方針
2. マニュアルの目的・構成及び使い方
3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
5. 要配慮者への対応
6. 女性への配慮
7. 避難所のペット対策
8. 大規模災害時の避難所の状況想定
9. 関係機関の役割
10. 様式

2 避難所としての学校施設利用計画の策定

市町村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう努める。

3 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

市町村は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

4 避難所開設・運営訓練の実施

市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

県は、市町村職員に対し避難所運営研修を実施し、運営のための知見やNPOとの連携強化を盛り込むことで、研修の強化、充実を図る。また、市町村が行う避難所運営訓練について、技術的助言など市町村の訓練の実施を支援する。

5 女性や性的マイノリティの多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。

県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘察しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

6 普及啓発

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

7 平常時の感染症対策

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備

市町村は、在宅被災者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第8 市町村における計画

市町村は、市町村地域防災計画の中であらかじめ次の事項を具体的に定めるものとする。

- 1 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
- 2 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- 3 避難所等での応急教育、保育施設の開設
- 4 その他必要事項

第9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。市町村は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は、市町村に対し必要な支援、助言を行う。

第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模地震等の発生により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が大量に発生することが予想されるため、県及び市町村は、東日本大震災や大阪府北部地震の事例や教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者について

1 帰宅困難者の定義

地震等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 他府県から奈良県へ通勤・通学する者 (平成27年国勢調査)

(人)

	大阪府から	京都府から	兵庫県から	その他から	合計	県内他市町村から
総数	29,388	17,791	2,196	8,572	57,947	192,768
通勤	21,152	15,125	1,355	6,793	44,425	164,871
通学	8,236	2,666	841	1,779	13,522	27,897

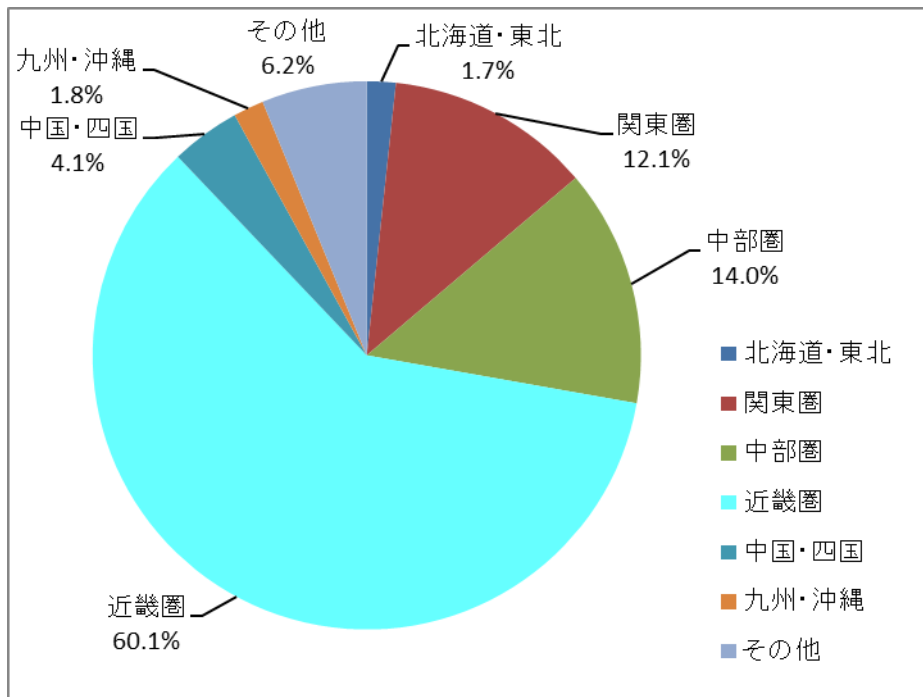
3 奈良県から他府県へ通勤・通学する者 (平成27年国勢調査)

(人)

	大阪府へ	京都府へ	兵庫県へ	その他へ	合計	県内他市町村へ
総数	154,708	20,892	5,899	12,338	193,837	192,768
通勤	136,381	14,249	4,063	10,562	165,255	164,871
通学	18,327	6,643	1,836	1,776	28,582	27,897

4 観光客

(令和元年(1月～12月)奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局)



第2 普及啓発

大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

このため、県及び市町村は、関西広域連合や隣接府県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

1 県民への普及啓発

県及び市町村は、県民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、県及び市町村は、交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

2 企業等への普及啓発

県及び市町村は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

県及び市町村は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第3 駅周辺等における滞留者対策

大規模地震等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱が発生することが予想されるため、市町村は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防止策の充実を図る。

1 駅周辺等における混乱防止

大規模な駅を抱える市町村は、駅の交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により平常時から連携体制を構築するよう努める。

2 一時退避場所や一時滞在施設の確保

駅周辺等で発生した多くの行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、市町村は、駅前滞留者対策協議会等と連携し、駅周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるため、県及び市町村は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

3 情報提供の体制づくり

県及び市町村は、一時退避場所や一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用や、関西広域連合、隣接府県・市町村、交通事業者をはじめとする民間企業、民間団体、NPO等の関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段に限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

第4 帰宅困難者への支援対策

1 徒歩帰宅者への支援

県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。

また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図る。

2 道路・鉄道等の情報共有の仕組みの確立

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等を共有する仕組みの確立に努める。

3 代替輸送の仕組みの確立

県は、関西広域連合や隣接隣府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みの確立を図る。

第5 観光客等への支援対策

- 1 県は、観光案内所等の観光案内拠点の充実や、W i - F i 等の通信環境の整備に対する支援を行う。
- 2 県及び奈良市は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として活用できるよう、平常時から情報提供や帰国支援等の体制の整備に努める。
また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。
- 3 県は、外国人観光客が、病気やケガ等の旅行上のトラブルや災害発生時において、適切に情報を入手し、的確な対応ができるよう、多言語による相談・情報提供体制の強化に努める。

第4節 要配慮者の安全確保計画

(防災統括室、福祉医療部)

要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。

平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（以下、「条例」という。）」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要であるとしている。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組に努めることとする。

併せて、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

さらに、県は、条例や「災害時要援護者避難支援のための手引き」等を踏まえ、市町村が地域住民や自主防災組織と協力ながら行う要配慮者支援の体制整備を支援していく。

第1 市町村地域防災計画への規定及び全体計画の策定

市町村は、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理するものとし、そのうち、下記の重要事項を地域防災計画に定めなければならない。また、市町村は、作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

- 1 避難支援等関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新に関する事項
- 5 避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 7 避難支援等関係者の安全確保
- 8 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

第2 避難行動要支援者名簿の整備

市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行

う。

また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所または居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。

市町村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

第3 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進めることが必要である。市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。

また、市町村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援

者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう市町村に促すとともに、作成等に関する先進事例の紹介や研修実施等により市町村を支援する。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

市町村は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の整備

令和元年7月に、県と奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、令和元年11月に発足した、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。

第6 避難所における対策

1 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入を想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。

また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバ

リアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。市町村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市町村の福祉避難所の整備においては、福祉避難所を指定するためのノウハウや人材の不足、福祉避難所の運営体制（庁内体制の整備、関係機関との連携）の構築や要配慮者支援のための専門的人材の確保などの課題がある。県は、福祉避難所の適切な指定や運用について、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知し、県内外の好事例の普及や市町村職員向けの研修等を開催するとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。

また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。

2 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、県及び市町村は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

第7 情報伝達手段の整備

1 様々な情報伝達手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスや遠隔手話通訳サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに、日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供については出来るだけ多言語で行うなど、日頃から通訳者の確保に努めておくことが理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。

2 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、県及び市町村は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。

外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、県及び市町村は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS、等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。

また、県及び市町村は、NPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

第8 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災市民組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体(又は関係団体)等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。県は市町村に対し、防災訓練における避難者受入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進めるよう促していく。

第9 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

市町村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する必要がある。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。

第5節 住宅応急対策準備計画

(地域デザイン推進局)

県及び市町村は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、不動産関係団体と連携し、大規模災害時には広域的な観点に立って民間賃貸住宅の被災者への提供等に努める。

第1 応急仮設住宅の供給体制

県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等については市町村間の連携を県が主導して進める。

さらに、大規模災害時には近隣府県等において同等以上の被災が発生し、県内の応急仮設住宅の供給が不足する可能性も踏まえ、広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

第2 木造応急仮設住宅の供給及び整備体制等の把握

県は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅の供給が不足する可能性等も踏まえ、県産材を利用した応急仮設住宅の供給体制の構築に向けて、供給規模、供給資材、施工体制など、円滑に応急仮設住宅を供給できるよう関係者間の連携に努める。

第3 応急仮設住宅の設置

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第4 公営住宅の空き家状況の把握

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第5 民間賃貸住宅の借上げ等に係る協力体制

県は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する場合等必要な時は、大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき、公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部、公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等及び被災者への住宅のあっせんに関する協力を要請する。

第6節 防災教育計画

(防災統括室、教育委員会)

災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

第1 学校における防災教育

1 趣旨

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようになる。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

(1) 幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

(2) 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

(3) 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

(4) 高等学校段階における目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。

なお、障害のある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

2 防災教育の内容

気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 風水(雪)害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (7) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (8) 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- (9) 災害時における心のケア

3 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習(探究)の時間、特別活動(学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事)などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要したりする問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。そ

の際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。

- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICTを活用するなど指導方法の多様化にも努める。
- (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- (7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
- (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。
- (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
- (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

4 教職員に対する防災研修

県及び市町村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第2 県民に対する防災知識の普及

災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、県、市町村、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県や市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、県、市町村、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで県民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。

1 普及の内容

普及する知識は、県民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

- (1) 地域の災害危険箇所
- (2) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (3) 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- (4) 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- (5) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- (6) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (7) 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (8) 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等
(アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む)
- (9) 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (10) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (11) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (12) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと
- (13) 緊急地震速報の受信及び対応 等
- (14) ライフライン途絶時の対策
- (15) 生活再建に向けた事前の備え（地震保険及び火災保険・共済等への加入 等）
- (16) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 普及の方法

県、市町村、防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- (1) 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、県・市町村広報紙、インターネット等）
- (2) 講演会・講習会等の開催
- (3) パンフレット等の作成
- (4) 視聴覚教材の貸出
- (5) 県政出前トーク
- (6) 災害リスクの現地表示
- (7) 避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校） 等

第3 職員に対する防災教育

県、市町村、防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

第4 防火管理者に対する防災教育

県及び市町村は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、県内一斉訓練及び防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。

1 防災の日及び防災週間

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- (6) 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

第7節 防災訓練計画

(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)

大規模地震発生時において、県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、地震防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、県及び市町村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

第1 訓練の考え方

県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に大規模地震を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。

第2 県・市町村が実施する訓練

1 市町村

(1) 防災総合訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

(2) 各地域での防災訓練

また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

(要配慮者の避難支援訓練を含む)

② 避難所開設・運営訓練

(要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮)

③ 安否確認訓練

(例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告する)

④ 緊急地震速報が発表された場合取るべき行動等の研修会等

なお、(1)と(2)を組み合わせ、同日に市町村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。

2 県

(1) 防災総合訓練

県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

防災総合訓練の中でも、医療団体による訓練では、医療に特化した専門的な訓練が試みられており、今後も各団体の創意工夫により実践的な訓練となるよう努める。

(2) 市町村への支援

県は、市町村が実施する防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して必要な支援を行う。

- ① 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力
- ② 消防防災ヘリコプターの派遣
- ③ 避難所訓練等のモデル事業の実施
- ④ 職員による出前トークの実施 等

(3) 地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練

県は、従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練を実施する。

(4) マニュアルに基づく研修・訓練

県が策定する「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づき、災害時に役立つ実働的な訓練や研修を行う。

(5) その他

県は、平時から関係機関とのコミュニケーションを図り、また連絡体制の確認を図るため、ライフライン防災対策連絡会やライフライン情報共有発信訓練などを実施し、「顔の見える関係」の構築と、その関係を持続的なものにするよう努める。

3 その他

県、市町村は、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

第3 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。その際には、緊急地震速報を防災訓練のシナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

また、県、市町村が実施する防災総合訓練や、地域が実施する防災訓練に、積極的に参加、協力を行うこととする。

2 その他機関等の訓練

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進める。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行うこととする。

第4 他府県等との合同訓練

県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」をより実効性のあるものとするため、毎年、各応援協定に基づく合同訓練を実施、又は参加する。

関西広域連合が実施する広域応援訓練にも、連携県として積極的に参加する。

第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

(安全・安心まちづくり推進課)

地震の最初の一撃から、もっとも重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による救出・救護活動が極めて重要となる。このため、地域住民は平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

県、市町村及び各消防局（本部）は、この取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

1 平常時の活動内容

- (1) 地震とその対策についての知識の普及や啓発
(例：学習会においての奈良県で起こりうる地震の種類についての周知、災害時行動マニュアルの作成等)
- (2) 地域における危険箇所の把握
(例：土砂災害危険箇所の現状確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)
- (3) 地域における消防水利の確認
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等)
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
(例：家庭が行う地震対策として特に重視すべき2点（家具固定と建物の耐震化）についての啓発等)
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
(例：平時よりの情報伝達経路の構築と、その経路を用いての模擬情報による訓練等)
- (6) 要配慮者の把握
(例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- (7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
(例：ボール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機の動作確認、消火器の点検等)

- (9) 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加
(例：初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所生活体験等)
- (10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)
- (11) 地域全体の防災意識向上の促進
(例：PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

2 発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達
- (5) 避難誘導
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第2 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、市町村及び消防本部（局）と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めることとする。

第3 育成強化対策

1 県の育成強化対策

県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。

- (1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言
- (2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請
- (3) 自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会の実施
- (4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣
- (5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援
- (6) 自主防災組織の結成や活性化を図り、また災害発生時には必要に応じて被災現場の情報収集及び支援情報の伝達等を担う地域防災支援担当者（県職員、OBで構成）の選任及び支援
- (7) 自主防災組織同士の連携の促進
- (8) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出
- (9) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介

- (10) 損害補償など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等

2 市町村及び消防本部（局）の育成強化対策

市町村及び消防本部（局）は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

- (1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
- (3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
- (6) 自主防災に関する啓発資料の作成
- (7) 自主防災に関する情報の提供 等

3 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施主体
- (2) 自主防災組織育成に関する計画（方針・目標・方法）
- (3) 自主防災組織への具体的支援策
- (4) その他必要な事項

第4 地区防災計画の策定等

1 地区防災計画の策定

市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。

市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

2 個別避難計画との整合

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第9節 企業防災の促進に関する計画

(防災統括室、産業・観光・雇用振興部)

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定する。県、市町村、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

第1 企業・事業所の役割

1 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国または県、市町村が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時から防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努めるものとする。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

また、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた研修の実施や普及啓発活動等を行う。

第3 市町村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第4 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

(消防救急課)

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより、防災力・消防力の強化を図る。

第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

1 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組、事業所の防災活動との連携のための取組を強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

1 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

県及び市町村等は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

(文化・教育・くらし創造部、関係部局)

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性に基づきその支援力を向上し、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、県及び市町村は、平時より奈良県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体、住民と連携・協働して活動できる環境を整備する。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

県及び市町村は、県及び市町村社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働し、平時から災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。

また、県は、県社会福祉協議会と協働して、大規模災害に備え、平時より、全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携体制強化を図る。

第2 専門技術ボランティアの確保

県は、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を収集し、関係課・関係機関等と協議のうえ、積極的な登録を図る。

(専門技術ボランティア)

- 1 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- 2 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
- 3 砂防ボランティア
- 4 外国語通訳ボランティア
- 5 手話通訳、要約筆記ボランティア
- 6 心理カウンセラー

第3 災害時活動への迅速な対応

県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速かつ効果的に災害ボランティア活動が行われるよう、平時より、県民に対し、研修や訓練等の実施により、災害ボランティア活動についての知識の習得機会を提供するとともに、ボランティア団体・NPO等の関係機関・関係団体等との連携強化を図る。

(具体的な取り組み)

- 1 災害ボランティア養成研修の実施
- 2 災害ボランティアコーディネーターの養成
- 3 ボランティアとの防災訓練の実施
- 4 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整

第12節 まちの防災構造の強化計画

(地域デザイン推進局)

震災時のまちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。

また、地震等の災害時には都市公園が防災公園としての役割を果たすことから、都市公園の体系的な整備を促進し、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

第1 都市施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

1 道路の防災機能

広幅員の幹線街路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

2 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

3 河川の防災機能

河川空間は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

第2 災害に備えた計画的なまちづくり

1 防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

2 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を楽しむまちづくりの推進

市町村は、都市計画マスタープラン等に防災に関する都市計画の方針を定め、都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を楽しむまちづくりを進める。

(2) 防災を考慮した土地利用

県及び市町村は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

市町村は、市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。

(4) 立地適正化計画による防災まちづくりの推進

市町村は、立地適正化計画を策定する場合、防災・まちづくり・建築等を担当する各部署の連携の下、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(5) 住宅の立地誘導による防災まちづくりの促進

県及び市町村は、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第3 災害に備えた取組

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

① 災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備

① 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

② 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

③ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

(1) 建築物の耐震対策

災害時における市街地の防災機能向上のため、県等は次に掲げる建築物について、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、耐震改修を促進する。

なお、防災対策上重要な、緊急輸送道路や避難路に沿った地区及び木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

① 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの

② 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送路となる緊急輸送幹線道路沿いの建築物

- ③ 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物

(2) 建築物の不燃化対策

災害時における火災等による延焼被害を防止するため、県及び建築主事を置く市は、次の建築物不燃化対策を実施する。

- ① 県及び建築主事を置く市は、防火地域・準防火地域が指定されていない市街地における延焼被害を防止するため、建築基準法に基づき屋根の性能を規定する区域の指定を行う。
- ② 県及び建築主事を置く市は、建築確認、中間・完了検査及び定期報告等の機会を捉えて、建築基準法の防火規定の遵守に係る指導を行う。

(3) 大規模建築物の適正な維持保全

災害時における火災等による大規模建築物での人的被害を防止するため、県及び建築主事を置く市は、次の対策を実施する。

- ① 県及び建築主事を置く市は、百貨店、旅館等の不特定多数の者が利用する既存建築物の防災性能や避難施設等を常時適正に維持させるために、建築基準法に基づく定期報告制度の活用により、建築物所有者等に対して建築物の安全性確保及び施設の改善に係る指導を行う。
- ② 県及び建築主事を置く市は、大規模建築物の防災性能を向上させるために、消防部局等と連携して実施する防災査察等の機会を捉えて、建築物所有者等に対して建築物の防災性能の向上に係る指導・啓発を行う。

3 災害に強いまちづくり施策

県及び市町村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 空家等の状況の確認

市町村は、二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(3) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

(4) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用

① 土地区画整理事業の活用

都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。

② 市街地再開発事業の活用

地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。

(5) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。

(6) 災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

第4 防災空間の整備拡大

県及び市町村は、防災空間として、震災時に広域避難場所、一次避難場所となる都市公園の体系的な整備を促進し、都市全体の安全性向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、震災時の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて防災公園においては、耐震性貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第13節 建築物等災害予防計画

(文化・教育・くらし創造部、地域デザイン推進局、教育委員会)

震災による人的被害の軽減のため、県及び市町村が策定した「耐震改修促進計画」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

第1 県有建築物の耐震性の確保

県有建築物は、災害発生時に防災上の活動拠点として重要な役割を担っていることから、耐震安全性の分類及び目標を定め、施設それぞれが受け持つ役割に応じた耐震性の確保に努める。

1 災害時に活動上重要な建築物

県有施設のうち次の(1)から(10)までに掲げる建築物等については、災害時に活動上重要な建築物として、その新築にあたっては、次表(Ⅰ)及び(Ⅱ)に示す耐震安全性の分類及び目標に基づき耐震性能の確保を図る。

また、既存建築物については、各施設管理者が同じく耐震安全性の分類及び目標を踏まえて耐震性の調査を行い、耐震性能の確保及び必要な補強を図る。

- (1) 災害時に応急対策活動の拠点施設となる県庁舎、総合庁舎、土木事務所等
- (2) 災害時に応急対策活動の重要な役割をもつ警察署、交通管制センター等
- (3) 災害時に応急対策活動の役割をもつ(1)及び(2)以外の建築物
- (4) 災害時に救護活動の拠点施設となる病院、保健所
- (5) 避難所と位置づけられた高等学校の体育館等
- (6) 放射性物質もしくは病原菌類を貯蔵又は使用の用に供する建築物で試験研究施設等
- (7) 危険物(石油類、高圧ガス、毒物、劇物、火薬類等)を貯蔵又は使用の用に供する建築物で試験研究施設等
- (8) 多数の物が常時日常的に利用する施設となる高等学校、社会福祉施設(心身障害者福祉センター等)、文化会館
- (9) 多数の者が利用する(8)以外の建築物
- (10) その他上記(1)～(9)以外の県有建築物

2 県有建築物の適正な維持管理

県は、非常災害時の速やかな応急活動を図るため、耐震性を含め、あらかじめ県有建築物のデータを収集・整理し、蓄積を行う。

(資料編「県有建築物の防災上の用途による分類」参照)

3 県有建築物の耐震診断・改修の推進

県有建築物については、県有建築物の耐震改修プログラムにおける耐震化実施計画をファシリティマネジメントの推進方針に即して推進し、耐震化を図る。なお、耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、県有建築物の耐震性の公表を行う。

(I) 耐震安全性の分類

分類		活動内容	耐震安全性の分類		
			構造体	非構造部材	建築設備
災害応急対策活動に必要な施設	伝達等のための施設 災害対策の指揮、情報	(1) 災害時に応急対策活動の拠点施設	I類	A類	甲類
		(2) 災害時に応急対策活動の重要な役割をもつ施設	II類	A類	甲類
		(3) 災害時に応急対策活動の役割をもつ(1)及び(2)以外の施設	III類	B類	乙類
	救護施設	(4) 災害時に救護活動の拠点施設	I類	A類	甲類
		(5)避難所と位置づけられた施設	II類	A類	乙類
人命及び物品の安全性確保が特に必要なもの		(6) 危険物(放射性物質もしくは病原菌類)を貯蔵又は使用する施設	I類	A類	甲類
		(7) 危険物(石油類、高圧ガス、毒物、劇物、火薬類等)を貯蔵又は使用する施設	II類	A類	甲類
		(8) 多数の者が常時利用する施設	II類	B類	乙類
		(9) 多数の者が利用する(8)以外の施設	III類	B類	乙類
		(10) その他(1)から(9)以外の施設	III類	B類	乙類

※耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準から引用

(II) 耐震安全性の目標

部 位	分類	耐震安全性の目標
構 造 体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていること
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保が図られていること
	III類	大地震動による構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること
非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入を円滑に行ううえにおいて支障となったり、危険物の管理上支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生したりしないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること
	B類	大地震動により構造体の部分的な損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていること
建築設備	甲類	大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できること
	乙類	大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていること

※耐震安全性の目標は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準から引用

第2 市町村有建築物の耐震性の確保

1 防災上重要な役割を果たす建築物

市町村は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

2 その他の既存建築物

市町村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

3 非構造部材の耐震対策

市町村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

第3 民間建築物の耐震性の確保

1 耐震性向上の普及・啓発

県及び市町村は、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

県及び市町村は、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

3 木造住宅の耐震診断・改修の促進

県及び市町村は、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実を図る。

4 非構造部材の耐震対策

県及び市町村は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

5 技術者の養成等

県は、市町村及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断・改修に関わる民間技術者の

知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録する。

第4 被災建築物応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備

1 被災建築物応急危険度判定士の養成

県は、余震による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（二次災害）を防止する目的で、応急的に被災建築物の被害の程度を調査し、その使用に際しての危険度を判定する被災建築物応急危険度判定士の県登録者を1,000人以上確保するよう養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

2 実施体制の整備

県及び市町村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備を行っている。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成9年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図る。

3 応急危険度判定制度の普及・啓発

県及び市町村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第5 文化財建造物等の耐震性向上対策

1 耐震性能確保

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策が採用しがたい。このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（24年6月改正）に則し、耐震性能の確保を図る。

従来文化財建造物における耐震対策については、一旦建造物を解体し補修後組み立て直す根本修理の際に、構造材に沿って補強材を新たに組み込む手法を旨としてきた。ただ時間や経費が長大にかかるため実施件数が少なく、発生が懸念される巨大地震への備えが間に合わないことが懸念されてきた。近年、大規模修理時以外の簡易な耐震補強手法の検討も進んでおり、所有者から修理執行を受託する県は所有者や関係機関と協議しながら、耐震対策工事を推進する必要がある。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果がある。県は文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

2 災害時の応急対応体制の確立

県は、災害発生時において、文化財の所有者または管理者及び市町村から被害状況を収集し、被害拡大防止のため、状況の詳細確認を行う県の文化財建造物修理技術職員を現地に早急に派遣する。そのための体制および活動指針は平成18年7月策定の「文化財災害対応マニュアル」(平成20年4月改訂)による。

文化財建造物は災害により倒壊しても、構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。県は、文化財建造物の滅失を防ぐ必要性から、文化財保護関係者に対して現地での応急対応を指導する。また、消防機関等の防災関係機関に対しては、あらかじめ文化財の所在・形状・員数等の情報を提供し、応急対応についての協力要請を行う。

(資料編「文化財災害予防計画資料」参照)

第6 その他

1 ブロック塀・石塀等対策

県及び市町村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取組の強化を図る。

2 落下物等対策

県及び市町村は、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

3 家具等転倒防止対策

県及び市町村は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第14節 災害に強い道づくり

(県土マネジメント部)

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。本県においては、紀伊半島全体のリダンダンシーを確保し、南海トラフ巨大地震等の広域的な大規模災害への対応力を高めるうえで極めて重要な幹線道路ネットワークである紀伊半島アンカールートをはじめ、「奈良県道路整備基本計画」に基づく道路の整備を進めている。

道路管理者は、定期的にパトロールを実施するとともに、なら安心みちネットプランに基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。

第1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する。

1 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所道路が寸断され、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。紀伊半島沿岸部における大震災や大規模水害等への対応力を高めるうえで、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路網として、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号などで形成される災害に強い紀伊半島アンカールートの早期整備が必要である。緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。
- (2) その他の箇所については、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。
 - ① 道路防災総点検
落石等の自然災害により道路交通への被害の発生の恐れのある箇所を把握する。
 - ② 道路の災害補修工事
道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成29年改定公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。
- (2) その他の箇所については、橋梁の耐震補強や、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修等の対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

3 トンネル・ロックシェットの整備

道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェットの安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

4 道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備を推進する。

第2 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。
- (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

1 道路管理者の役割

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

2 奈良県建設業協会等の役割

奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

(県土マネジメント部、警察本部)

平成7年に発生した兵庫県南部地震や、平成23年に発生した東日本大震災等の経験から、地震発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

第1 緊急輸送道路の指定

1 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の2つに区分し、表2、3のとおり指定する。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号など）
- ② 県内の主な市町村を相互に連絡する道路（中和幹線、国道169号など）
- ③ 京奈和自動車道ICにアクセスする道路（国道309号、国道310号など）
- ④ 災害拠点病院にアクセスする道路（石木城線、枚方大和郡山線など）

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2 緊急輸送道路と防災拠点

(1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から表1の5つに区分する。

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象とし、防災拠点の相互の連絡に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

第2 緊急輸送道路の整備

1 緊急輸送道路の整備方針

緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～令和2年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。

また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。

2 市町村道の整備

市町村は、県において指定した緊急輸送道路から各市町村の防災拠点に連絡する市町村道について計画的に整備を進める。

表1 防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対策拠点		地方公共団体	県庁
			総合庁舎
			市町村役場
			道路管理者(土木事務所)
			交通管理者(県警)
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局
			道路管理者
			気象台
			道路公社
			郵便局
輸送拠点	・緊急時における人的、物資輸送の 玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート
			卸売市場
			トラックターミナル
		交通空間を利用した 拠点	インターチェンジ
			サービスエリア
			道の駅
			鉄道駅前広場
ライフライン拠点	・日常生活に必要不可欠なライフ ラインの維持	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関 指定地方公共機関	ガス
			電気
			電話
救助活動拠点	・災害後の消火、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	災害拠点病院
		その他	広域避難地
			自衛隊基地
広域防災拠点	・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送 拠点 ・救援、復旧活動に当たる基幹の駐 屯拠点	地方公共団体(県)	県営競輪場
			第二浄化センター
			消防学校
			吉野川浄化センター

表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名（第1次）

緊急輸送道路区分	道路種別	路線名	備考
第1次	高速自動車国道	西名阪自動車道	
	その他有料道路	第二阪奈有料道路	
		南阪奈道路	
	一般国道 (指定区間)	国道24号	
		国道24号BP（橿原BP）	
		京奈和自動車道	
		国道25号	
		国道25号（名阪国道）	
		国道163号	
		国道165号	
		国道165号BP（大和高田BP）	
	一般国道 (指定区間外)	国道165号	
		国道166号	
		国道168号	
		国道169号	
		国道308号	
		国道309号	
		国道310号	
		国道369号	
		国道370号	
	主要地方道	奈良生駒線	
		枚方大和郡山線	
		大阪生駒線	
		桜井田原本王寺線	
		御所香芝線	
		橿原高取線	
		天理王寺線	
石木城線			
一般都道府県道	中和幹線		
	大和郡山広陵線		
	大和高田御所線		
	御所高取線		
	大和郡山環状線		

第1次	市町村道	奈良橿原線	橿原市
		東山線	生駒市
		萩の台60号線	生駒市
		第2東山線	生駒市
		菊美台2号線	平群町
		住川1号線	五條市
		住川3号線	五條市
		住川テクノパーク・なら4号線	五條市
		住川大淀線	五條市
		五條北部幹線	五條市
		西西部73号線	大淀町
		西部191号線	大淀町
		清水谷市尾丹生谷線	高取町

表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名（第2次）

緊急輸送道路区分	道路種別	路線名	備考
第2次	一般国道 (指定区間外)	国道25号	
		国道166号	
		国道168号	
		国道169号(奥瀬道路)	
		国道308号	
		国道309号	
		国道311号	
		国道368号	
		国道369号	
		国道370号	
		国道425号	
	主要地方道	奈良生駒線	
		笠置山添線	
		大和高田斑鳩線	
		枚方大和郡山線	
		奈良大和郡山斑鳩線	
		桜井田原本王寺線	
		桜井明日香吉野線	
		吉野東吉野線	
		下市宗検線	
		吉野室生寺針線	
		橿原高取線	
		天理王寺線	
		桜井吉野線	
		五條吉野線	
		奈良加茂線	
		天理環状線	
		奈良精華線	
		高野天川線	
		橋本五條線	
	奈良名張線		
	名張曾爾線		
	上野南山城線		
	一般都道府県道	谷田奈良線	
		大和郡山広陵線	
		天理斑鳩線	
		田原本広陵線	
		橿原神宮東口停車場飛鳥線	
		河合大和高田線	
		赤滝五條線	
		生駒停車場宛木線	
		大和郡山上三橋線	
桜井停車場線			

第2次	一般都道府県道	多武峯見瀬線	
		御所停車場線	
		室生口大野停車場線	
		矢田寺線	
		椿井王寺線	
		王寺三郷斑鳩線	
		結崎田原本線	
		大又小川線	
		大台河合線	
		上池原下桑原線	
		信貴山線	
		中筋出作川合線	
		川津高野線	
		木津横田線	
		市町村道	九条線
	六条奈良阪線		奈良市
	奈良阪南田原線		奈良市
	登美ヶ丘中町線		奈良市
	登美ヶ丘鹿畑線		奈良市
	油阪芝辻線		奈良市
	中部639号線		奈良市
	西大寺一条線		奈良市
	中部第1500号線		奈良市
	吐山天理線		奈良市
	藺町線		大和郡山市
	城廻り線		大和郡山市
	小林西線		大和郡山市
	大和小泉駅東地内3号線		大和郡山市
	一分乙田線		生駒市
	乙田東山線		生駒市
	東山支線		生駒市
	奈良阪南田原線		生駒市
	大谷線		生駒市
	536号線		天理市
	下牧・高田線	上牧町	
玉立2号線	宇陀市		
柳板大谷線	広陵町		
勢野1号線	三郷町		
勢野2号線	三郷町		
国樺小川線	東吉野村		
西部66号線	大淀町		
西部119号線	大淀町		
上垣内水ヶ峰線	野迫川村		

第3 緊急通行車両等の事前届出

1 防災関係機関の届出

県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

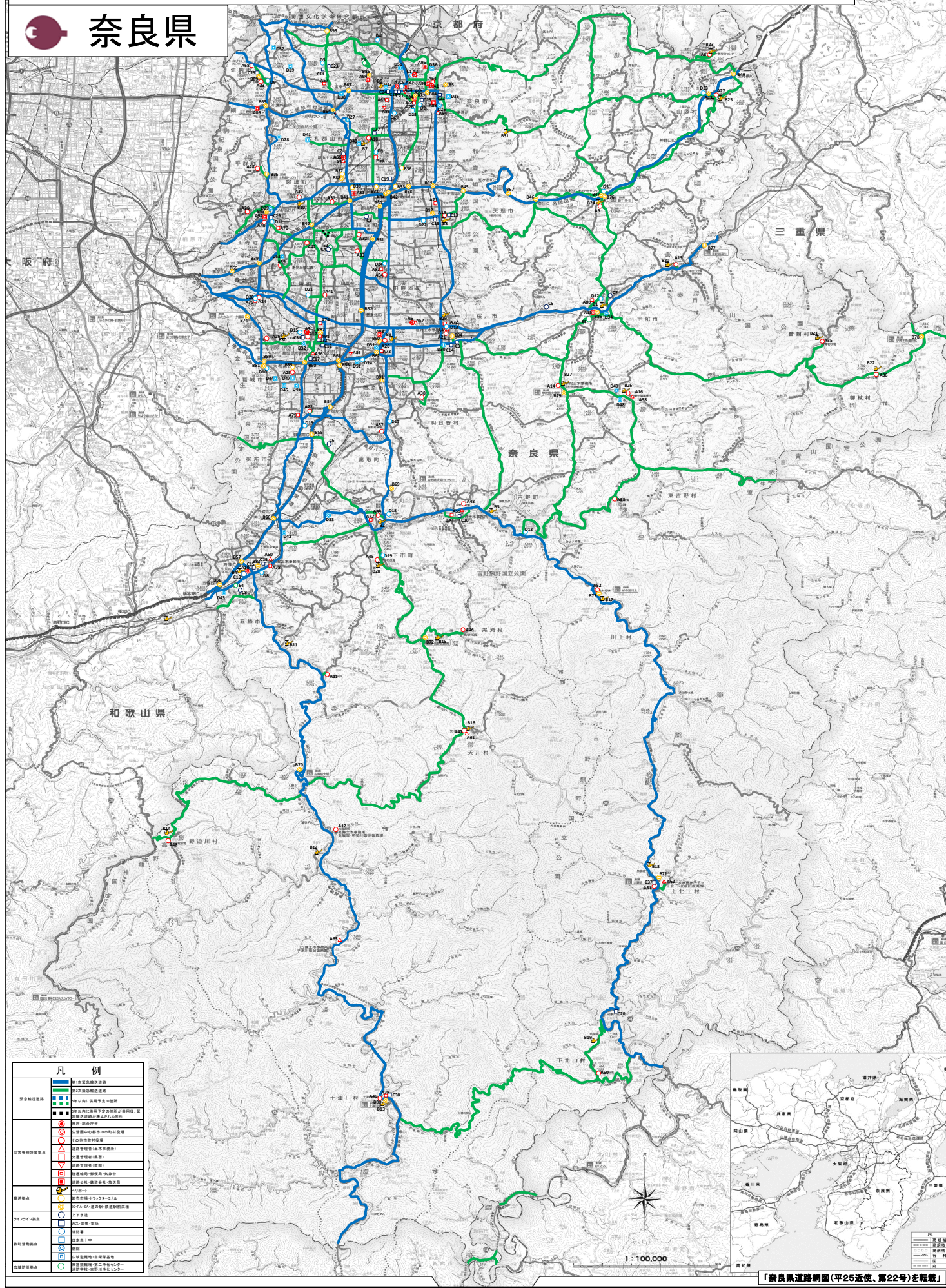
2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済証の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

(詳細については、「第3章第27節 災害警備、交通規制計画」参照)

奈良県緊急輸送道路ネットワーク図(平成30年4月)

 **奈良県**



「奈良県道路網(平25近使、第22号)を転載」

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

(防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、
ライフライン関係機関)

ライフライン施設管理者は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。
また、県は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、ライフライン施設管理者が一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築する。

第1 水道

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。

1 水道施設の耐震化

水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

2 水の融通体制の確立

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間及び隣接府県間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

4 給水データベースの整備

市町村及び県は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

5 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

市町村及び県は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 下水道

1 下水道災害予防計画

下水道施設の設置者は、施設の新設及び増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震性のある施設にする。また、市町村に対して、避難所等にマンホールトイレの整備を促していく。

すでに稼働している施設については、下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。また、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

災害発生時を想定し定期的に訓練を行い、問題点をまとめて整理する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として、必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性

を考慮した設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

4 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

- ① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備
- ② 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

- ① 無線伝送設備
 - (ア) マイクロ波無線等の固定無線回線
 - (イ) 移動無線設備
 - (ウ) 衛星通信設備
- ② 有線伝送設備
 - (ア) 通信ケーブル
 - (イ) 電力線搬送設備
 - (ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線
- ③ 交換設備
- ④ IPネットワーク回線
- ⑤ 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策浸及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設および設備の整備を図る。

① 水防関係

- (ア)ダム管理用観測設備
- (イ)ダム操作用の予備発電設備
- (ウ)防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- (エ)排水用のポンプ設備
- (オ)各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- (カ)警報用設備

② 消防関係

- (ア)消火栓、消火用屋外給水設備
- (イ)各種消火器具及び消火剤
- (ウ)火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

- ① 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
- ② オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

5 復旧用資機材等の確保及び整備

(1) 復旧用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(エ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項。

② PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第4 電信電話施設

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した通信環境確保を図るための通信設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材

の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

1 西日本電信電話株式会社

NTT西日本は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

(1) 電気通信設備等の防災計画

① 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 震災対策

災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行う。

(イ) 火災対策

- ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

② 電気通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ確実に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

② 県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

(1) 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう防災に関する教育を実施する。

(2) 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。

① 災害予報及び警報の伝達

② 非常招集

③ 災害時における通信そ通確保

④ 各種災害対策用機器の操作

⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧

⑥ 消防及び水防

⑦ 避難及び救護

(3) 総合防災訓練への参加

中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(4) 電気通信設備等に対する防災計画

① 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

② 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

③ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保

管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

④ 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(5) 重要通信の確保

① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

② 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

(6) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(7) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプタ等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④ 災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

⑤ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

⑥ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

3 KDD I 株式会社 (携帯電話)

KDD I 株式会社は、防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

① 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と

防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

- ② 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- ③ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- ① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- ② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

(5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。
- ② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信

設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

- ③ 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

(9) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

① 地震防災応急対策

(ア)地震予知情報等の伝達

地震予知情報、地震注意情報、地震に関連する調査情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。

(イ)災害対策本部等の設置

東海地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。

(ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務

KDDI株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、別に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

(エ)災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要なと認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておくものとする。

(オ)局舎、設備等の点検

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。

(カ)社員等の安全確保

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるものとする。

(キ)地震防災応急対策の実施準備

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。

(9)地震防災応急対策の実施状況等の報告

KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。

② 地震防災に関する知識の普及及び訓練

(ア)地震防災上必要な知識の普及

強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。

(イ)地震防災訓練

強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。

(10) 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

KDDI株式会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、(9)の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

① 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報（以下「南海トラフ関連情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

② 地震防災応急対策

(ア)安全の確保

推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、南海トラフ関連情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。

(イ)重要通信の確保

南海トラフ関連情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、別に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。

③ 地震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、**南海トラフ地震**に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、SB）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

地震による災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、地震発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

（1）顧客への発災時の支援

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

- ① 停電対策
- ② 伝送路対策
- ③ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備
 - (ア) 移動電源車
 - (イ) 移動無線基地局車
 - (ウ) 可搬型無線機
- ④ 緊急時・災害時の通信網整備

（2）社内体制の整備

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

- ① 対応マニュアルの徹底
- ② 非常時体制の確立と連絡網の整備
- ③ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備および防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材および予備備品なども確保している。

併せて、飲料水および食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

（3）防災訓練の実施

毎年大規模地震に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、地震の発生に備えている。

- ① ネットワーク障害対応訓練
- ② 安否確認訓練
- ③ 火災・地震の対応訓練

（4）応急復旧設備の配備

代替基地局設備

- ① 基地局の代替サービスエリアの確保
- ② 代替基地局の研究開発

5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）

（1）関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

- ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
- イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

- ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
- イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

（2）通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

（3）重要通信を確保する

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

（4）災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

（5）防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

6 こまどりケーブル株式会社

災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備（以下、設備）の被害を未然に軽減または防止するため、防災に関する計画を策定し実施する。

（1）防災教育

防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

(2) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

- ・安否確認および災害・警報の伝達
- ・情報収集・伝達
- ・各種災害対策機器の操作
- ・ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアル確認

(3) 設備等の防災計画

① 水害対策

- ・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある設備等について、耐水構造化を行う。
- ・設備用局舎は水防板・水防扉等の設置及び局舎の嵩上げを実施する。

② 風害対策

- ・暴風の恐れがある地域にある設備等について、耐風構造化を行う。
- ・受信アンテナ設備をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

③ 火災対策

- ・火災に備え、主要な設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施する。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

(4) 設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。

① テレビ受信設備

- ・位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。
- ・機器の融雪装置等の設置を実施する。
- ・受信場所を離隔し冗長受信構成を実施する。
また、気象通報等により雪害を予知した場合は、冗長受信切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

② センター設備

- ・耐雷しゃへい設置するとともに、保護継電装置を強化する。
- ・予備電源として必要な容量のUPSおよび発電機とする。
- ・発電機用燃料は24時間以上連続稼働が可能な容量とし、稼働以外は常時確保する。

③ 中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

重要中継連絡線の巡視点検を年1回以上実施する。

④ 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び災害への影響を最小限にするため、必要に応じて、情報伝達手段の強化を図る。

- ・衛星通信設備
- ・有線伝送設備
- ・IPネットワーク回線
- ・非常用電源設備

⑤ データ

データを保管するサーバーについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

災害が発生した場合において、ケーブルテレビおよび電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

① 災害対策用資機材の確保

平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材および消耗品等の確保に努める。

② 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

③ 復旧用資機材資機材の広域運営

復旧用資機材の配置を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(6) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の災害の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

1 大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）

(1) 防災体制

保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策

① 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

② 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

③ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

(3) その他防災設備

① 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア 地震計 イ ガス漏れ警報設備 ウ 圧力計・流量計

- ② 連絡・通信設備
災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。
 - ③ 資機材の点検整備
- (4) 教育訓練
- ① 社員等関係者に対する防災教育
 - ② 防災訓練
地震発生時の災害対策を円滑にするため、年に1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。
- (5) 広報活動
- ① 顧客に対するガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等の周知
 - ② 土木建設関係者に対する周知
建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

2 大和ガス株式会社

(1) 防災体制

大和ガス株式会社は、保安規程に基づいて「地震災害時の対策要領」「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」を作成し、関連会社も含めて、保安体制及び非常時体制の具体的措置内容を定める。

(2) 施設対策

- ① 導管関係施設
導管は、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管、鋼管への切り替えを早期に実施するとともに、接合部についても抜け出し阻止力の高いメカニカル継手及び溶接接合方法を維持する。
- ② 地下室等におけるガス設備安全点検の強化と安全使用に必要な知識の周知徹底
- ③ 地震計の設置
地震が発生した場合、ガス供給区域内の被害発生程度と被災地区の迅速な推定を行い、供給停止の判断及び二次災害防止に資するため、大和ガス本社内に地震計を設置する。
- ④ 緊急措置のための設備
災害発生時のガスによる二次災害の防止と迅速な復旧活動を行うために、需要家ごとの遮断装置と地域的にガスを遮断する緊急措置ブロック化を推進する。
- ⑤ 情報通信設備の整備
災害発生時に、需要家等からのガス漏れ通報、防災関連機関との連絡及び大和ガスの各部署との調整を確保するために、情報通信施設を次のように整備する。
 - (ア)災害時優先電話（災害応急復旧用無線電話）の加入
 - (イ)移動無線による通信体制の強化
 - (ウ)防災関連機関との相互支援体制の推進
- ⑥ 車両、資機材の整備

(3) 広報活動

大規模災害の発生に備えて、次の2点を重点に広報活動体制を確立する。

- ① 需要家に対するガス安全使用のためのPRの強化
- ② 土木建設関係者に、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガスの敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給に関する知識の普及を図る。

(4) 教育訓練計画

大和ガス従業員及び関連工事会社従業員に対して、ガス漏洩及びガス事故等緊急措置を重点に、教育を施し、保安意識の向上に努めるとともに、「緊急事故処理訓練」、「非常召集訓練」、「地震災害等の対策要領に基づく各種訓練」を行い、これらの諸訓練の集大成として、毎年1回総合訓練を実施する。

3 桜井ガス株式会社

(1) 設備対策

- ① ガス施設（導管）の耐震性の強化
 - (ア)中圧導管は、溶接鋼管のほか耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用する。
 - (イ)低圧導管はPE管等耐震性の高いガス導管への取替を積極的に促進し、耐震化率の一層の向上に努める。
- ② 現有車両等の整備向上及び資機材の整備

(2) 緊急対策

- ① 供給停止判断
二次災害防止を目的とした第1次供給停止判断までに至る時間を迅速に判断及び実行できるように努める。
- ② 作業員の安全確保
避難場所の確保、災害時対応マニュアル類の見直し、避難訓練を含む保安教育等に努める。
- ③ 通信手段の充実
復旧支援活動や広報活動を効率的に行うためには、外部との間において必要最低限の情報伝達が必要となるため通信手段の多重化に努める。
- ④ 防災データベースの更新
ガス防災支援システム（G-R e a c t）は大規模地震発生時に経済産業省及びガス業界が行う被災情報収集から復旧活動の立ち上げまでの対応の迅速化、的確化を図るシステムで平時からの情報更新に努める。

(3) 復旧対策

- ① 保安関連データのバックアップ
早期に復旧を目指す上で欠かすことができない需用家データや導管データ等についてはバックアップを確保しておくことが必要。
- ② 復旧作業員の安全確保
急遽駆け付けた全国各地からの復旧作業に従事する作業員の健康・安全面に配慮し検討する。

4 五条ガス株式会社

(1) 防災体制

保安規定に基づく「地震防災応急対策措置要領」及び「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」などにより、当社及び関係工事会社に対し、警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 施設対策等

① 供給設備の維持管理

② 導管及び付属設備

(ア)導管及び付属設備の設置及び維持管理

(イ)耐震性の強化

導管については被覆鋼管、ポリエチレン管及びダクタイル鋳鉄管への切替を行うとともに、継手については融着、溶接、機械的接合の採用を推進している。

③ 通信関係設備

業務用無線、災害時優先電話、及び携帯電話により対処する。

④ 防災機器を備えた製造・供給システム

(ア)局所的な地震に対してはガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため導管のブロック化を行う。

(イ)ガスによる二次災害を防止するため、一定震度以上で自動遮断するマイコンメーターの普及促進を図る。

⑤ 緊急資材の整備

地震発生に伴って緊急事故が発生した場合、早急に応急もしくは復旧措置ができるよう緊急資材を保有し、その点検を行う。

(3) 教育訓練及び震災知識普及

① 社員に対する防災に関する教育

② 地震及び緊急訓練等

地震発生時、緊急時及び非常招集時を想定して定期的に訓練を実施し、製造・供給に関する緊急操作、応急修繕、防火・消火、情報の伝達、広報に関して万全を期する。

③ ガス安全使用のための周知

顧客に対し、常にガスの正しい使い方、並びにガス漏れの際の注意事項を周知する。

5 株式会社大武

(1) 防災体制の整備

保安規定に基づき「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 施設対策

① 中圧導管は溶接鋼管の他、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用する。

② 低圧導管は耐震性に優れたPE管等への取替を積極的に促進し、耐震化率の一層の向上に努める。

- ③ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び、地区ガバナーに感震自動ガス遮断装置を設置する。
- (3) その他の対策
- ① 検知・警報設備の設置
地震発生時において速やかな状況把握を行い所用の措置を講ずるため、必要に応じ整圧器等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備等を設置する。
 - ② 連絡・通信設備の整備
地震発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。
 - ③ 資機材の整備及び確保
- (4) 教育訓練
当社及び関係工事会社の従業員に対し、防災教育・訓練を実施し安全意識の向上を図る。
- (5) 広報活動
パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

第6 鉄道

1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する恐れのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 実施計画

- ① 施設・設備の安全性の確保
鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。
- ② 施設・設備の耐震性の確保
国土交通省の通達に基づき、耐震構造への改良を計画的に実施する。

2 近畿日本鉄道株式会社

地震発生時における鉄道の被害拡大防止をするとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため対策を講じる。

(1) 施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

(2) 地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

(3) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

(4) 復旧体制の整備

- ① 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- ② 応急復旧用資機材の配置及び整備
- ③ 列車及び旅客の取り扱い方の徹底
- ④ 消防及び救護体制
- ⑤ 防災知識の普及

第7 ヘリポート

奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、震災等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。

(1) 給油施設

航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が可能となる燃料を備蓄する。

(2) 自家発電装置

送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置する。

第8 ライフライン共同収容施設等

県及び市町村は、災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

(消防救急課、福祉医療部)

県、市町村及び関係団体は、地震に起因する危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づき取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

第1 危険物施設

県、消防機関及び危険物施設の管理者等は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

1 県、消防機関が実施する対策

- (1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設の管理者が実施する対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
 - ① 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - ② 自主的な防災組織の結成
 - ③ 保安教育の充実
 - ④ 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第2 高圧ガス・LPガス施設

県及び高圧ガス・LPガス事業者等は、地震等に起因し発生するガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

1 県が実施する対策

- (1) 高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに、自主保安検査の励行を推進する。
- (2) 高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い耐震性及び安全確保の向上を推進する。
- (3) 消費者保安対策の中核推進者であるLPガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。
- (4) LPガス販売事業者、液化石油ガス設備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。
- (5) 高圧ガス保安活動促進週間等において、優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

2 高圧ガス事業者等が実施する対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) LPガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事象発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。
(資料編「ガス災害予防計画資料」参照)

第3 火薬類施設

1 県が実施する施策

県は公安委員会の協力の下に、「火薬類取締法」に基づき、関係者及び事業場等に対する取り締まり並びに保安指導に努める。

- (1) 煙火製造関係
 - ① 県内の煙火製造関係事業場に対し、定期保安検査及び随時立入検査を実施し、製造所及び火薬庫と保安物件に対する保安距離並びに製造施設等の基準維持、製造方法の指導監督を強化する。
 - ② 事業主及び従業者に対する保安意識の高揚を図り、製造にかかる諸基準の遵守徹底と製造技術向上のため保安講習を実施し、また自主保安教育を励行せしめることにより、自主保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類販売関係

① 県内の火薬類販売所に対しても前記と同じく検査を実施し、火薬庫等の保安維持と販売方法の指導監督に努める。

なお、対象となる火薬類製造業者及び販売業者は別添資料のとおりである。

② 前記①に準じて保安講習の実施に努め、また、自主保安教育を励行せしめて自主保安体制の強化を図る。

(3) 火薬類消費関係

消費現場の立入検査を強化し、消費する火薬類の運搬、貯蔵、保管についての管理状況を検査するとともに、消費にかかる技術上の基準遵守の徹底を指導監督する。

許認可上の重点事項は次のとおりである。

① 火薬庫の設置許可申請に際しては、設置場所が主な活断層や自然災害に係る危険地にかかっている場合は、事業者に対し、各種情報を提供し、設置場所の変更等を指導する。

② 工事用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、村落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても十分な措置をとらせる。また、予期できない自然災害に備えて、火薬類の貯蔵量は、必要最小限とし、火工品については、堅牢な容器に収納するよう事業者に対し、指導する。

③ 火薬類の消費許可については、当事者の安全確保と同時に付近の建物、人家並びに通行人等に対する危害予防対策を審査し、また一時的な火薬類の貯蔵、保管について管理の適正を期するための措置をとらせる。

2 施設管理者等が実施する対策

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施する等、点検・整備の励行に務める。

また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

第4 毒物・劇物保管施設

1 県が実施する対策

(1) 毒物・劇物営業者に対し当該保管施設について防災を考慮し、耐震化を図るとともに、流出による被害防止を図るよう指導する。また、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管、管理等を指導する。

(2) 毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。

(3) その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

2 施設管理者が実施する対策

(1) 施設の管理・点検等の強化を図る。

(2) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。

(3) 除毒作業に必要な中和剤を備蓄する。

(4) 従事者に対し教育・訓練を実施する。

第5 放射性物質施設

県は、地震に起因する放射性物質汚染の一次災害を予防するため、医療法に基づきX線装置、診療用放射線照射装置等を使用する病院、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は、放射性物質施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

第18節 水害予防計画

(県土マネジメント部)

地震の発生により、河川管理施設等が破壊され、二次災害としての水害の発生が懸念されるため、各施設の耐震性能の評価、耐震補強等を計画的に進める。

第1 河川・ダム施設

1 河川・ダム施設の点検、整備

地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。

特に、地震による影響として、奈良盆地部で液状化が発生する可能性があり、液状化の危険区間の整理を行い、計画的に河川施設の補強等を進める。

また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

第19節 地盤災害予防計画

(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)

地震による大規模な二次災害の発生を未然に防止するための対策の整備を図る。

第1 地盤災害危険箇所の現況

本県の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。

令和3年度末時点

	地すべり (砂防・災害対策課)	急傾斜 (砂防・災害対策課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)
奈良市	245	354	178
大和郡山市	17	15	12
天理市	78	113	89
橿原市	15	0	1
桜井市	289	353	123
五條市	260	516	178
御所市	145	73	73
生駒市	120	180	32
香芝市	41	44	23
葛城市	53	35	42
宇陀市	388	816	359
山添村	71	149	73
平群町	44	73	36
三郷町	19	16	12
斑鳩町	9	9	13
曾爾村	70	51	60
御杖村	150	105	88
高取町	83	134	43
明日香村	59	148	20
上牧町	0	11	6
王寺町	11	22	6
河合町	0	9	3
吉野町	244	375	119
大淀町	196	232	70
下市町	159	423	90
黒滝村	54	62	93
天川村	41	92	90
野迫川村	46	38	93
十津川村	67	189	320
下北山村	31	49	75
上北山村	13	39	71
川上村	28	98	98
東吉野村	90	121	143
合計	3,136	4,944	2,732

第2 地盤災害危険区域の指定

1 地すべり防止区域

県は、地震を誘因とした地すべりに備えるため、今後とも地すべり危険箇所の実態調査に努めるとともに、地すべり危険箇所の調査結果の周知を図り、人家、公共施設等を地すべり災害から守る。

また、地すべり危険箇所のうち、きわめて危険度が高いものであって公共の利益に密接な関連を有する地域を地すべり防止区域に指定し、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

県及び市町村は、地すべり危険箇所の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。

2 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所は勾配が30度以上の急峻な地形であり、地質にかかわらず地震により崩壊の危険はきわめて大きいため、県は、今後とも急傾斜地崩壊危険箇所実態調査に努める。

また、危険度の著しく高いものから、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、指定区域には、標柱及び標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に、防災パトロール等を実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導し、必要に応じて防災措置の勧告又は防災工事の施工等改善命令を行う。

県は、崩壊防止工事については、「急傾斜地崩壊防止法」に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不適合と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、崩壊防止事業を施工する。

3 山地災害危険区域

県は、今後とも山地災害危険区域（山地崩壊危険箇所）の実態調査に努め、あわせて森林整備保全事業計画に基づき、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険区域のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、緊急を要するものから順次防止工事を実施する。

（資料編「山地災害危険地区（治山）」参照）

第3 ため池の整備

1 現況

本県には、約4,200余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。

大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。

2 計画方針

大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設

等にも及ぶことが心配されている。

災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、低水管理や保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。

(1) ため池等防災対策推進事業の実施

① ため池防災対策調査計画事業の実施

県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する機能診断調査やため池の定期的な監視（以下、ため池パトロールという。）等を進める市町村等に対して支援を行う。

② ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、市町村等からの申請に基づき、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を行う。

(2) 防災減災対策の啓発・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知や緊急連絡体制の整備を行うとともに、管理者等に対して、ため池パトロールを通して日常の管理・点検実施の周知徹底を行う。

あわせて、「ため池支援センター」を設置し、防災重点ため池の管理者からの相談に直接対応し、管理等に関する助言を行う。

(資料編「防災重点ため池」参照)

第4 宅地の安全性の向上

1 宅地の安全性

県及び市町村は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

また、大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取り組む。

2 宅地防災パトロール

宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告または改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

第5 宅地災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定士の養成

県は、二次災害を防止する目的で、被災宅地の被害の程度を調査し危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を100人以上確保するよう養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

2 実施体制の整備

県及び市町村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

3 宅地危険度判定制度の普及・啓発

県及び市町村は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第6 がけ地近接危険住宅移転

市町村は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進し、県は、必要な技術的指導を行う。

第20節 地震火災予防計画

(消防救急課)

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが主である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、県及び市町村等は、次の対策を実施する。

第1 出火防止・初期消火

- 1 各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- 2 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- 3 地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第2 火災拡大要因の除去

1 建築物不燃化対策

- (1) 県は、市街地における建築物の不燃化を進めるために、防火地域・準防火地域未指定の市町村に指定を指導するとともに、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の適用、市街地再開発関連事業の推進等による防災性能の向上に努める。
- (2) 県及び建築主事を置く市は、防火地域・準防火地域の指定外の地域内の建築物の新築、増改築に際し、建築確認申請受付時に、建築物の不燃化について建築基準法の防火規定に準じた指導を行う。
- (3) 県及び建築主事を置く市は、百貨店、旅館等の不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保するために、防災・避難施設等の調査点検及び建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活動により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

2 消防活動対策

県及び市町村は、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第3 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)並びに「消防水利の規準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

- 1 県は、消防施設強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業等の補助制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対

策を推進する。

- 2 市町村は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層や女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
- 3 市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- 4 市町村は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第4 航空消防防災体制の推進

- 1 県は、震災時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ適確に行うため、消防防災ヘリコプターの活用を図る。
- 2 県は、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の整備充実、ヘリコプター応援協定、県相互の連携等消防防災ヘリコプターの運用に効率的な環境整備に努める。
- 3 県は、震災時において自衛隊、警察等他のヘリコプター保有期間と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整を図る。

第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画

(防災統括室)

地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。

第1 計画の概要

1 計画年度

令和3～令和7年度

2 事業の実施

県及び市町村は第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。

3 地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

第2 対象事業及び事業費等

県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。

(別表) 計画項目及び事業量・事業費 (地震防災緊急事業五箇年計画総括表)

事業項目	事業量		事業費 (百万円)
1号 避難地	1.1 ha	1 箇所	2,267
2号 避難路	7.48 km	4 箇所	1,368
3号 消防用施設	170 箇所		3,981
4号 消防活動用道路	km	箇所	
5号 緊急輸送道路等			
5-1号 緊急輸送道路	67.5 km	103 箇所	54,761
5-2号 緊急輸送交通管制施設	47 箇所		167
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
5-4号 緊急輸送港湾施設	箇所	バース	
5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース	
6号 共同溝等	2.1 km	3 箇所	1,899
7号 医療機関	施設		
8号 社会福祉施設	施設		
8の2号 公立幼稚園	4 棟	4 学校	399
9号 公立小中学校等			
9-1号 校舎	棟	学校	
9-2号 屋内運動場	棟	学校	
9-3号 寄宿舍	棟	学校	
10号 公立特別支援学校			
10-1号 校舎	棟	学校	
10-2号 屋内運動場	棟	学校	
10-3号 寄宿舍	棟	学校	
11号 公的建造物	18 施設		6,951
12号 海岸・河川			
12-1号 海岸保全施設	箇所	m	
12-2号 河川管理施設	箇所	m	
13号 砂防設備等			
13-1号 砂防設備	箇所		
13-2号 保安施設	箇所		
13-3号 地すべり防止施設	箇所		
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	箇所		
13-5号 ため池	15 箇所		2,148
14号 地域防災拠点施設	2 施設		5,572
15号 防災行政無線	63 箇所		1,948
16号 水・自家発電設備等	1 箇所		124
17号 備蓄倉庫	2 箇所		321
18号 応急救護設備等	基		
19号 老朽住宅密集対策	ha	箇所	
合計			81,906

※本表は令和5年2月時点のものであり、国との事前協議終了後の内容である。

第2.2節 防災体制の整備計画

(防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)

県、市町村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。県は、広域防災拠点の指定、整備を進め、大規模災害時に関係機関相互の応援が円滑に行えるよう努める。県、市町村は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

第1 県の活動体制

県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。

1 県庁舎等の機能強化

災害応急対策活動に使用する県庁舎等の県有施設については、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。

2 災害応急対策活動に従事する県職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する県職員の食糧、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県の災害応急対策活動を維持するため災害応急対策活動に従事する県職員用の物資の備蓄を推進する。

3 防災拠点

県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。

(1) 防災拠点

災害応急対策活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの拠点の機能を満たす施設

- ① 進出拠点 応援部隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む)。
- ② 救助活動拠点 被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点
- ③ 物資輸送拠点 支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点
- ④ 航空搬送拠点 航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点
- ※ 災害対応拠点 県内で災害対応を実施する拠点(県庁、市町村役場、消防署、警察署、病院 など)

(2) 広域防災拠点

全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設

県は、以下の施設を広域防災拠点として予め指定する。広域防災拠点は、大規模災害発生時に、警察・消防・自衛隊等の部隊が集結し速やかに救助活動を行うことや、各地からの支援物資の受入れ・集積・分配を円滑に行う機能を有する施設とする。

なお、大規模広域防災拠点については、防災機能の早期効果発現のため、整備途中に

においても、災害時には部隊の集結やベースキャンプ地として活用していく。

【広域防災拠点指定施設】

- ①大規模広域防災拠点
- ②県営競輪場
- ③第二浄化センター
- ④消防学校
- ⑤吉野川浄化センター
- ⑥奈良市都祁生涯スポーツセンター
- ⑦宇陀市総合体育館
- ⑧昴の郷
- ⑨下北山スポーツ公園

また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進めている。

今後も引き続き、大規模災害発生時に必要となる機能を発揮できるよう、施設の追加指定について検討を進めている。

（3）大規模広域防災拠点

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。

この大規模広域防災拠点は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付けられており、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行う必要がある。このことを踏まえ、災害発生時には防災機能を直ちに発揮できるよう、整備の段階に合わせて拠点を活用していく。

引き続き、固定翼機による情報収集、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）でのDMAT（災害医療派遣チーム）による医療活動、大型輸送機による広域応援部隊や支援物資の大量受け入れなど大規模広域防災拠点が有する機能について、整備の段階に応じて向上させていく。

4 震災対応マニュアルの作成等

県の各部局（課・室）は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害対応マニュアルを作成し、職員に周知を図るものとする。特に、毎年の人事異動に伴う転入職員に対しては、その内容の周知徹底を図る。

また、県の各部局は定期的に関係機関と連携した訓練や「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。

さらに、県災害対策本部設置時には、県職員全員が災害対策本部要員となることから、県職員は、平常時からその自覚を十分に持ち、防災や災害対応に関する知識の修得に努める。県防災統括室は、そのための研修等を実施し、県職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

第2 市町村の活動体制

市町村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。また、災害時に業務が継続できるよう、市町村において業務継続計画の策定に努めるとともに、県はその取組を支援する。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

市町村は、防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

県は市町村に対し、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。

第3 地震観測体制及び地震調査研究の推進

1 地震観測

- (1) 県が行う観測（震度情報ネットワークシステム）

県は、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるように県内各地に設置した計測震度計により観測された震度データを収集し、総務省消防庁、奈良地方気象台へ送信する。

- (2) 気象庁が行う観測

気象庁は、地震発生時の震源要素の決定、地震及び津波に関する情報発表のため、地震計、計測震度計等を設置して観測しており、報道機関にも情報を提供する。

- (3) 独立行政法人防災科学技術研究所が行う観測

独立行政法人防災科学技術研究所は、全国に強震計を設置し、被害を起こすような強い地震動をとらえ記録できる観測網（K-NE T）を構築している。

2 地震調査研究の推進

県は、地震被害想定調査等の精度を向上させるために地盤データの収集や地下構造調査等が不可欠である。その為、ボーリングデータの収集・データベース化、県震度情報ネットワークシステムで記録した地震波形データの有効活用等、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している国や大学等の研究機関と連携し、総合的に推進することとする。

第4 防災関係情報の共有化

- 1 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。
- 2 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

第5 大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- 1 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。
- 2 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
- 3 大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

第6 大規模停電対策

- 1 県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

- 2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。
- 3 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- 4 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努

めるものとする。

- 5 県、市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- 6 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- 7 県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第23節 航空防災体制の整備計画

(消防救急課)

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配備し、効果的な運航体制の保持に努める。また、市町村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

第1 県消防防災ヘリコプターの配備

1 県消防防災ヘリコプターの配備

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと2000」を平成12年8月に配備し、平成12年12月から運用している。

- (1) 機種 ベル式412EP型
- (2) 座席数 15席
- (3) 全備重量 5,398kg
- (4) 巡航速度 200km/h
- (5) 主要装備 テレビ映像電送装置、ビデオ録画装置、消火タンク・消火バケツ(空中消火装置)、ホイスト装置(救助用吊上機)、カーゴフック(懸架装置)、救命用担架装置、機外拡声装置、照明装置、防振カメラ

2 運航体制の整備

県は、県内消防本部から派遣された職員で構成する県防災航空隊において、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の充実を図り、迅速かつ効果的な消防防災ヘリコプターの運航体制の保持に努める。

3 協力体制の確立

県は、警察、他府県、自衛隊等のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるような密接な連絡調整を図る。

また、次のような場合の災害応急活動等に支障をきたさないよう、引き続き各関係機関との協力体制、連携強化に努める。

- (1) 本県の消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航できない時
- (2) 災害の規模が大きく、他のヘリコプターの応援が必要な時

4 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項を市町村地域防災計画においてあらかじめ定める。

- (1) 要請担当窓口
- (2) 派遣要請手続き
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- (4) その他必要な事項

第2 奈良県ヘリポートの整備

奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、災害等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。

1 給油施設

航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が一定時間可能となる燃料を備蓄する。

2 自家発電装置

送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置する。

第3 緊急ヘリポートの整備

- 1 市町村は、あらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保し、市町村地域防災計画に記載する。
- 2 ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- 3 県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を調査する。
- 4 県及び市町村は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

第24節 通信体制の整備計画

(防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部)

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。

第1 県の情報通信施設等

1 県防災行政通信ネットワーク

(1) 現況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。

(2) 災害予防計画

県、市町村及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的実施する。

2 中央防災無線網

中央防災無線網は、大規模災害時等の緊急時に、迅速な国との情報交換を目的に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部を結ぶ通信網で、平成7年12月から運用している。

3 消防庁消防防災無線網

県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。また、衛星系回線としては地域衛星通信ネットワークによる運用を行っている。

4 大和路情報ハイウェイ

(1) 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時における県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町村におけるアクセス回線の二重化について平成29年3月から整備・運用している。

(2) 災害予防計画

県、市町村と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。

第2 市町村防災行政無線設備

1 現況

市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和4年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。

(1) 同報系無線

屋外拡声器や家庭内の戸別受信機により、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用される。

(2) 移動系無線

災害現場から市町村役場までの現地災害情報の伝達のほか、広報車による地域住民への情報伝達にも活用される。

2 災害予防計画

(1) 市町村は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

(2) 市町村は、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。

(3) 市町村は、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

3 整備計画

(1) 未整備の市町村にあつては、同報系、移動系各デジタル無線網等の導入整備に努める。

(2) 整備済みの市町村にあつては、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。

(3) 市町村は住民への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。

(4) 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。

第3 電信電話設備（災害時優先電話）

N T T西日本は、県・市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようN T T西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。

第4 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等の放送施設は、施設の耐震等強化、非常用放送設備の確保、連絡通信手段の確保を積極的に推進する。また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的実施する。

第5 その他の通信設備

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第6 非常通信体制の充実強化

県をはじめとした自営の通信施設を保有する機関は、個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

県・市町村及び防災関係機関は、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第7 通信訓練

県及び市町村等は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第8 緊急速報メール

市町村は、住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、地震の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

第9 Lアラート等

県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。

市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知できる。

第10 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

1 衛星携帯電話

市町村は、避難所の機能強化の為、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

2 市町村防災行政無線

市町村は、避難所等と双方向の通話が可能な市町村防災行政無線の整備に努める。

第25節 孤立集落対策

(防災統括室)

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

県及び市町村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担

1 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておくものとする。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）ものとする。

2 市町村

民間通信インフラがつかない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は、簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

市町村は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

3 県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

県は、孤立する可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。

第26節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 人的支援体制の整備

- 1 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- 3 県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。
- 4 被災市町村への支援にあたっては、国（総務省）の応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む）を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。なお、県は、円滑かつ十分に支援を実施することができるよう、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の育成及び確保に努めるものとする。

第2 被災者受入体制の整備

- 1 大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を市町村と連携して進める。
- 2 大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

第3 広域防災体制の確立

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第27節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）

県内において地震が発生し、県又は被災市町村では救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- 1 県及び市町村は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備し、実効性の確保に留意する。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくものとする。
- 3 県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順等を取り決めておくものとする。
- 4 県は、他の都道府県等へ応援要請した際の人的支援受入のため、被災市町村への応援体制を含む、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル）を整備するとともに、必要に応じて修正をする。
- 5 県は、市町村へ県受援マニュアルと整合のとれた市町村受援マニュアルの作成を支援する。
- 6 災害時に、県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣する。
- 7 県及び市町村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

第2 応援受入体制の整備

- 1 県及び市町村は、あらかじめ災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。
- 2 県は、国や他の都道府県からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」により、応援受入体制の整備をしておくものとする。
- 3 県は、災害時に応援職員の派遣要請を行うため、関西広域連合の枠組みによる応援や、「応急対策職員派遣制度」に基づく応援等について、関西広域連合や全国知事会、総務省等の関係機関との連携体制の構築に努める。また、応急対策職員派遣制度を活用した受け入れについては、訓練等を通じて、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進に努める。
- 4 県は、国、関西広域連合、全国知事会等からの視察に備え、視察対応班や航空運用調整班等の業務の整理をしておく。
- 5 県及び市町村は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第3 広域防災体制の確立

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第28節 保健医療計画

(福祉医療部)

災害発生後48時間(いわゆる「急性期」)は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる保健医療活動体制の整備を図る。

第1 保健医療活動体制の整備

1 市町村

- (1) 市町村は、地区医師会等の医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 市町村は、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。

2 県

- (1) 県は、災害拠点病院等(DMAT指定病院、市町村立病院等)及び医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の保健医療活動についての協定を締結する。また、災害時の保健医療活動に必要なその他の団体と協定の締結について検討する。
- (3) 災害時保健医療活動を円滑に行うため、市町村、県医師会、地区医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制の整備を図る。
- (4) 県は、災害医療コーディネーター、透析災害医療コーディネーター、周産期災害医療コーディネーターの設置を含めた保健医療活動体制の整備を行う。
- (5) 災害時の患者及び傷病者の搬送体制を確立するため、災害拠点病院等及び県病院協会等と、後方医療体制の整備に向けた調整を図る。
- (6) 県内医療機関との連絡体制の構築については、第2で示すところによる。
- (7) 保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策局内の訓練を行う。
- (8) DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修受講を推進する。

3 県保健所

- (1) 県保健所は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村等との連絡体制(地域災害医療対策会議)の整備を図る。
- (2) 県保健所は、感染症対策、防疫対策、食中毒対策等の拠点としての整備を図る。

- (3) 県保健所は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防のため、防疫用品等の備蓄を図る。
- (4) 県保健所は、管轄地域内における災害時保健医療活動を指揮調整するため、地域保健医療調整本部の体制整備及び充実に努める。

4 DMAT（災害派遣医療チーム）の整備

- (1) DMATは、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動できる、機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では25チーム編成されている。
- (2) 県は、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、DMATの更なる整備を促進する。
- (3) 県は、災害時にDMAT及び関係機関が円滑に連携できるように、災害医療コーディネーター等のコーディネーターも参加する研修・訓練等を行うとともに、奈良県DMATコーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。
- (4) 災害拠点病院・DMAT指定病院は院内災害対応マニュアルに他府県DMATの受入にかかる受援計画の整備を図る。

5 災害拠点病院の整備

- (1) 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受け入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。
- (2) 県では、各保健医療圏で中心的役割を担う地域災害拠点病院として6病院を、災害医療の中心的役割を担い、地域災害拠点病院の機能強化、要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院として、県立医科大学附属病院を指定している。
- (3) 県は、全ての災害拠点病院において、DMATの更なる整備推進、災害訓練の実施、ヘリポートの整備の促進を図る。また、被災後、早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を図る。

(R1.11.1 現在)

区分	病院名		DMAT整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	5
		市立奈良病院	3
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2
	西和保健医療圏	近畿大学奈良病院	2
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2
	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	3
DMAT指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	2

6 災害対応マニュアルの整備

医療機関は、災害時に備え防災体制、入院患者への対応、傷病者の受入体制、医療救護班の派遣方法等を記した災害対応マニュアルの作成を図る。

7 傷病者、医療救護スタッフの搬送体制の確保

県は、災害時において効率的・効果的な医療救護活動を行うため、消防機関等と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制の整備を図る。

第2 災害時における連絡体制の構築

1 広域災害救急医療情報システムの整備

県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を相互に収集・提供するため、奈良県広域災害救急医療情報システムを整備するとともに、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）を活用し、関係機関の連絡体制の構築を図る。

- (1) 県は、災害時の円滑なシステム運用を図るため定期的に訓練を実施する。
- (2) 関係機関は、災害時の受入情報の入力等、システムを運用するための体制整備に努める。

2 防災行政通信ネットワーク・衛星携帯電話等の通信手段の整備

県は、保健所、県立医科大学附属病院等に設置される防災行政通信ネットワークや、保健所、災害拠点病院等が保有する衛星携帯電話、関係機関の緊急連絡網（奈良県DMAT運用マニュアル等）等、医療情報の収集、伝達手段の確保を図る。

3 緊急走行車両の整備

県は、災害時の電気通信回線途絶時における情報収集伝達手段を確保するため、保健所等関係施設に自転車、バイク、その他緊急走行車両を緊急時に配備できるよう努める。

第3 広域医療体制の確立

1 広域搬送体制の構築

- (1) 被災地域外の災害拠点病院等の医療機関や、県外へ重傷患者を搬送するため、奈良県ドクターヘリの活用を図る。また、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）及び和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリとの連携体制を確立するとともに、県防災ヘリの活用を図る。
- (2) 県は、ドクターヘリにおける災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な航空搬送拠点の整備に努めるとともに、災害拠点病院において、被災地域からの傷病者の直接受入が可能なヘリポートの整備を促進する。
- (3) 県は、広域搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）の設置に必要な体制を整備する。

2 広域医療体制の構築

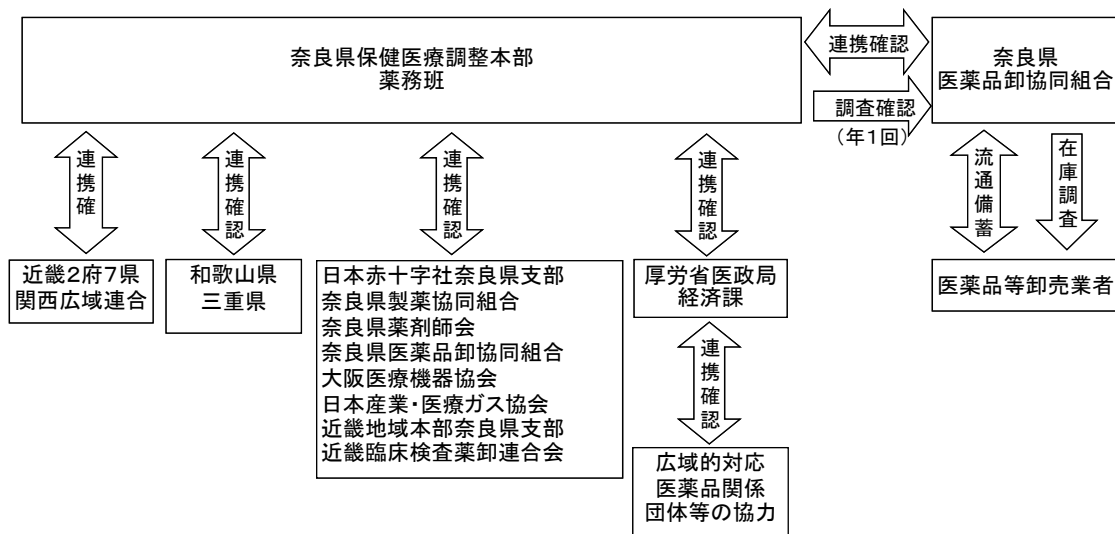
県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」や「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」等を締結している近畿府県との定期的な情報交換に努める。

第4 医薬品等の確保（協定、優先供給）

1 災害に備えた事前対策

災害時1～3日間において、保健医療活動チームが行う保健医療活動に必要な医薬品等の確保に努める。

また、関係団体の協力を得て災害用医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬及び血液製剤等を迅速に供給するために体制整備を図る。



2 災害時における医薬品等の確保・供給

(1) 医薬品の確保

発災後3日間に必要な医薬品を確保するため、奈良県医薬品卸協同組合との間で覚書を締結し、流通在庫による優先供給を図る。災害時に必要な医薬品の供給ルート等の確認年1回行う。また、奈良県製薬協同組合との「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」（以下、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等」という。）に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医薬品の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

(2) 医療機器・医療ガス、臨床検査薬等の確保

発災後3日間に必要な医療機器及び医療用ガス、臨床検査薬等は、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、前述の応援要請に加えて、近畿圏危機発生時の相互応援

に関する基本協定等に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医療機器等の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

(3) 血液製剤の確保

奈良県赤十字血液センターは、災害時の血液製剤の確保に努める。

第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施（保健師班の整備）

県は、災害から地域住民の生命及び健康を守るため関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

(1) 初動及び支援体制の早期確立

県は、災害時に保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）を派遣するにあたり、組織の指示命令系統が明確で初動・支援体制が早期に確立できるよう調整する。

(2) 情報の集約と提供の確保

県は、市町村関係機関・関係団体間における情報伝達体系を整備した上で情報を集約し速やかに提供できるルートを確認するとともに、関係者間に周知徹底する。

(3) 要配慮者への対応

県は、要配慮者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

(4) 人材育成等

県は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

第6 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の対策

県は、災害時における対応を迅速に行うため、医療機関における受診状況等の実態を把握するとともに、透析災害医療コーディネーターの助言のもと災害時に透析患者が継続して治療を受けることが可能となる体制整備に努める。

第7 在宅難病患者等対策（長期療養児含）

県は、在宅難病患者等に対する震災時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じる。

1 在宅難病患者等の療養状況の把握と情報の共有

- (1) 要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成
- (2) 災害時の連絡方法の確保
- (3) 災害時個別支援計画の作成
- (4) 患者・家族の同意に基づいた市町村や関係機関への患者情報の提供

2 災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

- (1) 難病患者拠点病院、協力病院における災害緊急連絡体制の整備
- (2) 災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立

(3) 保健所における在宅難病患者巡回チーム編成計画の作成

第8 精神障害者対策、メンタルヘルス対策

県は、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、あらかじめ精神障害者の受療状況及び医療機関の稼働状況を把握する。

県は、迅速かつ適切なところのケアに関する行動指針として、「DPAT活動マニュアル」に基づき対応する。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、県はこれらに対する精神保健医療提供体制を確立するとともに、精神医療従事者や保健所等の専門職員に対する教育研修体制の充実に努める。

第9 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保

被災時にも医療機能の提供を可能とするため、災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化を促進するとともに自家発電設備等の整備に努める。

第29節 防疫予防計画

(医療政策局)

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

第1 防疫実施組織の設置

県及び市町村は、災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、次の班等を編成する。

1 市町村 (防疫班)

市町村は、防疫実施のため、数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

2 保健所 (疫学調査班)

保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成する。

3 県 (防疫班)

県（医療政策局）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

第2 防疫計画の策定

保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、可能な限り周密な防疫計画を策定する。

第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

県及び市町村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周知な計画を策定し、整備を図る。

医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第28節第4により体制整備を図る。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬用の確保・供給については、確保・供給を担当する防災統括室等との連携を確認する。

第4 職員の訓練

県及び市町村は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第30節 火葬場等の確保計画

(文化・教育・くらし創造部)

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

第1 火葬データベースの整理

県は、「奈良県災害時広域火葬実施要綱」に基づき、市町村を通じて火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。

第2 応援協力体制の確立

1 葬祭業者等との連携

県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会と協定を締結し、連携・協力体制を整備する。

2 近隣府県等との連携

県及び市町村は、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第31節 廃棄物処理計画

(水循環・森林・景観環境部)

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、県、市町村が実施する対策について定める。

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

1 市町村

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県、市町村の連携による処理体制の構築に努める。

2 県

大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）」に基づき、「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置・運営し情報共有等を図るとともに、毎年度、県・市町村合同による教育・訓練を実施することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

- ・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等）、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

第2 相互支援体制の構築

1 市町村

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

2 県

相互支援協定に基づき下記に掲げる事項等を把握し、体制整備等の基礎資料とするとともに、有害物質（PCB、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

- (1) 支援可能な処理内容、規模
- (2) 提供可能な資機材等
- (3) 職員派遣の可否（人数）

- (4) 組織、連絡体制
- (5) 支援にあたっての課題等

また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結（平成21年8月25日）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成29年6月13日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

1 市町村

(1) 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備、及び耐震化や不燃堅牢化を推進するとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、設備の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

(2) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

(3) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

2 県

市町村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

第3節 食料、生活必需品の確保計画

(防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 県、市町村、住民の役割分担

1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

(ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。)

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 市町村の役割

市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

また、災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

また、災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第2 平常時の物資調達

県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

1 市町村の物資調達

市町村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

2 県の物資調達

県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。
- (4) 県及び市町村で応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合等必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。

- (5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (6) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の

締結状況及び担当部署を県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上

県民による食料等の備蓄率は防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、県及び市町村は、積極的に災害時の物資確保に努める。

県及び市町村は、災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第33節 文化財災害予防計画

(文化・教育・くらし創造部)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

第1 基本計画

1 保存整備事業の推進

県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。

2 管理状況の把握

県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村または市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

3 所有者・管理者への指導・助言

県は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言をおこなう。

4 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

県は、「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を進め、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財防火予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。

5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1 建造物

防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備を推進する。また、風水害に備えた周辺の環境整備を行うとともに、破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。

また、重要伝統的建造物群保存地区などにおいて、総合的な防災設備の設置が進むよう市町村に指導助言を行う。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進

3 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
1. 火 災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化。
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練

		<p>5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯</p> <p>6. 収蔵庫等耐火建築物への収納</p>
2. 地震	耐震性能向上対策	「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づく所有者診断による建物特性の把握
3. 風水害	1. 環境整備	<p>1. 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持</p> <p>2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備</p>
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
4. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
5. 漏電	屋内外の電気設備の整備	<p>1. 定期的な設備点検の実施</p> <p>2. 漏電火災警報機の設置</p> <p>3. 不良配線の改修</p> <p>4. 安全設備の設置と点検</p>
6. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	<p>1. 定期点検による早期発見</p> <p>2. 環境整備</p> <p>3. 防虫処理</p>
7. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	<p>1. 温・湿度の定期的測定</p> <p>2. 保存箱・収蔵庫への収納</p> <p>3. 有害光線の減衰</p> <p>4. 扉の適時閉塞</p>
8. 全般	(全般)	<p>1. 防災訓練の見学と学習</p> <p>2. 防災施設の見学</p> <p>3. 防災講演会の実施</p> <p>4. 防災・防犯診断の実施</p> <p>5. 各種設置機械類の機能検査</p> <p>6. 文化財管理状況の把握</p> <p>7. 文化財の搬出避難計画の検討</p> <p>8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託</p> <p>9. 災害時（大規模停電等）の警備体制検討</p>

	(防犯対策の強化)	<ol style="list-style-type: none">1. 施錠2. 入口・窓等の補強3. 柵・ケース等の設置4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置5. 記帳等による参観者の把握6. 監視人の配置7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等
--	-----------	---

第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

第1 避難指示等の発令

1 実施責任者

災害時の避難指示等の実施責任者は次のとおりである。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般
市町村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 避難指示等の発令

市町村長は、地震による土砂災害発生などの二次災害の危険性が高い時など、住民の生命を守るため避難指示等のすみやかな発令に努める。

県及び気象台等は、土砂災害警戒情報や気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の内容

避難指示等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努める。

- ① 避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他必要事項

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達

- ① 避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。
- ② 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。

3 報告等

(1) 市町村長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 警戒区域の設定

1 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお、知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

2 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、市町村長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、市町村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市町村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、市町村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第3 広域避難

市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、市町村からの求めに応じて助言を行うとともに、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

る。

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。県及び市町村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

2 避難所の追加開設

市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

3 民間の施設の利用

県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、県は、市町村からの要請により、要配慮者等に対し多様な避難所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の情報提供を要請し、その情報を市町村に提供することにより、要配慮者の受入れにつなげる。

4 避難所が不足した場合の対応

2及び3の対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

第2 県への報告

市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。

- 1 避難所開設の日時及び場所
- 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営

1 留意事項

市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 男女及び性的マイノリティのニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ
- (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
- (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、地震発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

① 避難所建物の安全確認

可能な限り有資格者（建築士、応急危険度判定士等）により、避難所として指定されている建物の安全を確認し、避難所として使用できるかを判断する。安全が確認されるまでは、避難者を建物の中に入れないようにする。

② 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用

可否を点検する。

③ 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

④ 避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

⑤ 感染症対策

市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(2) 展開期

展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

① 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。

② 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

③ 要配慮者に関すること

(ア) 避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難支援プラン個別計画を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ) 視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

④ 衛生に関すること

(ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。

(イ) 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ) 保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(エ) ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

⑤ その他

(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(イ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・

更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

(ウ) 暑さ寒さ対策に努める。

(エ) 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(3) 安定期

安定期とは、災害発生後3週間程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

① 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関すること

(ア) 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ) 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

3 県の取り組み

県は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

第4 在宅被災者等への支援

市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等

の早期把握に努める。

第5 車中泊者への対応

市町村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第6 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

県は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 企業等における対応

県は、企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

第2 駅周辺等における滞留者対策

1 駅周辺等における混乱防止

地域の行動ルールに基づき、駅周辺等において発生した多数の滞留者の混乱を防ぐため、駅前滞留者対策協議会の参加者や市町村が中心になって、市町村の災害対策本部と連携し、情報連絡体制を構築し、滞留者を一時退避場所等へ誘導する。

2 一時退避場所や一時滞在施設の開設・運営

駅前滞留者対策協議会や市町村は、あらかじめ指定した一時退避場所において、一時滞在施設の開設に関する情報の発信や、道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。

また、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第3 帰宅困難者への支援

1 災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

県は、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

2 道路・鉄道等の情報共有

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等の共有に努める。

3 代替輸送

県は、関西広域連合や隣接隣府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等に努める。

4 徒歩帰宅支援

県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について、周知を図る。

第4 観光客等への支援対策

県は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として開設・運営する奈良市の支援を行う。

また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。

第4節 要配慮者の支援計画

(防災統括室、福祉医療部)

市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「災害時要援護者避難支援のための手引き」等に基づき、市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

第1 要配慮者への支援

1 情報伝達、避難誘導等

市町村において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

さらに、聴覚障害者に対しては、県聴覚障害者支援センター、県庁及び一部の市町村に設置している手話通訳用タブレットを活用し、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努める。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

2 避難所到着後の対応

県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。

市町村は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

市町村は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

3 医療等の体制

県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

また、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、災害時には、県と奈良県社会福祉協議会が共同で奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣調整を行い、避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

4 生活用品・食料等の確保

市町村は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

5 福祉機器等の確保

市町村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

6 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

(1) 県は、応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

- ① 住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。
- ② 従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。
- ③ 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- ④ 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等
- ⑤ 寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

(2) 市町村は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

- ① 高齢者や障害者等の優先入居
- ② 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- ③ 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

(詳細については「第3章第5節 住宅応急対策計画」参照)

7 外国人多言語支援体制

県は、災害時には、外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置し、運営を行う。

「災害時多言語支援センター」においては、事前に登録した「災害時通訳・翻訳ボランティア」の協力を得ながら、多言語での外国人の相談対応や、災害情報等の多言語での発信などを行い、必要に応じてボランティア等の派遣も検討する。

8 留意事項

地震の場合は、平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援については、水害・土砂災害等の場合と同様に対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面やこころのケアにも留意する。

第5節 住宅応急対策計画

(地域デザイン推進局)

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

第1 趣旨

災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

（詳細については「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）

応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第2 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の設置主体

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合、広域的な協定やあらかじめ協定している一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等に基づき、応急仮設住宅を建設する。

また、木造応急仮設住宅及び「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

なお、災害救助法が適用されない場合において、市町村が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県が支援する。

（資料編「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」参照）

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

(1) 建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は、市町村が県と協議の上確保するものとし、県は、原則として、市町村からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について一般社団法人プレハブ建築協会と調整を行う。この際、大規模災害時等は行政区域を越えた避難が発生する可能性も踏まえ、県は必要に応じて近隣の市町村に対して建設場所の確保を要請できるものとする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県が市町村に委任して選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が被災市町村の協力を得ながら実施するものとする。

選定にあたっては、高齢者や障害者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行うこととする。

第3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）に基づき応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

また市町村は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

第4 公営住宅の特例使用

県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。

第5 関係団体等との連携による民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅の紹介

県は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空家等利用可能な既存住宅を応急借上げ住宅として紹介に努める。

第6節 活動体制計画

(防災統括室等)

県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、災害時緊急連絡員を被災市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。

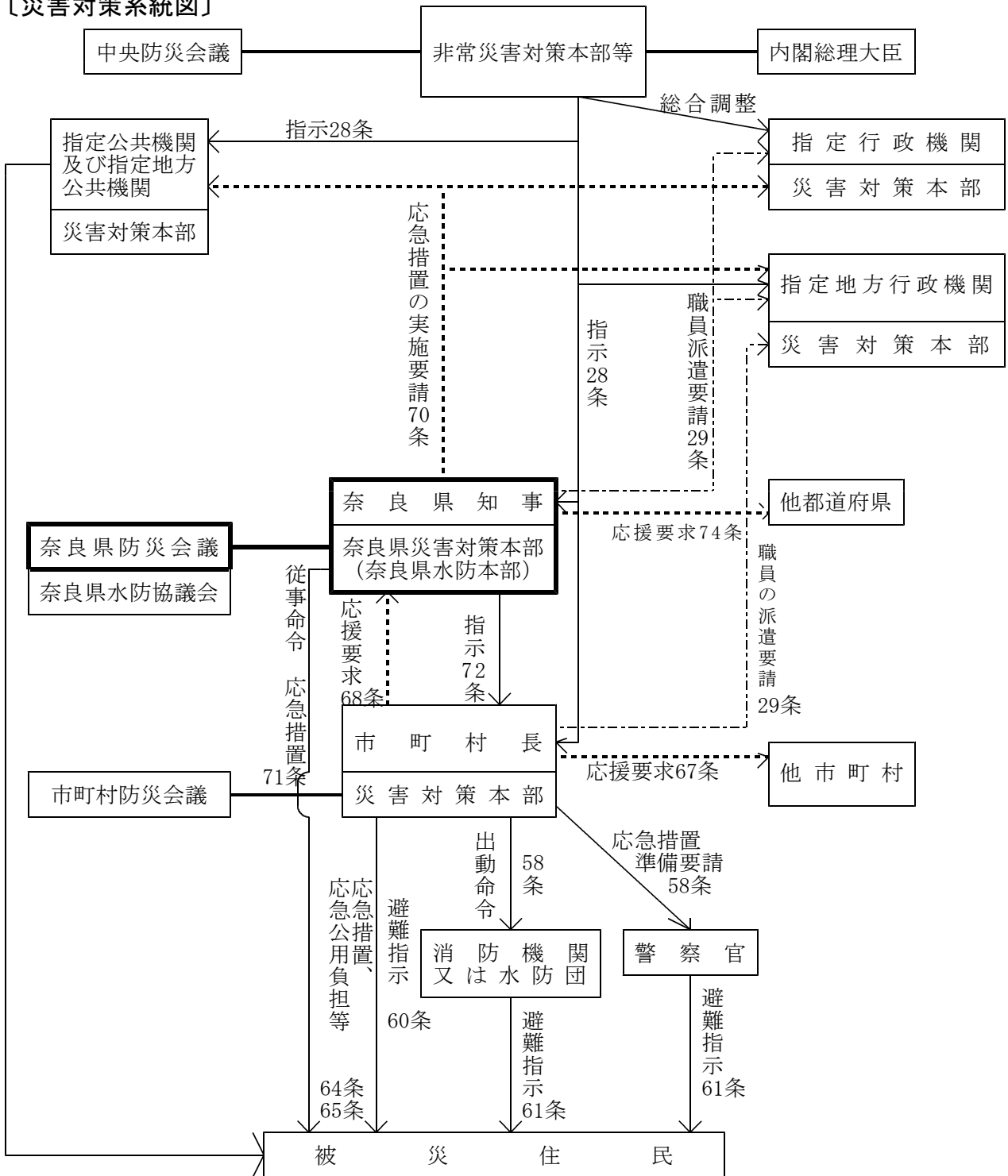
第1 防災組織計画

県、市町村は、大規模地震発生時には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置または自動設置し、速やかに活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

〔災害対策系統図〕



※条番号はすべて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。

第2 県の活動体制

1 奈良県地震災害警戒体制

奈良県地震災害警戒体制は、県内で震度4または5弱の地震が発生した場合に、災害対策本部設置以前の段階として、災害の警戒にあたる体制である。

(詳細については、「本節第3 地震災害警戒体制」参照)

2 奈良県災害対策本部体制

奈良県災害対策本部体制は、震度5強以上の地震が発生した場合に、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害対策を行う組織であり、知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統括する。

(詳細については、「本節第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等」参照)

3 奈良県水防本部

奈良県水防本部は、県の地域における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、奈良県災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括される。

4 奈良県防災会議

奈良県防災会議は、知事を会長として法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては本県における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、本県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整並びに市町村防災会議に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

第3 地震災害警戒体制

1 配備の基準

(1) 警戒配備

ア 県内に震度4の地震が発生したとき

近畿2府7県（奈良県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）以外の都道府県で、震度6弱以上の地震が発生したとき

イ その他必要があると認められるとき

(2) 災害警戒本部

ア 県内に震度5弱の地震が発生したとき

イ 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害（東海地震）に関する警戒宣言が発令されたとき

ウ 奈良県以外の近畿2府6県で震度6弱以上の地震が発生したとき

エ その他必要があると認められるとき

2 配備の決定

地震災害警戒体制の配備については、知事部局にあっては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、水道局にあっては水道局長、教育委員会にあっては教育長、警察本部にあっては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。

3 災害応急対策要領の策定

上記1、2に関する内容の詳細については、防災統括室が別途策定する「災害応急対策要領」に規定し、必要に応じて随時見直していくこととする。なお、同要領については、県庁内の全部局に対し周知を図る。見直した場合はその都度周知することとする。

4 出先機関における配備

各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備人員を予め整備する。

第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

1 組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

(1) 組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

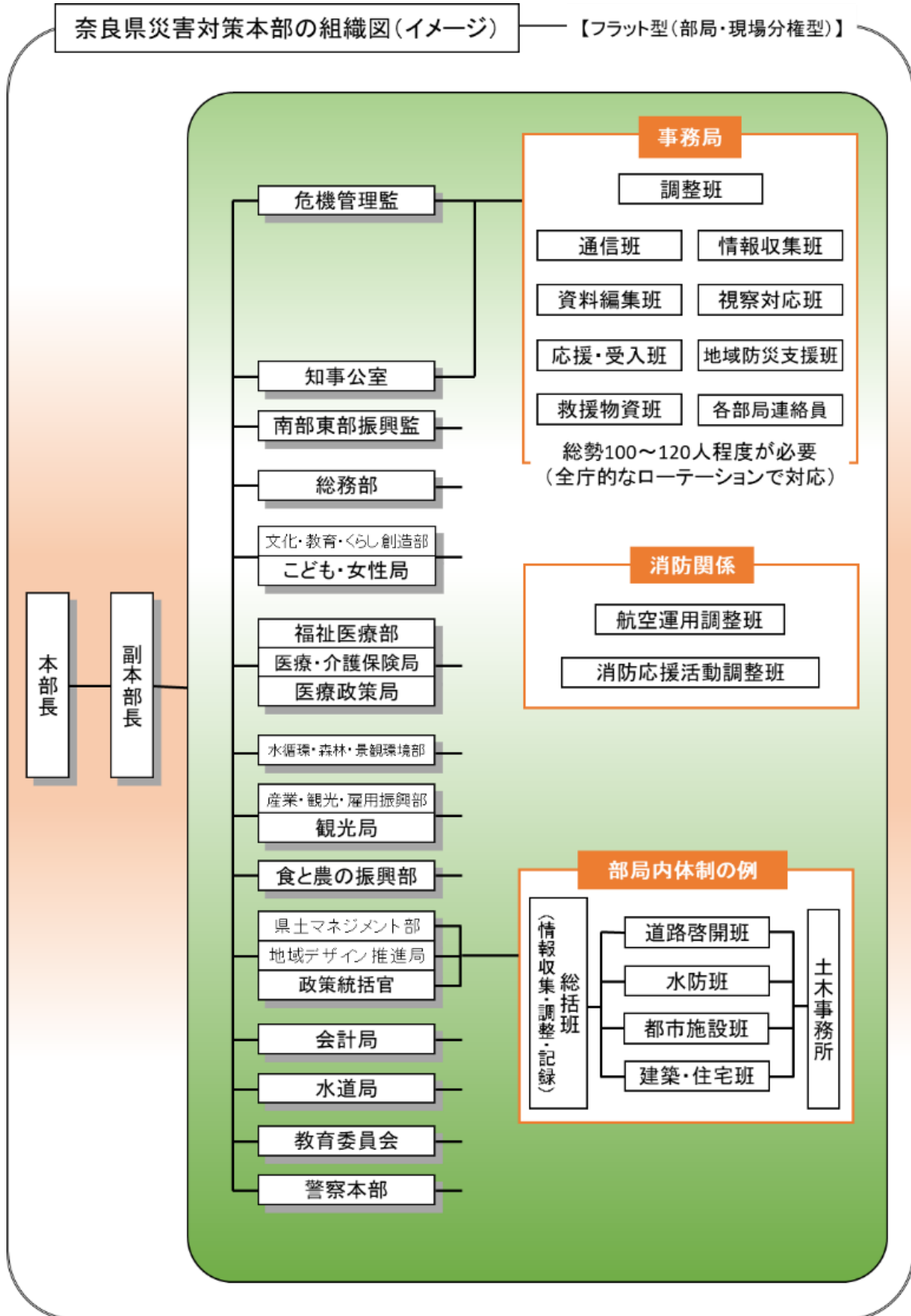
本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。

なお、本部員が出席できないときは、副本長または総務班長等が代理出席する。

(3) 各部局連絡員及び連絡事項

各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）



2 分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、部長の命をうけ、その事務に従事する。

班長は、部長の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

- (1) 副知事（防災担当）
- (2) 危機管理監
- (3) 総務部長
- (4) 福祉医療部長

各部及び各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
本 部 事 務 局 危機管理監 (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事
	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)
	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事
	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事
	消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事
	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事

- ※1 調整班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。
- ※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。
- ※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構成する。
- ※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知 事 公 室	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事
部 長 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事
副 部 長 (知事公室次長)	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事
	統計班 (統計分析課長)	2. 国や他府県等からの受援に関する事 1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総 務 部 部 長 (総務部長) 副 部 長 (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事
	協力班 (行政・人材マネジメント課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	○ 管財班 (管財課長) (ファシリティマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)
	○ 情報システム班 (デジタル戦略課長) (デジタル管理室長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
文化・教育・くらし創造部 部 長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副 部 長 (文化・教育・くらし創造部次長)	文化・教育・くらし創造総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	協力班 (大和平野中央構想推進室長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (文化振興課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、榎原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事
	文化財班 (文化財保存課長)	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事
	協力班 (文化資源活用課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 榎原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事
	教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関する事 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事
	青少年・社会活動推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 3. ボランティアの活動支援に関する事 4. 災害ボランティア本部に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (人権施策課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 消費・生活安全班への協力に関する事
	協力班 (スポーツ振興課長)	1. 榎原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 食品衛生に関する事 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事 3. 遺体の火葬計画に関する事 4. ペットの災害対策に関する事 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事
	○ 女性支援班 (こども・女性局長) (女性活躍推進課長)	1. 児童福祉施設(通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事
	○ 子ども支援班 (こども・女性局長) (奈良っ子はぐみ課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援等に関する事 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) 副 部 長 (企画管理室長) (医療・介護保険局次長)	福祉医療総務班 (企画管理室長)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入 手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事
	○ 避難所等支援班 (医療・介護保険局長) (長寿・福祉人材確保 対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)	1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者 など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調 整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する 事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本 部と連携
	○ 救援物資班 (医療・介護保険局長) (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給 及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関 する事 ※ 1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※ 2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関す る事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事
	障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調 査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携
	高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、 確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携
	○ 協力班 (監査指導室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 福祉医療総務班、避難所等支援班への協力に関する事 2. 災害対策本部事務局への応援に関する事
保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長) 副 本 部 長 (医療政策局次長)	○ 統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐)	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関す る事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関す る事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関 する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長) 副 本 部 長 (医療政策局次長)	DMAT調整班 ＜DMAT調整本部＞ (地域医療連携課補佐)	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事
	○ 医療支援調整班 (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入転院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事
	精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ (疾病対策課長)	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入転院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事
	○ 要医療者支援班 (健康推進課参事) (疾病対策課)	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事
	○ 保健支援調整班 (健康推進課長) (疾病対策課) (新型コロナワクチン接種推進室)	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・受援調整に関する事 3. 避難所(市町村)の運営支援(保健衛生・防疫分野)に関する事 4. 母子・保健支援に関する事
	薬務班 (薬務課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水循環・森林・景観環境部 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 副 部 長 (水循環・森林・景観環境部次長)	水循環・森林・景観環境総務班 (企画管理室長)	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと
	エネルギー班 (環境政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する事 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する事
	水資源政策班 (水資源政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事
	森林総務班 (森と人の共生推進課長)	1. 林業関係被害のとりまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事
	木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	森林整備班 (森林資源生産課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事 5. 林道の災害の応急復旧に関する事 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事
災害廃棄物対策本部 本 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 統 括 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)	協力班 (景観・自然環境課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査、確認に関する事 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事
	企画調整班 (廃棄物対策課長)	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理
	計画調整班 (廃棄物対策課課長補佐[総括])	1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等
	処理推進班 (廃棄物対策課課長補佐[産業廃棄物担当])	1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部隊
	広域調整班 (環境政策課課長補佐[総括])	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
産業・観光・雇用振興部 部 長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長) 副 部 長 (産業・観光・雇用振興部次長)	産業・観光・雇用振興総務班 (企画管理室長)	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと
	地域産業班 (地域産業課長)	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事
	○ 救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事
	○ 観光班 (ならの観光力向上課長) (観光プロモーション課長) (MICE推進室長)	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
食と農の振興部 部 長 (食と農の振興部長) 副 部 長 (食と農の振興部次長)	農業総務班 (企画管理室長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと
	○ 救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
	農業水産班 (農業水産振興課長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事
	農業経済班 (農業経済課長)	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事
	担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)		班 (班長担当職)	所 掌 事 務
国土マネジメント部 部長 (国土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長) (政策統括官) 副部長 (国土マネジメント部・地) (国土マネジメント部次長)	総括班	<input type="radio"/> 土木統括班※1 (技術次長) (企画管理室長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 (国土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事
		<input type="radio"/> 土木総務班※1 (企画管理室長) (建設業・契約管理課長) (用地対策課長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さない事
	水防班	<input type="radio"/> 河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事
		<input type="radio"/> 土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害防止法第28条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事
		<input type="radio"/> 下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事
	道路啓開班	<input type="radio"/> 道路班※1 (道路保全課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事
		<input type="radio"/> 公共交通班 (リニア推進・地域交通対策課長) (まちづくりプロジェクト推進課長) (大規模広域防災拠点整備課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事
	都市施設班	<input type="radio"/> 都市施設班※1 (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事
		<input type="radio"/> 公園緑地班※1 (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)		所 掌 事 務
	建築・住宅班	建築班 ○(建築安全推進課長)※4 (県有施設営繕課長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関すること
		県有建築物チーム (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長)	1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関すること
		県営住宅チーム (住まいまちづくり課長)	1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関すること
		一般建築物チーム (建築安全推進課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2. 被災宅地の危険度判定に関すること 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関すること
		住宅班 (住まいまちづくり課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関すること 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 3. 被災者への公営住宅の提供に関すること 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 5. 住宅相談窓口の設置に関すること 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること
	現地班	現地対応班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (中和土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (幹線街路事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (中和公園事務所長) (奈良公園事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること 3. 管内市町村との連絡・調整に関すること

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。

※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。

※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地

※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築安全推進課が行う。

※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)	○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
教育部 部長 (教育長) 副部長 (教育次長)	教育総務班 (企画管理室長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事
	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事
	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)
	学校教育・特別支援教育推進班 ○ (高校の特色づくり推進課長) (学ぶ力はぐくみ課長) (特別支援教育推進室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事
	人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
保健班 (健康・安全教育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事	

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水 道 部 部 長 (水道局長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関すること 4. 庶務に関すること 5. 補償交渉に関すること 6. その他、全般に関すること
	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告
	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告
	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告
	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討
	○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関すること 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関すること 7. その他、全般に関すること
	○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括
	○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 現地対策本部の支援活動

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当 幕 僚 (各部長)	総括班 (警衛警護班) (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・外事課長)	1. 警備本部の総括及び記録に関する事 2. 警備本部の編成及び運用に関する事 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関する事 4. 援助要求に関する事 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害集計に関する事 7. 職員家族の安否確認に関する事 8. 警衛警護に関する事 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事 10. 警察航空隊の運用に関する事 11. 警備本部の庶務に関する事 12. 警備本部長の特命事項に関する事 13. 他の班の任務に属さない事
	指揮支援班 (警備課長)	1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事 2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する事 3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事
	総務班 (総務課長)	1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事
	装備班 (施設装備課長)	1. 機動装備隊の運用に関する事 2. 装備資機材の調達及び管理に関する事 3. 警察車両の運用及び統制に関する事 4. レンタカーの借り上げに関する事
	留置管理班 (留置管理課長)	1. 災害時における留置管理業務に関する事 2. 被留置者の避難及び解放に関する事
	訟務班 (監察課長)	1. 訟務事案に関する事
	広報班 (県民サービス課長)	1. 広報及び報道対策に関する事 2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事
	受援連絡・宿泊補給・ 救護班 (厚生課長)	1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する事 2. 特別派遣部隊の受入れに関する事 3. 部隊の宿泊及び給食に関する事 4. 被災地における遺失拾得物に関する事 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事 6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事
生活安全班 (生活安全企画課長)	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する事 4. 迷い人の保護に関する事 5. 行方不明者の受理及び手配に関する事 6. 各種相談活動に関する事 7. 鉄砲等又は刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関する事 8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事 9. ボランティアの受け入れに関する事 10. 鉄道警察隊及び警ら用無線自動車の運用に関する事	

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当 幕 僚 (各部長)	捜査班 (刑事企画課長)	1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事
	交通班 (交通企画課長)	1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事
	通信班 (機動通信課長)	1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事
幕 僚 (首席監察官、警察学校長、各参事官)		1. 警備本部長の特命事項に関する事

3 設置の基準

県内で震度5強以上の地震が発生した場合、地震の発生と同時に県災害対策本部を自動設置する。この場合、震度階級に応じて、予め定められた職員は勤務公署等へ参集する。

4 動員の区分

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	県内で震度5強を 観測した場合	県内で震度6弱を 観測した場合	県内で震度6強を 観測した場合
動員規模	全職員の約1/5 約1,300人体制 +警察部約2,800人 総計約4,100人体制	全職員の約1/3 約2,100人体制 +警察部約2,800人 総計約4,900人体制	全職員 約6,500人体制 +警察部約2,800人 総計約9,300人体制

5 災害対策本部の設置場所

県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、県内の被災状況や施設の状況に応じて、知事の判断により、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネットワークを備えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎に災害対策本部を設置する。

6 解散の基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき
- (2) 災害発生の恐れがなくなり解散を適当と認めたとき

7 現地災害対策本部

(1) 設置の基準

災害対策本部長は、被災現地における災害応急対策を推進するうえで必要であると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(2) 現地災害対策本部長の指名

現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。

(3) 所掌事務

現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。

- ① 被害状況、復旧状況の情報分析
- ② 市町村、関係機関との連絡調整
- ③ 現場活動の役割分担・調整
- ④ 本部長の指示による応急対策の推進
- ⑤ その他緊急を要する応急対策の推進

(4) 設置場所

現地災害対策本部は、被災現地に近い県有施設又は市町村庁舎等の中から現地災害対策本部長が選定し設置する。

8 防災関係機関等との連携

災害対策本部は、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。また、国の現地対策本部が設置された場合にも同様とする。

9 民間事業所との連携

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

10 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員）

県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

なお、連絡員のうち支援員は、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた担当市町村に自動参集し、活動を開始する。

その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。

11 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として）

県内に震度5弱の地震が発生したときや、奈良県以外の近畿2府6県で震度6弱以上の地震が発生したときなど（本節第3 地震災害警戒体制 1 配備の基準（2））に、災害警戒本部を設置する。

（1）組織

災害警戒本部に本部長を置く。原則として本部長は危機管理監をもって充てる。

本部員は、災害の程度等に応じ、危機管理監、知事公室長の他、本部長が指定する者（原則として部次長等）とする。

本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

（2）本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、危機管理監、知事公室長、その他本部員をもって構成する。

（3）各部連絡員及び連絡事項

各部に連絡員（原則として各部主管課室の主幹・補佐級職員1名）を置き、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害警戒対策実施の円滑な処理に当たる。

第5 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

第6 指定地方行政機関等の活動体制

県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及びサービスの基準等をあらかじめ定める。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は、把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 地震情報の伝達

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 (注1)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (注1)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 10 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

（注 1）気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

震度については、「本節第 3 気象庁による震度階級関連解説表」を参照。

（2）地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度 3 以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度 1 以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

（3）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版） ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料	以下のいずれかを満たした場合	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途

(詳細版)	合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
奈良県の地震	・定期(毎月初旬から中旬)	地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(4) 東海地震に関連する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

- ① 東海地震に関連する調査情報(臨時)
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報。防災対応は特になし。
- ② 東海地震に関連する調査情報(定例)
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応は特になし。
- ③ 東海地震注意情報
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。
- ④ 東海地震予知情報
東海地震の発生の恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発表された場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

(5) 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるように、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～30分 程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード 6.8 以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で2 時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0 以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場

		合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

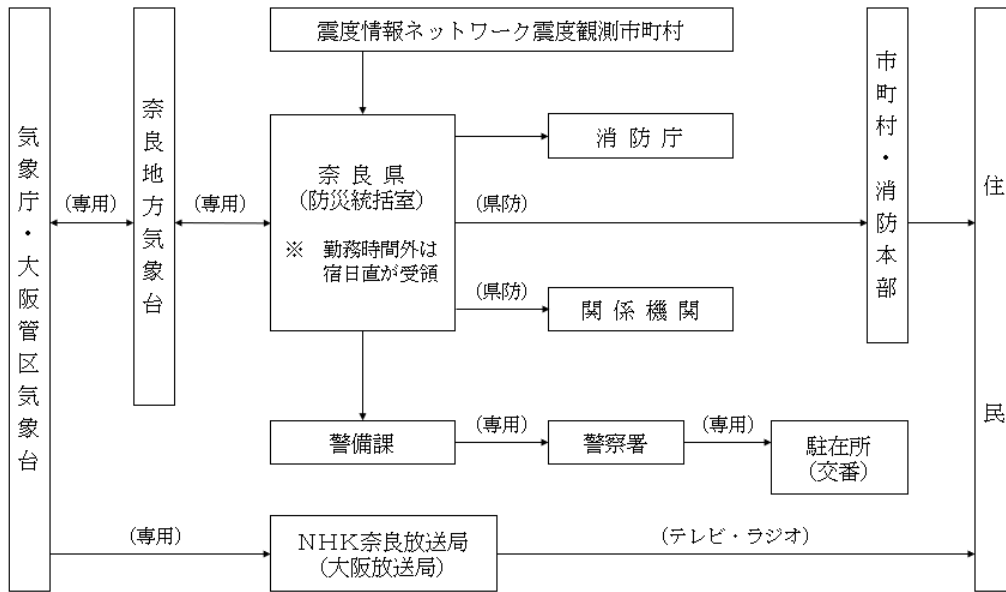
県からは、県防災行政通信ネットワーク等により、市町村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

市町村その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市町村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度 1 以上で奈良地方气象台に通知する。また、震度 3 以上で県内市町村及び消防本部に、震度 4 以上で消防庁、県警警備課及び陸上自衛隊第 4 施設団に通知する。



(県防) は県行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線

3 気象庁による震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止		地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第2 早期災害情報の収集

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

2 実施機関

（1）県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

（2）指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

なお、連絡員のうち支援員は、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた担当市町村に自動参集し、活動を開始する。

市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事する。

その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。

4 ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（第3章「第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第14節 受援体制の整備」参照）

5 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長（所属長等）に報告する。班長は、職員の情報内容を県災害対策本部等に報告する。

6 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

(2) 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

第3 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、（第3章第4節 要配慮者の支援計画 参照））。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村(県)	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村(県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会	
17 文化財被害	県	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市町村
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	市町村

2 報告の基準

(1) 即報基準

市町村等は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- ④ 地震が発生し、市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- ⑤ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑥ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

(2) 直接即報基準

市町村等は、地震が発生し、市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県に加え、直接消防庁に報告するものとする（被害の有無を問わない。）。

第4 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第3 2（1）即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、「第3 2（2）直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第3 2（1）即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第5 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

第6 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第7 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第2 被害状況等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

2 県事業担当課

- (1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- (2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて主管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

第8 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 安否不明者の氏名等の公表

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第8節 長期停電対策計画

(防災統括室)

大規模災害により停電・通信障害が発生した場合には、長期化を防止するため、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。県は、ライフライン施設管理者等と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。また、重要施設等の燃料不足に対して、関係機関と連携の上、迅速な対応を図るものとする。

第1 県による情報収集と応急対策の検討

- 1 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。
- 2 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第2 電気事業者等の役割及び連携

- 1 県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。
- 2 県、市町村、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第3 重要施設に対する燃料供給

- 1 県は、奈良県石油商業組合との「災害時における燃料供給に関する協定書」により、災害時等の燃料供給の優先供給を円滑に行うものとする。
- 2 県は、県内だけで燃料調達が困難なときは、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合にはエネルギー庁に対し、石油連盟の災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟、全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に燃料供給を行うものとする。
- 3 県は、災害時の状況に応じて、燃料供給のための重要となる道路を優先的に啓開する。

第9節 県消防防災ヘリコプターの活動計画

(消防救急課)

県は、災害時等において、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能な時、積極的にその活用を図る。また、災害発生時には速やかに被害の実情把握に努め、市町村等からの要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるように運航計画を調整する。

第1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

第2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- 1 救急活動
- 2 救助活動
- 3 災害応急対策活動
- 4 火災防御活動
- 5 広域航空消防防災応援活動

第3 各関係機関の相互協力

緊急運航が必要な市町村長等は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

第4 市町村等の受入体制

緊急運航を要請した市町村長等は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

(防災統括室)

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り、派遣を要請、受入の調整や準備を行う。

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「第3章第9節 県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第14節 受援体制の整備」による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班
 電話 0774-44-0001 内線233・239・235・236
 (夜間・休日は当直室 内線212・302)
 防災行政通信ネットワーク TN-571-91 (夜間は当直室TN-571-92)

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備課 0742-23-0110 内線5802
 (県庁からは内線5527)

第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第14節 受援体制の整備」による。

大阪海上保安監部警備救難課
 電話 06-6571-0222

第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請

近畿地方整備局防災室へのヘリコプター等の派遣要請は、「第3章第14節 受援体制の整備」による。

近畿地方整備局防災室 電話 06-6942-1575 近畿地方整備局災害対策本部 電話 06-4790-7520、7521
--

第6 市町村の受入準備

市町村はヘリコプター等の派遣等の事実を知り、またはその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- 1 ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- 2 離着陸地点には㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- 3 ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- 4 ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- 5 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- 6 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、市町村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

第7 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- 1 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第8 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県、市町村等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第11節 通信運用計画

(防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)

県は、県・市町村・消防及び防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。大規模災害時等の緊急時においては、国との情報連絡手段として非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）や総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県を結ぶ消防庁消防防災無線を利用する。

第1 通信手段

1 県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

なお、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。

2 中央防災無線網

中央防災無線網は、大規模災害発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部を結ぶ通信網で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。

3 消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網、警察無線

消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。

4 電話設備

(1) 災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、県及び市町村等はNTT西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

(2) 孤立防止用無線電話

NTT西日本が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等に際し活用する。

5 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

6 非常の場合の通信

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を非常通信経路により行う。

7 衛星携帯電話等

災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話等が不足する場合、県は、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

第2 応急復旧

1 県防災行政通信ネットワーク施設

県は、有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、衛星携帯電話回線を利用する。更に、衛星携帯電話も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の通信回線の確保にあたる。

2 その他通信施設

その他、防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設等の管理者は、通信施設が地震によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。

第12節 広報計画

(防災統括室、総務部知事公室)

災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 県の広報活動

県は、県全域を対象に、状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。広報活動を行うに当たっては、適切に災害の逼迫感を伝え、住民の自発的な避難行動に直結する「伝わる」情報発信を行うよう留意するとともに、二次災害を防止するための必要な情報等発信を行うものとする。また、風評被害等の発生を抑制するため、被災地域の情報が正確かつ適切に発信され、容易に入手できる環境の整備に努める。

1 広報の内容

- (1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (2) 気象予報・警報に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 避難に関する情報
- (5) 公共交通機関の被害及び運行状況
- (6) 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- (7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (10) 給食、給水に関する情報
- (11) 生活必需品等の供給状況
- (12) 県民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) その他必要と認められる情報

2 広報手段

- (1) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、SNS、デジタルサイネージ（放映型電子案内板）等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運業者にに対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進める等、平常時より連携を深め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。

- (2) 緊急に伝達する必要がある場合、ヘリコプター等により伝達する。
- (3) 緊急を要するもので特別の必要がある場合、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対して放送の要請を行う。
- (4) 報道機関への情報発表
報道機関の協力を得て、極めて広範囲にかつ迅速に必要な情報を伝達できるよう、平常時より連携を深め、災害対策本部は、災害、復旧に関する適切な情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。
- (5) 要配慮者への広報の配慮
データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

第2 各機関の広報活動

1 市町村

市町村は、「第1 県の広報活動、1 広報の内容」の広報を、被災地域及び被災者に対して直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報手段
 - ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
 - ② 自治会等に対する緊急避難情報の伝達
 - ③ 住民相談窓口の開設
 - ④ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
 - ⑤ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

2 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道）

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報の内容
 - ① 被災により使用できない区域に関する情報
 - ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
 - ③ 使用可能な場合の使用上の注意
- (2) 広報手段
 - ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
 - ② 利用者相談窓口の開設
 - ③ 報道機関への報道依頼
 - ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ① 被災による不通区間の状況
- ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
- ③ 臨時ダイヤに関する情報

(2) 広報手段

- ① 乗降場での印刷物の配布・掲示
- ② 場内、車内利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

第3 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

- (1) 広報・記録班は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。
関係機関は、災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
- (2) 広報・記録班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第4 災害情報センター

災害発生時には、県民からの多数の問い合わせを、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。

第13節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、関係部局）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 被災地への人的支援

- 1 県は、迅速に被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地のニーズを把握する。
- 2 県は、災害時における応援協定、全国知事会、関西広域連合、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。
- 3 県は、NPOや企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。
- 4 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第2 県内への避難者の受入対応

- 1 奈良県への避難者に対しては、市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
- 2 県は、県内に避難してきた被災者に関する情報を市町村と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第3 物的支援

物的支援に関しては「第3章第28節 食料、生活必需品の供給計画」に基づき迅速に対応する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第3章第33節 ボランティア活動支援計画」に基づく。

第5 奈良県災害支援対策本部の設置

上記支援に対応するため被災状況に応じて、知事が必要と認めた場合は奈良県災害支援対策本部を設置する。

奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害支援対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
本 部 事 務 局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
知 事 公 室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事
総 務 部 部 長 (総務部長) 副 部 長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事
文化・教育・くらし創造部 部 長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副 部 長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと
	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事
	こども家庭班 ○ (奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) (医療政策局長) 副 部 長 (福祉医療部局 次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する事 2. 本県への避難者の生活支援に関する事 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する事
	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する事
	長寿社会班 (介護保険課) (地域包括ケア推進室長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する事
	医療総務班 (医療政策局次長) ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、保健師チーム等)の派遣・活動調整に関する事 3. 保健医療活動に関する事
水循環・森林・景観環境部 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 副 部 長 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事
	産業・観光・雇用振興部 部 長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長) 副 部 長 (産業・観光・雇用振興部次長)	救援物資班 ○ (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※2)
食と農の振興部 部 長 (食と農の振興部長) 副 部 長 (食と農の振興部次長)	救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部 長) (地域デザイン推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部・地 域デザイン推進局理事) (県土マネジメント部次長)	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関する事
	建築班 ○ (建築安全推進課長) (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関する事
	住宅班 (住まいまちづくり課長) (※3)	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関する事 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 3. 住宅相談窓口の設置に関する事
水 道 部 部 長 (水道局長)	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関する事 2. 災害時における応急給水の確保に関する事
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関する事
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長)	総括班 (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・警備課長)	1. 警察業務に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、消防救急課、関係機関）

県内において災害が発生し、県及び被災市町村では、応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関（消防、警察、自衛隊その他の関係機関）からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、連携体制を整備する。

第1 県と市町村の相互協力

県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。

また、県は「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」に基づき、被災市町村への応援・調整等を行う。

第2 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

1 応援要請

（1）知事への応援要請

被災地の市町村長は、被害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

（2）消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したとき（死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときを含む。）は速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

緊急消防援助隊の応援に関する知事の要請は、迅速化を図るため次のとおり段階的に行うものとする。

- ① 直ちに、電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む）

以下同じ。)により緊急消防援助隊の応援の要請を行う。

- ② 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。
- ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する（報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能）。

また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う際は、同時に緊急消防援助隊の応援の必要性についても検討するものとする。

（3）代表消防機関及び被災地の市町村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び被災地の市町村長に連絡する。

2 消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう消防応援活動調整本部を設置する。

なお、消防応援活動調整本部は、災害発生時、県及び実働関係機関が定期的な会議の開催等による情報共有や次に掲げる事項の調整を図れるよう奈良県災害対策本部と近接した場所に設置するものとする。

- （1）進出拠点及び進出経路の確保、当該拠点への連絡員の派遣等、緊急消防援助隊の円滑な受入れに関すること
 - （2）救助活動拠点、宿営場所、その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること
 - （3）緊急消防援助隊等の実働関係機関の活動に必要な情報提供に関すること
 - （4）燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること
 - （5）実働関係機関共通の活動方針、かつ同時の安全基準、トリアージ基準等の調整に関すること
 - （6）救急・地域医療搬送における搬送手段・搬送先の調整に関すること
 - （7）県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援、緊急用空域の指定依頼に関すること
- 同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

3 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- （1）消火活動
- （2）要救助者の検索、救助活動
- （3）救急活動
- （4）航空機を用いた消防活動
- （5）消防艇を用いた消防活動
- （6）特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- （7）特殊な装備を用いた消防活動

4 応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は次のとおりである。

(1) 第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）

三重・京都・和歌山・大阪

(2) 第二次出動体制（出動準備都道府県隊）

富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

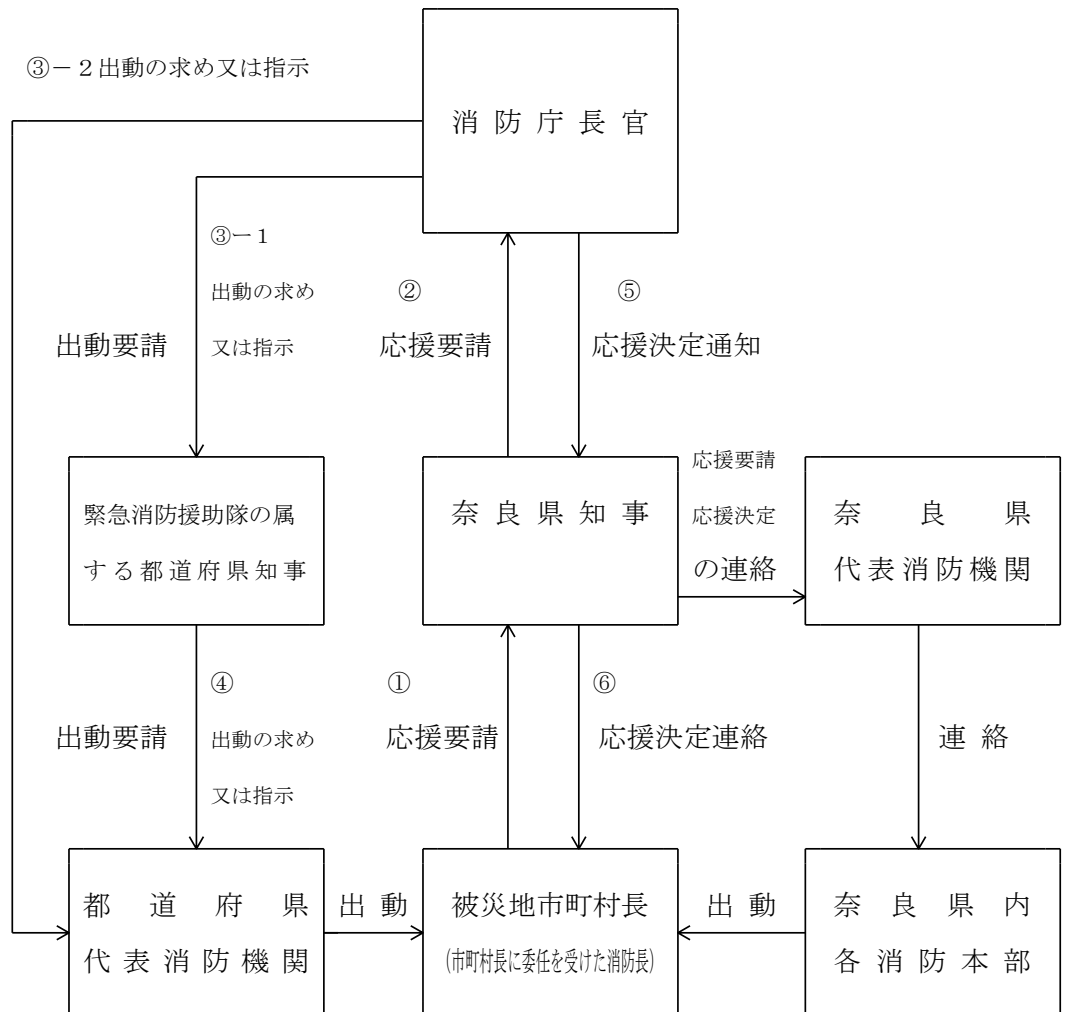
(3) 航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）

京都市・滋賀県・和歌山県・愛知県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県・神戸市・徳島県

(4) 航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）

東京・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県

緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互
応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法例】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ①② 44条第1項 | ③-2 求め . . . 44条第4項 |
| ③-1 求め . . . 44条第1、2項 | 指示 . . . 44条第5項 |
| 指示 . . . 44条第5項 | ④ 求め . . . 44条第3項 |
| | 指示 . . . 44条第6項 |

第3 警察活動に関する応援要請

県警察は、大規模な災害が発生した場合又は大規模な被害が十分に予想される場合は、警察庁及び近畿管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣など広域的な応援のための措置をとる。

（「第3章第27節 災害警備、交通規制計画」参照）

第4 自衛隊への災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際し、県民の人命又は財産の保護のため自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は、次の事項に基づき実施する。

1 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- (1) 人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- (3) その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

（「本節第4の4の（3） 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣」参照）

- (4) 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

2 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

(1) 災害発生前の活動

偵察及び連絡（班）等の派遣

① 偵察（班）

第4施設団長は、平時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合には、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

② 連絡（班）

知事の要請又は第4施設団長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

(2) 出動準備態勢への移行

第4施設団長は、災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の編成、器材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。

(3) 災害発生後の活動**① 被害状況の把握**

車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

② 避難の援助、避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。**③ 遭難者等の捜索救助**

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

⑥ 道路または水路の啓開

道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。

⑦ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

⑧ 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑨ 炊飯および給水

被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

⑩ 救援物資の無償貸付

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。

⑪ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑫ その他臨機の措置等

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、おのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

(1) 自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、市町村長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、市町村長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 要請文書等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。

(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

① 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

(イ) 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

(ウ) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。

② 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

③ 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

④ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

5 派遣部隊等の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を図るため、次により受入態勢を整える。

(1) 知事は関係機関と協議し、次の事項について計画を立てる。

① 部隊担任の作業計画

② 所要資機材の確保

③ 部隊との連絡責任者、連絡場所及び方法等

- ④ 宿泊施設の場所及び収容能力、付帯設備等
- (2) 県防災統括室は、派遣部隊の誘導、市町村及びその他関係機関等との連絡等のため県職員を指名し、派遣部隊に同行させる。
県連絡員は、作業の状況等について県災害対策本部に報告する。
- (3) 経費の負担区分
災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市町村が負担するものとし、市町村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。
 - ① 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
 - ② ①に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

6 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 派遣要請の要求方法
- (2) 災害派遣部隊の受入態勢
 - ① 受入準備の計画樹立
 - (ア) 作業計画
 - (イ) 連絡責任者の氏名
 - (ウ) 宿泊施設等の準備
 - ② 派遣部隊到着時の措置
 - (ア) 派遣部隊と作業計画等の協議
 - (イ) 県知事への報告

7 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、撤収要請を行う場合は、各防災関係機関の長および災害派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

第5 実動機関リエゾンとの連携

円滑かつ効果的に消火、救急・救助活動を行うため、各実動部隊のリエゾンと県が連携し、救助・救急、消火活動等に資する情報の共有及び分担地域・業務の調整を行う。

第6 海上保安庁への災害派遣要請計画

1 災害派遣の適用範囲

海上保安庁は、「災害時の応援に関する申合せ（平成22年7月23日）」に基づき、次の場合救援のため航空機等を派遣する。

- (1) 天災地変その他救済を必要とする場合であって、知事から要請があったとき
- (2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であって、知事から要請があったとき

2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 航空機等による被害状況調査
- (2) 航空機等による被災者の搜索救助
- (3) 航空機等による被災者等の搬送及び救援物資等の輸送
- (4) その他県又は市町村が行う災害応急対策への支援

3 情報の交換

県及び海上保安庁は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、おのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

派遣要請手続及び要請内容は、自衛隊派遣要請の場合に準じて行う。

第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画

「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。

1 災害派遣の適応範囲

近畿地方整備局は、次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）含む）を派遣する。

- (1) 公共施設等に災害が発生し又はその恐れがあり、奈良県により要請があった場合。
- (2) 災害が発生した場合、その事象に照らし特に緊急を要し、(1)の要請を待つ暇がないと認められる場合。

2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 被害状況の収集・伝達
- (2) 災害応急復旧
- (3) 二次災害の防止
- (4) その他必要と認められる事項

3 災害派遣要請手続

近畿地方整備局へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

第8 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

1 趣旨

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合に、他の県が応援する。なお、近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定による応援活動が実施された場合は、これによる。

2 相互連絡体制等の整備

三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に通知する。

三県は、災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を越えた市町村間の協力体制の構築促進に努める。

3 応援の種類

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材物資の提供及び斡旋
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋

- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援
 - ① (1) から (5) までに掲げる応援
 - ② 林野火災空中消火
 - ③ 救急患者等の搬送
 - ④ 遭難者等の捜索及び救助
 - ⑤ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) その他特に要請のあった事項

4 応援の自主出動

災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めるときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行う。

第9 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

1 応援要請

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、応援要請を行う。

2 緊急派遣

府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合で、甚大な被害が推測されるときは、府県及び関西広域連合は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、情報収集活動を行う。

情報収集等の結果、特に緊急を要し、当該府県の要請を待つ暇がない場合は、府県は、要請を待たずに緊急派遣を行うことができる。

3 物資等の携行

応援府県及び関西広域連合は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等は携行する。

4 定期的な合同訓練の実施

協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施する。
(「第2章第7節 防災訓練計画」参照)

5 その他

応援の種類、応援経費の負担、資料の交換等の基本的な事項については別に定める。

第10 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

県は、「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」における応援活動をもってしても十分な応急対策が実施できない場合は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

1 応援要請

県は、近畿ブロック知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するも

のとし、幹事県等は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

2 全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県等から本県の被害状況及び広域応援の要請内容の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき各都道府県の応援が実施されることとなる。

3 広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋である。

（資料編「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」参照）

第11 他府県等への応援要求計画

法第74条の規定に基づき、他府県の知事に対し応援を求めるときの計画は次による。

また、応援を求める業務や受け入れ手順を定めた受援マニュアルに基づき、他府県等からの応援の受け入れ、マッチング等を行う。

1 応援要求は、次に掲げる場合において知事が行う。

- (1) 災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるとき。
- (2) 県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるとき。

2 連絡の方法等

応援要求は原則として文書（自衛隊派遣要請書に準ずる）によるが緊急を要する場合にあつては電話その他の方法により行う。

3 費用の負担

知事が応援の要求を行ったときは、原則として県において負担するものとするが、実情に応じて、災害発生箇所の市町村、県及び応援を行った府県と協議の上、負担割合を定める。

4 応援の受入体制

県は、他府県等からの人的支援受入のための「奈良県における応援職員の受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を作成し、応援受入体制の整備をしておくものとする。

他府県等からの人的応援に備えた体制として、部局横断型の応援受入班を編制しておくとともに、国や他機関等からの視察の調整のための視察対応班を増強する。

また、航空運用調整班を設置する。

第12 滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

1 趣旨

滋賀県及び奈良県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定める。

2 応援要請

この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (4) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

3 経費の負担

- (1) 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。
- (3) 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

第13 広域航空消防応援要請計画

大規模な地震災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

1 対象とする災害

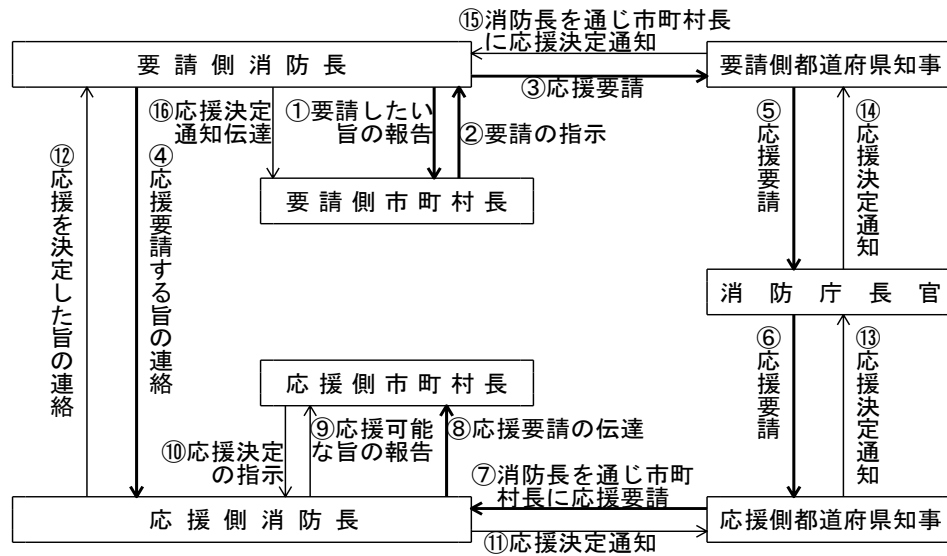
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震等の自然災害
- (2) 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

2 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



3 応援の受入体制

市町村は、あらかじめ広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

県は、市町村の受入体制を補完するため、空中消火剤を備蓄する。

4 費用の負担

応援に直接要するへの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担するものとする。

第14 日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画

日赤飛行隊の派遣要請については、次に定めるところによる。

- 1 災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を必要とするときは、知事が要請を行う。
- 2 緊急時の派遣要請は、総務情報班から日本赤十字社奈良県支部あてに行う。
- 3 派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

第15 保健医療活動に係る受入体制の整備

国、他都道府県等公共団体、医療関係機関等からの保健医療活動に関する応援は、保健医療活動計画（本章第25節）に基づき、保健医療調整本部において調整を行い、受入体制を整備する。

第16 ISUTの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

県及び市町村は、必要に応じて派遣されるISUTとも連携し、対応に当たるものとする。

第15節 公共土木施設の初動応急対策

(県土マネジメント部)

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとし、震災初動マニュアルに基づき初動対応を実施する。

第1 被災直後の初期段階での対応

1 国・市町村等との連携

県は、地元からの被害情報が集中する市町村から被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種機関、団体等の協力も得て以下の(1)～(4)等についての内容について実施する。

- (1) 現地の被害情報の収集
- (2) 緊急対応に必要な資機材の提供
- (3) 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- (4) 被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施する TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) 及びリエゾン (情報連絡員) による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査 (河道閉塞) との連携を図る。

2 県による情報収集と応急対策の検討

- (1) 道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターなどを活用する。
- (2) 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ (距離標) などによる位置の特定を行う。
- (3) 被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- (4) 被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
- (5) 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査 (地すべり) を実施する。

第2 県による県民や市町村等への情報提供

- 1 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- 2 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く県民への周知を行う。

- 3 市町村との連携を図り、村内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
- 4 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として市町村等へ提供する。

第16節 建築物の応急対策計画

(地域デザイン推進局)

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止する。

第1 被災建築物の応急危険度判定

1 公共建築物

庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、所轄する県又は市町村職員である被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

2 民間建築物

県及び市町村は、大規模地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

(1) 県

県は、被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、市町村の実施本部からの派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士に対して出動を要請する。

被災建築物が膨大な数になり、判定士数がさらに不足する場合は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、被災建築物の応急危険度判定の支援を要請する。

(2) 市町村

市町村は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市町村は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

第17節 公園、緑地の応急対策計画

(地域デザイン推進局)

震災等の災害時に公園、緑地は、一次的な避難場所として、また地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

第1 公園、緑地

1 応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報収集に努める。

公園、緑地は、震災時の避難場所・避難路としての使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路(園路等)の確保に努める。

2 応急対策

(1) 公園、緑地

公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材の利用等を考慮して、速やかに応急対策を実施する。

特に、避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

(2) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。また、公園管理者は、必要に応じて協力及び支援等を行う。

第18節 道路等の災害応急対策計画

(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)

道路は、震災発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、大規模な震災が発生した場合には、「震災初動体制マニュアル」に基づき緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2 情報収集の実施体制

(1) 土木事務所（災害緊急点検の実施主体）

道路施設をはじめ、県における公共土木施設の被害状況の把握と応急対応の実施は、関係機関及び団体の協力・応援を得て、各土木事務所が主体的に実施し、状況を逐次、事業担当課に報告する。

(2) 事業担当課（情報集計）

事業担当課は、調査事項毎に市町村の被害状況等を取りまとめるとともに、掌握した被害状況等について主管部長、土木総括班（又は県土マネジメント部企画管理室）及び国（近畿地方整備局）に報告する。

(3) 土木総括班（情報照査）

土木総務班（又は県土マネジメント部企画管理室）は、事業担当課からの情報を震災対策本部（又は県防災統括室）、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

一方、土木総括班（又は県土マネジメント部企画管理室）は、震災対策本部（又は県防災統括室）からの情報等と照合し、情報相互に不整合がある場合には、事業担当課を通じて確認を行い、情報の訂正、整合を図る。

なお、震災対策本部（又は県防災統括室）及び関係各課からの情報で、事業担当課が把握していないものは、速やかにその情報を伝達する。

(4) 災害対策本部事務局（情報統括）

災害対策本部事務局（県防災統括室）は、土木総括班（又は県土マネジメント部企画

管理室) 及び市町村等関係機関から報告のあった被害状況について事項別に集計し、内閣総理大臣(窓口: 消防庁) に報告するとともに、必要がある場合は関係機関に連絡する。

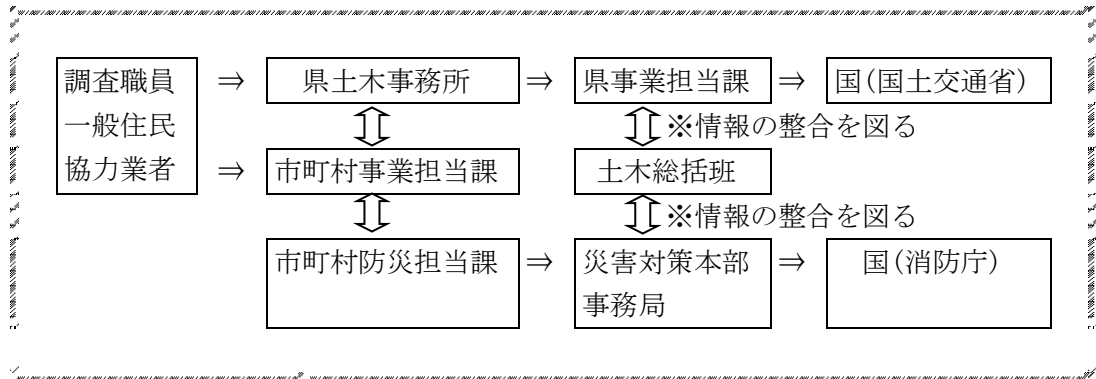


図 情報の流れ

3 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

(1) 市町村事業担当課との協力

市町村事業担当課は、震災が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所(連絡調整班)に報告するとともに、各市町村の防災担当課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、地元市町村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所(連絡調整班)側からも積極的に情報収集を行う。

(2) 警察署、消防署との情報共有

市町村と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるので、土木事務所(連絡調整班)は定期的に情報交換を行う。

(3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力

大規模な震災の場合は、近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動(リエゾン、TEC-FORCE)を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時などにおける相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。

(4) 道路モニターの活用

道路情報モニターは、道路災害が発生しやすい箇所周辺に配置されているため、各路線の道路状況について情報を収集する。

(5) 道路占有者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被災状況が大きく影響するため、土木事務所(連絡調整班)は施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

4 県管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

土木事務所は、震度4以上の地震が発生した場合には、「震災初動体制マニュアル」に基づき、県管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、被害調査班が災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、地震が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な地震が発生した場合においては、早期に被害の概要を把握するため、事業担当課及び主管課は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

(2) 参集途上職員の情報収集

地震が発生した場合において、自宅から担当勤務公署へ参集する県職員は、参集途上において可能な限り県管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に所定の様式で管轄の土木事務所に状況を報告する。

(3) 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な地震が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、被害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に、施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

(4) 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を日頃より整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。

なお、一般通行者から県事業担当課に寄せられた情報は、直ちに管轄の土木事務所に転送し、情報の集約を図る。

(5) 情報の一元化管理

土木事務所においては、地震発生時には自らの災害緊急点検結果に加えて、管内の市町村や警察、消防署、道路占用户、交通事業者等の関係機関や、一般通行者、沿道住民

等、あらゆる方面からの情報が大量に寄せられることとなるので、連絡調整班はその情報を的確に整理し、道路啓開や応急対策を計画的に実施しなければならない。

このため、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定した情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

5 情報発信

県及び市町村は、地震発生時に県民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、県民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて県民へ広報する。

(1) 県民に対する広報の内容

- ① 道路等の土木施設の被害状況
- ② 交通規制の状況
- ③ 迂回の方法
- ④ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- ⑤ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ① 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
- ② 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
- ③ 市町村内防災放送による地域住民への周知
- ④ 報道機関への情報提供
- ⑤ 奈良県ホームページ、県道路規制情報ホームページへの記載
- ⑥ 県メール配信システムの活用
- ⑦ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供
- ⑧ 国、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に放送を依頼する。

また、県民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

第2 道路啓開と応急対策

1 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、地震発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため、土木事務所は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。重要物流道路（代替・補完路を含む）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確認する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確認するため必要がある

ときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

(2) 負傷者の救援

震災により負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。また、緊急時には、当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

(4) 作業計画の立案

土木事務所（災害対策班）は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、市町村、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

(5) 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、土木事務所では連絡調整班が行う情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する災害対策班においても、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

2 災害応急対策

土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。

(1) 二次災害の防止

土木事務所は、災害発生後の現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には応急措置を講じるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

(2) 緊急輸送道路の確保

被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。

このため、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、予め指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。

(3) 交通規制と迂回路の設定

土木事務所は、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

(4) 交通マネジメント

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町村等で構成する「災害時渋滞対策協議会」を組織する。

3 支援体制

(1) 災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、土木事務所長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

(2) 被災地域への人的応援体制

被災地域の土木事務所においては、安全な交通機能を確保するための応急対策に多大な労力が必要となるため、人的支援が不可欠である。また、市町村の中には土木技術者が限られている自治体も多いため、県からの人的支援が必要である。

このため、通常時より大規模な震災が発生した場合において、比較的被災が少なかった地域の土木事務所や県庁から、柔軟に技術職員の応援を行う緊急動員体制を構築しておく必要がある。

また、災害の規模によっては、他府県の技術職員や近畿地方整備局の技術支援（リエゾン、TEC-FORCE）を要請する。

(3) 災害派遣要請

① 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の要請は知事が行う。市町村長は、当該市町村の地域に係る震災が発生した場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

② 他府県への応援要請

災害対策基本法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるときには、他府県の知事に対し応援を求める。

③ 紀伊半島知事会議による応援要請

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合には、奈良県知事は和歌山県知事及び三重県知事に対し協力を要請する。

第3 災害復旧工事の実施

1 被害額の算定

関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように努める。災害事業担当課は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、国に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

2 復旧計画の策定

地震により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、地震発生後の県民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、震災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて関係市町村と協議を行い、地元大字や地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

4 予算・人員の確保

県において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、組織改編を伴う全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や県債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては県全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

5 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、市町村等の他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

6 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。

また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

7 災害復興

県は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第4 林道

1 応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

林道を管理する市町村・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

県は、林道管理者が速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第5 農道

1 応急措置

市町村及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2 応急復旧

県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。

第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、
ライフライン関係機関)

ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。また、県及びライフライン事業者等の代表者が一堂に会する連絡会議を開催し、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行う。

第1 水道

水道事業者等は、震災発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。

1 応急措置

水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合には、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

第2 下水道

1 応急措置

(1) 緊急調査

下水道施設の管理者は、地震災害の発生時に管渠については地表より目視により、ポンプ場、処理場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速

に関係機関に伝達する。なお、調査の際、薬品等の危険物の漏洩を発見した時には緊急停止の処置を行う。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、ライフライン連絡協議会を通じ、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知する。

(2) 応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ、「下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき、近畿府県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体に支援を要請する。

2 応急復旧

- (1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時的管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。
- (2) ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急処置を講じて下水処理の復旧に努める。被害の状況によっては最低限の処理をして放流する。また、燃料、消化ガスの漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講じる。
- (3) 応急復旧作業に必要な要員として補修専門者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に手配する。

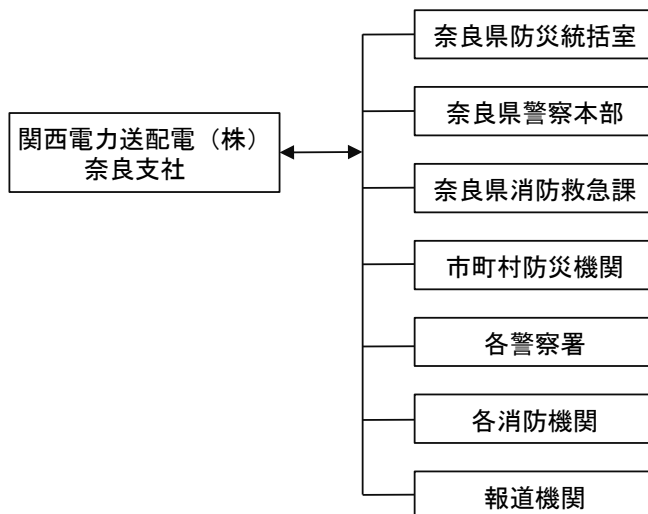
第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は、以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、「第2章第16節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

① 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

② 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

① 無断昇柱、無断工事をしないこと。

② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

④ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること、および電気工事店等で点検してから使用すること。

⑤ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

⑦ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策組織要員の確保

(1) 対策要員の確保

① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

① 現地調達

② 対策組織相互の流用

③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- ① 水力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ② 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ③ 変電設備
機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ④ 配電設備
非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
- ⑤ 通信設備
共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロールも等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

10 復旧計画

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧応援要員の配置状況
- ③ 復旧用資機材の調達
- ④ 復旧作業の日程
- ⑤ 仮復旧の完了見込み
- ⑥ 宿泊施設、食糧等の手配

⑦ その他必要な対策

1.1 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

第4 電信電話施設

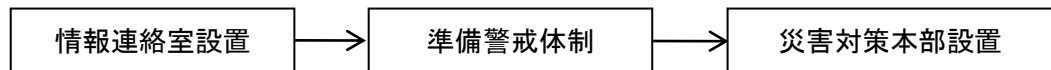
1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

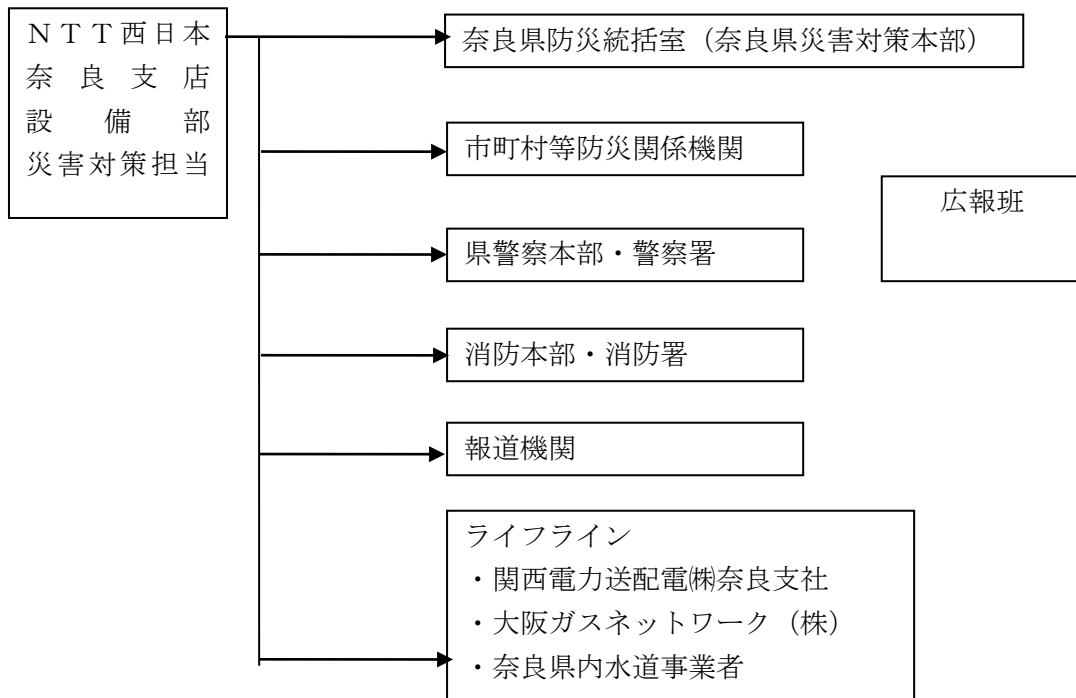
① 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



② 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



③ 情報の収集、報告

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

④ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

⑤ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置

状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

- ① 被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。
- ② 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- ③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- ④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- ⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> 気象機関 <input type="checkbox"/> 水防機関 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 災害救助機関 <input type="checkbox"/> 警察機関 <input type="checkbox"/> 防衛機関 <input type="checkbox"/> 輸送の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 通信の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 電力の供給に直接関係のある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> ガスの供給の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 水道の供給の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 選挙管理機関 <input type="checkbox"/> 預貯金業務を行う金融機関 <input type="checkbox"/> 新聞社、放送事業または通信社の機関 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

(1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

- ① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。
- ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。
- ④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。
- ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。
- ⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。
- ⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。

(3) 通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

② 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を

円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

- ① 要員対策
- ② 資材及び物資対策
- ③ 交通及び輸送対策
- ④ 電源対策
- ⑤ お客様対応
- ⑥ その他必要な事項

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

3 KDDI株式会社(携帯電話)

KDDI株式会社は、防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところ

ろにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

(7) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

① 地震防災応急対策

(ア)地震予知情報等の伝達

地震予知情報、地震注意情報、地震に関連する調査情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。

(イ)災害対策本部等の設置

地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めるときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。

(ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務

KDDI株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、(4)②に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

(エ)災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要と認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておくものとする。

(オ)局舎、設備等の点検

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。

(カ)社員等の安全確保

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地域の事業に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるものとする。

(キ)地震防災応急対策の実施準備

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な

準備を行うこととする。

(7)地震防災応急対策の実施状況等の報告

KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。

② 地震防災に関する知識の普及及び訓練

(ア)地震防災上必要な知識の普及

強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。

(イ)地震防災訓練

強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。

(8) 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

KDDI株式会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、(7)の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

① 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報（以下「南海トラフ関連情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

② 地震防災応急対策

(ア)安全の確保

推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、南海トラフ関連情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。

(イ)重要通信の確保

南海トラフ関連情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、(4)に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。

③ 地震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、S B）は地震時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

（1）顧客への発災時の支援

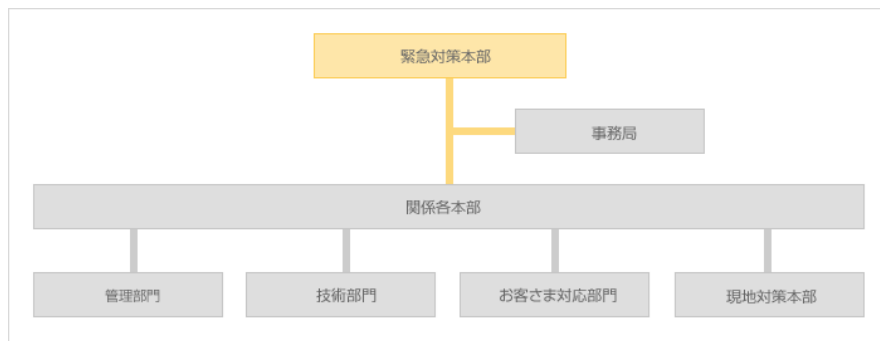
- ① 発災情報の通知
- ② 被災情報の相互連絡
- ③ 貸出用携帯電話等の配備
- ④ 位置情報通知システム
- ⑤ WEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知
- ⑥ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開

（2）通信サービス確保の対策

① 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、S Bが被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図



② 通信の確保・維持

（3）通信エリアの復旧と確保

S Bでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

- ① 停電基地局の発電機設備による電源確保
- ② 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
 - (ア) 移動無線基地局車
 - (イ) 可搬型衛星基地局
- ③ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
- ④ 基地局の建て直し
- ⑤ 燃料調達
- ⑥ 移動電源車
- ⑦ 周辺基地局によるエリア救済
- ⑧ 代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

- ① 緊急速報メール
- ② 災害用伝言板サービス
- ③ 災害用音声お届けサービス
- ④ WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

- ① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確保

- ① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。
- ② 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

- ① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

(6) 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

(8) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

6 こまどりケーブル株式会社

災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、放送および通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ①災害発生時において迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- ②災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- ③災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- ④災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(3) 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- ①安否確認および災害・警報の伝達
- ②情報収集・伝達
- ③各種災害対策機器の操作
- ④ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアルの確認

(4) 協力応援体制の整備

①グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

②他の事業者との協調

電力、燃料、輸送等の事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備防災対策に努める。

第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

1 大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）

災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

① 地震震度、気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達

する。

(ア)地震情報 供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

(イ)気象情報 気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

② 通信連絡

(ア)災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。

(イ)事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ)対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

③ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

① 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

② 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。

③ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 顧客及び県民に対する災害広報の実施

(4) 危険防止対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でのガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

① 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

2 大和ガス株式会社

(1) 動員基準

社員は次のいずれかの条件により、全員が出動する。

- ① 会社設置の地震計が、震度5弱以上に相当すると判断したとき。(テレビ・ラジオの气象台情報から、奈良県下が震度5弱以上であることを覚知したとき)
 - ② ガス施設の被害発生が、具体的に明確であるとき。
- (2) 出動方法と出動場所
- ① 出動に際しては、交通渋滞あるいは道路破損等を考慮し、四輪車による出動は極力避け、徒歩又は二輪車を使用する。
(交通機関が機能している場合は、それを利用する)
 - ② 出動場所は、大和ガス本社とする。
ただし、特別に緊急措置を行う場所がある場合は、当該場所とする。
 - ③ 動員者に対して出動方法・所要時間等の調査を行い予め要員の把握をしておく。
- (3) 出動時における情報収集
- ① 出動途上にて、可能な限り沿線の被害状況及び災害に関する情報の収集を行う。
(ア) ガス設備(整圧器・中圧導管・主要低圧導管等)の被害状況
(イ) 道路・橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等その他
 - ② 出動途上で、二次災害のおそれがあるガス設備の支障を万一発見した場合は、速やかに会社へ連絡するとともに、住民避難・警察・消防への連絡等の対応を適切に行う。
- (4) 協力会社の動員
- 緊急作業要員として、協力会社の要員編成についても、前もって取り決めておく。
- (5) 災害対策本部の設置
- ① 社長は、震度5弱以上の地震が発生した時は、直ちに大和ガス株式会社本社内に、災害対策本部を設置する。本部長には、社長が当たる。
 - ② 災害対策本部に本部長補佐を置く。本部長補佐は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。本部長補佐には2名の常勤取締役があたる。
 - ③ 災害対策本部に必要な設備・備品を常備する。
- (6) 災害対策本部の初動措置
- ① 情報収集
 - ② 地震直後の情報収集
(ア) 供給所等の情報収集
(イ) ガス導管網の被害に関する情報
 - ③ 緊急巡回点検
 - ④ 緊急措置(供給停止)の実施
- (7) 緊急措置(供給停止)の実施
- ① 災害復旧計画においては災害拠点病院等を原則として優先し、災害状況、各設備の被害状況を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。
 - ② 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき救援要請を行う。
- (8) 保安管理と広報
- ① 供給継続地区の保安管理
供給継続地区の需要家の安全を確保するため、ガス漏れ通報には、供給遮断地

区よりも優先して対応する。広報活動により安全使用について注意を促し、ガス漏れの即時通報を改めて周知徹底する。

② 受付、出動体制の整備

ガス漏洩情報の受付、出動体制の整備と、要員の教育を繰り返し行い、緊急対応能力の向上に努める。

③ 車両、資機材の整備及び維持管理

④ ガス漏洩等の措置 「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」に基づき処理する。

3 桜井ガス株式会社

(1) 動員

① 当社供給区域内で震度5弱以上の地震を感知した場合は、本社内に災害対策本部を設置する。

② 社員は、供給区域内で震度4以上の地震を覚知した場合は、社員は自動的に出社する。

③ 必要に応じて、工事会社等を含めた動員体制とするため呼び出しを行う。

(2) 情報の収集伝達

① 設置してある地震計による情報、防災機関、マスコミ等により情報の収集を行う。

② 収集し得た情報は、速やかに日本ガス協会近畿部会へ伝達する。また、関係防災機関へも伝達する。

(3) 緊急停止判断

大規模な地震が発生した場合供給停止判断は、二次災害の防止を最優先とした地震発生直後の第1次緊急停止判断と、巡回点検等より得られた情報より、被害状況に応じて決定する第2次緊急停止判断より供給停止を実施する。

このような、非常事態が発生し広範囲な供給停止となった場合、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、先遣隊の派遣を一般社団法人日本ガス協会に対し要請する。

(4) 顧客及び県民に対する災害広報の実施

災害時における混乱を防止し被害を最小限に止めるため、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種の情報を広報する。

(5) 応急復旧対策

① 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に係る拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

② 社員、工事会等による全社的な動員体制のほかに、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を一般社団法人日本ガス協会に対し依頼する。

4 五条ガス株式会社

(1) 情報の収集伝達及び報告

① 地震震度・気象情報等の伝達、収集

(ア)気象情報等の収集、伝達

地震情報、気象予報を報道機関等から収集し、無線等により伝達する。

(イ)地震情報

本社事務所内に地震計を設置し、地震情報を収集する。

② 通信連絡

(ア)災害発生時に通信手段を確保するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(イ)停電対策として非常電源装置を設置する。

③ 被害状況の収集、報告

供給区域内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、災害時優先電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、非常招集に基づく動員を行う。

② 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社に災害対策本部を設置し、社員は自動出動する。

③ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 顧客及び一般市民に対する災害広報の実施

(4) 危害防止対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

① 供給施設の災害復旧対策については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給する。

② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

5 株式会社大武

(1) 計画方針

地震発生時にはガス漏洩による二次災害の防止等、ガス施設の応急対策を実施する。

(2) 情報の収集、伝達及び報告

① 地震震度、気象予報、警報等の収集、伝達

対策本部で地震震度、気象予報、警報の情報を収集し無線連絡等により伝達する。

② 通信連絡

地震発生時の各部署間の通信手段は無線通信網等を使用する。

- ③ 被害状況の収集、報告
供給施設及び顧客施設の被害状況の情報を収集し、関係各機関へ緊急連絡を行う。
- (3) 応急対策要員の確保
 - ① 地震が発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い要員を確保する。
 - ② 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社内に災害対策本部を設置し工事会社等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。
 - ③ 大規模な災害により当社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、日本ガス協会に対し救援を依頼する。
- (4) 災害広報の実施
災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。
- (5) 危険防止対策
地震発生時には関係各機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。
- (6) 応急復旧対策
供給施設及び顧客施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い安全を確認した上でガスの供給を再開する。

第6 鉄道

1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

- (1) 運転規制
 - ① 地震計で計測震度の測定が可能な場合
 - ア 地震計が計測震度4.0未満を示したとき
運転の再開を行うものとする。
 - イ 地震計が計測震度4.0以上4.5未満を示したとき
規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所(※)がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。
スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所(※)を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。
 - ウ 地震計が計測震度4.5以上を示したとき
規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。
 - ② 地震計で計測震度の測定ができない場合
 - ア 地震計が40ガル未満を示したとき

運転の再開を行うものとする。

イ 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所（※）がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所（※）を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

ウ 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度4以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに25km/h以下で旅客の乗降可能な最寄りの停車場まで運転できるものとする。

※要注意箇所は、近畿統括本部長が過去に地震に起因して変状が生じた構造物、耐震評価上の弱点となる構造物等に対して事前に設定する。

(2) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

① 体制・招集の決定者

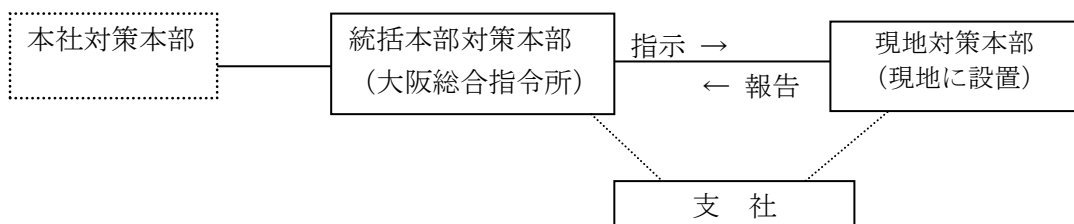
対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

② 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置標準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○特に必要と認めたとき 	全ての班 招集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき <ul style="list-style-type: none"> ・東海道本線・山陽本線（野洲～網干駅間）、大阪環状線、湖西線、JR東西線、福知山線、関西本線（平城山～JR難波）、片町線（京田辺～京橋駅間）、阪和線、関西空港線 ○必要と認めたとき 	必要な班 招集可能者の半数程度

第3種 体制	<p>○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海道本線、山陽本線（京都～西明石駅間）、大阪環状線において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・その他の複数線区において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・駅間停止列車のお客様救済に3時間以上要する（見込み） <p>○その他必要と認めたとき</p>	<p>必要な班</p> <p>必要な人数</p>
-----------	---	--------------------------

③ 統括本部対策本部体制図



④ 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じた旅客一斉放送、保安当直（安全推進室）から一斉送信されるメール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

⑤ 支社、駅区所等の業務

支社は、統括本部対策本部からの指示や現地の状況を踏まえ、支社、現地又は現地対策本部等において対応にあたることとする。また、駅区所等の状況把握に努め、必要な支援や手配を行うこととする。

駅区所等は、統括本部対策本部又は支社等からの指示を受け、対応または必要な要因の確保等を行うこととする。

⑥ 本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、本社に対策本部が設置された場合は、役割を分担したうえ連携して対応にあたることとする。他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

⑦ 現地対策本部の業務

現地対策本部長は、現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括することとする。

ア 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先することとする。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ることとする。

イ 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告することとする。

ウ 現地対策本部長は、新幹線での事故等に限り、被害者・被災者の救助が終了し復旧に向けた体制に移行する際は、新幹線鉄道事業本部に現地対策本部を引き継ぐこととする。

エ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

⑧ 統括本部対策本部への報告及び要請

ア 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告することとする。

イ 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請することとする。

ウ 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は、直ちに関係箇所へ指示を行う。

また、応援が隣接支社に及ぶときは統括本部対策本部長が要請することとする。

エ 応援指示を受けた箇所長は、速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要と認める事項を統括本部対策本部長に報告することとする。

2 近畿日本鉄道株式会社

震災に際しては、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

(1) 震度別列車運転基準

- ① 震度4の場合 注意運転
- ② 震度5弱以上の場合 運転中止

(2) 関係者の処置

- ① 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。
- ② 駅長は、付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。
- ③ 運転士は、地震を感知したときは、速やかに安全位置に停止し、運転指令者からの指示に留意する。
- ④ 施設関係各区長は、必要に応じて巡回点検する。

(3) 火災防止

火気使用施設及び器具、危険物等による火災発生を防止するため、ガス、油の元栓の閉鎖、電気スイッチの遮断を速やかに行う。

(4) 旅客の整理、避難誘導

震災状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

(5) 他機関との応援体制

災害により運行不能となった場合、他の運輸機関と打合せのうえ、代行輸送の取扱いを行う。

(6) 災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「異例事態対応規程」に基づき異例事態対策本部、現地対策本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

第7 関係機関の情報共有等

県は、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、国や市町村、ライフライン事業者等と開催する会議における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

第20節 危険物施設等災害応急対策計画

(消防救急課、福祉医療部)

大地震機関の際に、危険物施設、高圧ガス・LPガス及び火薬類貯蔵施設について、県、市町村及び施設の管理者等は、周辺地域住民の安全を確保するため、関係団体と密接な連携を図り、適切な対応を講ずる。

第1 危険物施設

県、消防機関及び施設の管理者は、地震等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1 県及び消防機関が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

2 施設の管理者が実施する対策

- (1) 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市町村、所轄保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
 - ② 通報者及び原因者
 - ③ 下流での水道水源の有無
 - ④ 現状及びその時点での対応状況
- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
 - (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等

1 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、地震等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。
また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。
- (2) 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。
また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。
- (3) 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- (4) 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。
- (5) 関係行政機関との連携および他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

2 LPガス貯蔵施設等

LPガス事業者等は、地震等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

- (1) 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。
また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。
- (2) 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- (3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

3 県の対策

県は、所轄消防本部（局）、警察署の防災機関、一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・LPガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁）へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

第3 火薬類貯蔵施設

県、市町村及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

1 事業者の応急措置

- (1) 事業者は、災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（市町村）に連絡する。
- (2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。
搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。

- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- (4) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- (5) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (6) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

2 消費者の応急措置

- (1) 消費者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（市町村）に連絡する。
- (2) 災害により火薬類が埋没した場合は、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- (4) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

3 県の対策

- (1) 県は、所轄消防(局)本部、警察等の関係防災機関と緊密な連携を図り、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部）、消防庁）へ速やかに報告する。
- (2) 火災・爆発等のおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。
- (3) 状況に応じ「火薬類取締法」に基づき、事業所等に対し措置命令等を実施する。
- (4) 周辺住民に対する広報・周知を行う。

4 県警察の対策

- (1) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (2) 避難誘導
- (3) 危険予防のための広報

5 消防機関（市町村）の対策

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報

第4 毒物・劇物保管施設

1 事故発生の場合の応急措置

- (1) 施設管理者
 - ① 保健所、警察及び消防署への通報
 - ② 中和剤による除毒作業
- (2) 県
 - ① 中和剤による除毒作業の指示
 - ② 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、環境政策課、農業水産振興課、県警察本部警備第二課、市町村）との連絡調整

- (3) 消防機関
 - ① 被災者の救出救助
- (4) 県警
 - ① 立入禁止区域の設置及び交通規制
 - ② 避難誘導
- (5) 市町村
 - ① 周辺住民に対する災害発生の広報活動

第5 放射性物質保管施設

県、市町村及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- 1 関係防災機関への通報
- 2 放射線量の測定
- 3 危険区域の設定
- 4 立入禁止制限及び交通規制
- 5 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- 6 被ばく者等の救出救助
- 7 周辺住民に対する広報
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

第21節 水防活動計画

(県土マネジメント部)

大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、ダム等が損傷する恐れがあるため、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、必要な応急措置を講ずる。

第1 監視警戒活動

1 河川・ダム及びため池等の管理者

大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは損壊する恐れがあるため、河川、ダム、砂防施設、ため池、水門及び樋門等の管理者は、震度4以上の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要な時は、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、必要な応急措置を講ずる。

点検にあたっては、液状化危険箇所で決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や交通遮断が懸念される道路と効用を兼ねる堤防を優先してひび割れ等の調査を実施する。

これら点検、調査は、震災初動体制マニュアル（奈良県県土マネジメント部）に基づき実施するものとし、速やかに被害状況、措置状況等の情報を関係機関に連絡する。

2 市町村（水防管理団体）

市町村は、大地震発生後直ちに区域内の河川、ダム、砂防施設、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門、樋門、及び閘門の操作その他適宜に水防活動を行う。

第22節 地盤災害応急対策計画

(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)

地震により大規模な地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

第1 初動応急対応

大規模震災により地盤災害が発生した場合、迅速に状況を把握し、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。

第2 砂防施設等

1 応急措置

(1) 砂防施設

① 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、各施設管理者は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

② 被災地域の巡視等危険防止のための監視

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(2) 地すべり防止施設

① 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震を原因として発生する地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

② 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

③ 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

④ 被災地の巡視等危険防止のための監視

地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

① 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりその恐れが生じた場合

には、各施設管理者は危険な箇所が存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

② 警戒避難の助言

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

③ 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3 二次災害の防止活動計画

県及び市町村は、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険個所の点検を行う。その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行う。

4 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

震度5強以上を観測するなど揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報を通常の基準に対し、一定割合減じた暫定基準を設定することとしている。

暫定基準の設定は、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議により決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

第3 林道

1 応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害を調査し二次的被害の発生を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

林道を管理する市町村、森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は速やかに応急復旧工事を実施する。県は速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第4 治山施設

地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、市町村等関係機関と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査、危険度に応じて市町村等関係機関に連絡、通報すると共に復旧対策を講じる。

また、二次災害防止のための監視活動を山地防災ヘルパーにより実施する。

第5 ため池への対応

1 県が実施する対策として

- (1) ため池が決壊した場合若しくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。
- (2) 応急工事が早急に実施できるよう、市町村及び関係機関を指導し協力する。

2 市町村が実施する対策

- (1) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (2) 危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
- (3) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (4) 被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

3 関係機関が実施する対策

- (1) 管理団体は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。
- (2) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- (3) 市町村が実施する応急対策について協力する。
- (4) 二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

第6 宅地災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定の実施

県及び市町村の災害対策本部は、大規模地震で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、市町村において被災宅地危険度判定実施本部、県において支援本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

(1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する県又は市町村職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県は県及び市町村職員以外の被災宅地危険度判定士へ要請する。

(3) 近隣府県、国土交通省への支援要請

被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数がさらに不足する場合は、県は近隣府県へ被災宅地の危険度判定の支援若しくは国土交通省へ支援の調整を要請する。

第23節 消火活動計画

(消防救急課)

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の徹底を呼びかけるものとする。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

第1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防組織等などによって行われるものであるため、各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

第2 消防活動

1 消防職員等の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる恐れがある。また、消防器具、装備等が破損または搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

2 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防ぎょ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょする。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第3 相互応援協定

1 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 被災市町村は、自らの消防力では対応できない場合にあつては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

- (1) 市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。
- (2) 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

3 応援受入体制の整備

応援要請した市町村は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

4 他都道府県に対する応援態勢

知事は、消防庁長官から応援のため必要な措置を求められたときは、代表消防本部と協議し、直ちに緊急消防援助隊の出動要請を行う。

第24節 救急、救助活動計画

(消防救急課)

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

第1 救急活動

- 1 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- 2 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- 3 市町村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- 4 県及び市町村は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第2 救助活動

- 1 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- 2 市町村は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- 3 市町村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関の相互協力

市町村及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

第25節 保健医療活動計画

(福祉医療部)

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

第1 保健医療活動

1 市町村

- (1) 市町村は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

2 県(保健医療調整本部)

- (1) 県医療政策局長は、奈良県保健医療調整本部運営要領に基づき、災害対策本部が設置される時及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部(本部長：県医療政策局長)を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部(本部長：県保健所長)を設置する。

なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。

- (2) 保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班(統括班、DMAT調整班、医療支援調整班、精神保健支援班、要医療者支援班、保健支援調整班、薬務班等)を適宜編成する。
- (3) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。)、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。)の派遣調整、

国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。

- (4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。
- (5) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部及び中核市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。
- (6) 保健医療調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療調整本部運営要領」に定める。

3 県保健所（地域保健医療調整本部）

- (1) 地域保健医療調整本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。
- (2) 地域保健医療調整本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。
- (3) 地域保健医療調整本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。
- (4) 保健医療調整本部は、地域における保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、地域保健医療調整本部に派遣する。

4 奈良市保健所及び奈良市（市災害対策本部）との連携

保健医療調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療活動を実施するために必要な保健医療活動チームの派遣及び受援の調整を行う。

第2 医療機関への支援

1 医療情報の収集・伝達

保健医療調整本部（医療支援調整班）は、DMAT調整班及び地域保健医療調整本部と連携し、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS（広域災害・救急医療情報システム）、奈良県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。

- ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況
- ② 医療機関の稼働状況（医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否）
- ③ 必要とされる支援の内容

また、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。

2 入院患者の移送・病院避難

保健医療調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送または病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機

関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。

3 医療人材及び医療資機材の支援

保健医療調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。

なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。

4 医療機関へのライフラインの確保

保健医療調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料（重油、軽油）等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者等に要請する。

第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援

県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者への対策として次の活動を行う。

1 人工透析患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段的確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。

2 人工呼吸器等使用者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工

呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。

地域保健医療調整本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。

3 その他の要継続的医療支援者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、本節第3の1～3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。

第4 小児・周産期領域の患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。地域保健医療調整本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。

第5 DMAT及び医療救護班の活動

1 DMATの派遣調整

(1) 保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本

部内にDMAT調整班を設置する。

- (2) DMAT調整班は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT指定病院に派遣要請を行う。
- (3) 県は、DMAT活動の調整にあたっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、災害医療コーディネーターと調整を図る。

※災害医療コーディネーター：災害時に県や保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に支援し、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う者。災害急性期においては、DMATの迅速かつ的確な出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う。

- (4) DMAT調整班は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMATの派遣を要請する。
- (5) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて災害対策本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。
- (6) DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣、調整を行う。
- (7) DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。

2 医療救護班の派遣調整

- (1) 保健医療調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療調整本部内に医療支援調整班を編制する。保健医療調整本部（医療支援調整班）は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。
- (3) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。

3 県医療救護班の活動場所及び活動内容

保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。

- (1) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
 - ① 負傷者の重症度判定（トリアージ）

- ② 負傷者に対する応急処置
 - ③ 入院患者の移送及び病院避難の支援
 - ④ 死亡の確認
 - ⑤ 遺体の検案等の協力（状況に応じて）
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
- ① 軽症患者に対する医療提供
 - ② 被災地の巡回診療
 - ③ DPAT、保健師チーム等との連携
 - ④ その他、必要に応じた医療提供

第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備

保健医療調整本部は、県外から保健医療活動チームの支援を受け入れるにあたり、下記に示す派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。

1 DMAT

- (1) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。
- (2) DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣調整を行う。

2 医療救護班

- (1) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、医療救護班を適切に配置するため、本部内に保健医療調整班を編成し、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。
- (4) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。

3 DHEAT

- (1) 保健医療調整本部（統括班）は、地域保健医療調整本部及び市町村の避難所運営

における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。

- (2) 保健医療調整本部（統括班）は、DHEATを地域保健医療調整本部に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。

4 保健師

- (1) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。

なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。

5 DPAT

- (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (4) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況とDPATの参集状況を把握し、DPATの活動地域（派遣先）を割り当てる。

第7 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送

1 後方医療体制の整備

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。

保健医療調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。

2 傷病者の搬送

保健医療調整本部及び保健医療活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり

対応する。

- (1) 保健医療活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。
- (3) 保健医療調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。
また、保健医療調整本部（DMAT調整班）は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）を広域防災活動拠点等に設置する。
広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部（DMAT調整班）を通じて行う。また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。
- (4) 保健医療調整本部は、施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要請し、搬送の円滑な実施に努める。
- (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）又は和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部（DMAT調整班）を通じて行う。
- (6) 広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。
- (7) 保健医療調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。

第8 災害時における医薬品等の供給体制

保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療調整本部内に薬務班を編制する。薬務班は、保健医療調整本部が把握した保健医療ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班（県薬剤師会）を通して医薬品供給状況等の把握を行う。

薬務班は、下記1～3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。

毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第28節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。

② 県

(ア) 保健医療調整本部（薬務班）は、あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。

(イ) 保健医療調整本部（薬務班）は、保健医療活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。

(ウ) 保健医療調整本部（薬務班）は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。

③ 関係団体

医薬品卸組合等は、保健医療調整本部（薬務班）から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」又は「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。

④ 奈良県薬剤師会

(ア) 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的医療救護活動に協力する。

(イ) 奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部（薬務班）から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

(ウ) 薬剤師班は、原則として医療救護所等における服薬指導、医薬品の管理等及び医薬品等集積所における医薬品の管理等に従事する。

⑤ 奈良県赤十字血液センター

(ア) 奈良県赤十字血液センターは、医療救護所等から血液製剤の供給を要請されたときは、早急に供給する。

(イ) 奈良県赤十字血液センターは、災害発生後、速やかに血液製剤の確保を図るため、被害の軽微な地域に献血班を出動させ、県民からの献血を受ける。

なお不足する場合は、他都道府県日赤支部（血液センター）に応援を要請する。

⑥ 県保健所

地域保健医療調整本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。

第9 保健師等による健康管理に関する活動

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

地域保健医療調整本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。

保健医療調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療調整本部内に保健支援調整班を編成する。保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。

2 市町村からの要請に基づく派遣調整

- (1) 市町村は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等（災害協定県を含む）に保健師等派遣の要請を行う。
- (4) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援チームの派遣要請を行う。
- (5) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。

3 避難所での保健活動

- (1) 市町村は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
 - ① 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
 - ② 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
 - ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

4 在宅被災者等への支援体制の整備

- (1) 市町村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
- ① 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
 - ② 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
 - ③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。
- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

5 市町村への支援

- (1) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部と連携して、市町村が把握した要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。

6 関係機関との連携、地域づくり

保健医療調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。

第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

保健医療調整本部（精神保健支援班）、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部、市町村等は、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

地域保健医療調整本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 精神科病院等の被害状況の把握

保健医療調整本部（精神保健支援班）は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。

3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣

- (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。
- (4) 県DPAT調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (5) 地域保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。

4 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市町村は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

5 相談支援等

保健師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

精神保健福祉センターは、専門職団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

6 情報収集・発信

保健医療調整本部（精神保健支援班）及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ地域保健医療調整本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。

第11 医療関係機関・団体への協力要請

1 災害拠点病院・DMAT指定病院

県内の災害拠点病院及びDMAT指定病院は、被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

2 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。

また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネーターチームを派遣する。

3 県医師会

県医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班（JMAT）を編成し、医療救護活動を行う。

4 県病院協会

保健医療調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。

また、県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

5 県精神科病院協会

保健医療調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。

県精神科病院協会は、保健医療調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDPATを編成し、災害精神医療活動を行う。

6 県歯科医師会

県歯科医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

7 県薬剤師会

県薬剤師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。

8 県看護協会

県看護協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。

9 県柔道整復師会

県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。

10 医薬品卸組合等

県医薬品卸協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医薬品の供給等を行う。

県製薬協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。

大阪医療機器協会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療機器等の供給等を行う。

日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。

近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。

第26節 緊急輸送計画

(防災統括室)

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- ② 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ③ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- ⑥ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- ⑦ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ⑧ 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

(2) 第2段階

- ① 上記1の続行
- ② 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ③ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

(3) 第3段階

- ① 上記2の続行
- ② 災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保

1 市町村及び防災関係機関の措置

- (1) 市町村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
 - ① 輸送区間及び借上期間
 - ② 輸送人員又は輸送量
 - ③ 車両等の種類及び台数
 - ④ 集結場所及び日時
 - ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
 - ⑥ その他必要事項

2 県の措置

- (1) 市町村等から輸送手段の確保について、県に要請があった場合、又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は法第71条及び災害救助法第7条から第10条に基づく従事命令を発し緊急輸送に必要な車両等を確保する。
- (3) 知事は、緊急輸送に必要な関係団体と、あらかじめ協定を締結し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。また、関係団体の意向を踏まえつつ、十分に調整を図る。この場合関係団体とは、奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会、奈良県倉庫協会等とする。

3 近畿運輸局の措置

近畿運輸局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対し、運送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。

4 奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等の措置

奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会及び奈良県バス協会等は、各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送又は物資の輸送が生じた場合は、県との協定に基づき、貨物自動車、乗用車及び乗合自動車の供給に協力する。

5 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 広域防災拠点の確保及び活用

県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照）

- (1) 大規模広域防災拠点
- (2) 県営競輪場
- (3) 第二浄化センター
- (4) 消防学校
- (5) 吉野川浄化センター
- (6) 奈良市都祁生涯スポーツセンター
- (7) 宇陀市総合体育館
- (8) 昴の郷
- (9) 下北山スポーツ公園

2 緊急輸送道路の確保

道路は、災害においては消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能することが必要である。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるためにも、交通路の確保が重要である。

(「第2章第15節 緊急輸送道路の整備計画」参照)

3 航空輸送の確保

- (1) 緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への輸送は航空機(ヘリコプター)による。

そのため、県は県消防防災ヘリコプター、県警のヘリコプター、自衛隊のヘリコプター、他府県の消防防災ヘリコプター、他府県警のヘリコプター、海上保安庁の航空機、日本赤十字社飛行隊、民間航空会社のヘリコプター等の派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災拠点及び災害活動用緊急ヘリポートと孤立地帯との航空輸送の任にあたる。

- (2) 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び市町村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

(「第3章第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照)

第27節 災害警備、交通規制計画

(警察本部)

県警察は、地震災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。
また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

第1 災害警備

1 警備方針等

県警察は、大震災が発生した場合において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、警察力を最高度に発揮して、迅速かつ的確な災害警備活動を行う。

大震災の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行う。

- (1) 被害の実態把握
- (2) 被災者の救出救助及び被害の拡大防止
- (3) 行方不明者の捜索
- (4) 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導
- (5) 死体の調査等及び検視
- (6) 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- (7) 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙
- (8) 地震に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- (10) 警察庁等への援助要求

2 警備体制

県警察は、次の警備体制に従って災害警備活動を行う。

(1) 甲号体制

県内で震度5強以上の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合にとる体制をいう。

(2) 乙号体制

県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生し、相当な被害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合にとる体制をいう。

(3) 丙号体制

県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられた場合にとる体制をいう。

(4) 支援体制

他の都道府県で大震災が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。

3 警備本部等の設置

(1) 県警察本部

① 甲号体制

県警察本部総合指揮室に震災警備本部を設置し、その統括指揮に基づき全警察力を挙げて災害警備活動を行う。

② 乙号体制

県警察本部総合指揮室に震災警備本部を設置し、その統括指揮に基づき警察力を挙げて災害警備活動を行う。

③ 丙号体制

県警察本部警備課に震災警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。

(2) 警察署

県警察本部の設置区分に基づき、甲号体制又は乙号体制発令時は警察署震災警備本部を、丙号体制発令時は警察署震災警備連絡室をそれぞれ設置し災害警備活動を行う。

(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置

① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合

乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。

② 支援活動を実施する必要がある場合又は、支援活動を実施することが予想される場合

丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。

第2 交通規制及び緊急通行車両等

災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。

1 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及び回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

2 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、高速道路交通警察隊長及び警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係）

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑

に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。(以下「通行禁止区域等」という。)

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

なお、通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両の、消防吏員は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

(4) 広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対し周知徹底するよう努める。

(5) 関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

(6) 交通情報の収集

交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

(7) 交通管制の機能確保措置

大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

① 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

② 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

(8) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

① 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア)道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ)区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

3 緊急輸送路を確保するための警備員の出動要請

- (1) 県警察本部長は、緊急輸送路を確保する場合において交通整理要員等が不足すると認めるときは、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人奈良県警備業協会に対して警備員の出動を要請する。
- (2) 出動した警備員は、緊急輸送路の各交差点等において交通誘導を行うものとし、管轄する警察署長は、当該警備員が所属する警備業者に対し、交通誘導方法等にかかる具体的な指示を行う。

(資料編「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」参照)

4 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

- (1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。
- (2) 緊急通行車両に該当する車両は、別記様式第4「緊急通行車両等確認申出書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明資料とともに交通部交通規制課（以下、「交通規制課」という。）、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所において申請し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。
- (3) 県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をする。

5 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

- ① 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両
 - (ア)警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - (イ)消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ)被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (エ)災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ)施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (カ)清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (キ)犯罪の予防、交通の規則その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク)緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ)その他の災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用さ

れる車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 事前届出の申請手続き

① 申請者

緊急通行又は緊急輸送に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

② 申請先

事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前届出については交通規制課でも可）

③ 申請書類等

(ア)別記様式第1「緊急通行車両等事前届出書」2通

(イ)指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあつては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両等事前届出済証」を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び別記様式「標章」の交付を受ける。

6 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

(1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会又は知事が行う。

(2) 規制除外車両に該当する車両は、別記様式第10「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所に申請し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

(3) 県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

7 規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

① 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両

② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (2) 事前届出の申請手続き
- ① 申請者
規制除外に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）
 - ② 申請先
事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前提出については交通規制課でも可）
 - ③ 申請書類等
 - (ア)別記様式第6「規制除外車両事前届出書」2通
 - (イ)医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類
 - (ロ)医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類
 - (ハ)患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては、車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの
 - (ニ)建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては、車検証及び車両の写真
 - (ホ)重機輸送用車両にあつては、車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。）
- (3) 規制除外車両事前届出済証の交付
審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。
- (4) 災害発生時の措置
交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所において別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を提示し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

別記様式第4（第4関係）

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">緊急通行車両等確認申出書</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> 奈良県公安委員会 殿 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 申出者住所 （電話） 氏 名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</div>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（ ） —
	氏名	
出 発 地		
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1 (第2関係)

災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 年 月 日 年 月 日 奈良県公安委員会		災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する	第 号
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	() 局 番		
使用者	住 所		
	氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあつては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9（第6関係）

第 号 年 月 日		
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
奈良県公安委員会 印 <input style="width: 20px; height: 15px;" type="checkbox"/>		
番号標に表示 されている番号		
車 両 の 用 途		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第 10（第 7 関係）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 （電話） 氏 名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 電話（ ） —
	氏 名
出 発 地	
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。	

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6 (第5関係)

<p>災害 応急対策用 原子力災害</p> <p>国民保護措置用</p> <p>規制除外車両事前届出書</p> <p>奈良県公安委員会 殿</p> <p>届出者住所 (電話) 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>印</p>	<p>災害 応急対策用 原子力災害</p> <p>国民保護措置用</p> <p>規制除外車両事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良県公安委員会 印</p>
<p>番号標に表示 されている番号</p>	<p>(注)</p>
<p>車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)</p>	<p>1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手續を受けてください。</p>
<p>使用者</p> <p>住所 () 局 番</p>	<p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。</p>
<p>氏名</p>	<p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 規制除外車両が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>出 発 地</p> <p>(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあつては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。</p> <p>備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p>	

第28節 食料、生活必需品の供給計画

(防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部、日本赤十字社)

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等(以下「物資」という)の供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

第1 県、市町村、住民の役割分担

- 1 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた食料を使用する。
また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- 2 市町村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、市町村は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設やノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- 3 県は、市町村からの要請に応じ、または被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるときは、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、被災市町村へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

- 1 市町村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- 2 市町村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- 3 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

第3 物資の供給

災害発生時において、県及び市町村が行う物資の供給は、次により行う。

- 1 市町村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。
その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
 - (2) 把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
 - (3) 輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
 - (4) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
 - (5) その他、物資の供給に必要なことを定める。
- 2 県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、その環境及び体制を整備する。
- その方法は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 物資の供給の方法及び体制等を決定する。
 - (2) 近畿府県間等の応援協定に基づく、応援実施方法等を決定する。
 - (3) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
 - (4) その他、物資の供給に必要なことを定める。

第4 食糧（米穀）の供給

市町村は、食糧の備蓄を行うか、災害時における米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。また、市町村は、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

県は、市町村から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、県内の主たる米穀販売業者等に対して精米の供給を依頼し調達するものとする。

また、災害救助法又は国民保護法が適用された災害における供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市町村に供給する。

市町村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

第5 救援物資への対応

- 1 市町村は、市町村地域防災計画において「救援物資対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により以下のとおり受入・管理体制及び事務処理環境を整える。
 - (1) 市町村は、救援物資の受入場所として、輸送拠点を指定する。
 - (2) 市町村は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。
- 2 県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱し

たり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないように、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。

- (1) 県は、救援物資の受入場所として、広域防災拠点を活用できるよう、整備を図る。
また、県・市町村施設だけでなく、民間施設を活用等、被災状況に応じて柔軟に各種施設を活用する。
- (2) 県は、市町村からの要請に基づき、市町村の指定する物資拠点へ直接配送されるように調整し、又は県の指定する物資拠点を經由して配分する。
- (3) 県は、物資拠点における要員を確保し、被災状況に応じて民間施設を活用等する等して、早期に救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

○資料編参照関係資料

1 食料供給計画資料（主食の調達先等）

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- (2) 災害救助用米穀の引渡方法に係る具体的な事務手続きについて
- (3) 災害時における米穀供給の連絡先一覧表
- (4) 農林水産省農産局長緊急時連絡先

2 生活必需品等物資備蓄資料

第6 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は、規に基づき、次の救助を行う。

1 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル※	1人に対して1枚
布 団※	1人に対して1組

2 床上浸水または避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

3 死亡者の遺族 弔慰金1人20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

（資料編「医療助産計画資料：日赤奈良県支部備品等一覧表」参照）

第29節 給水計画

(水循環・森林・景観環境部、水道局)

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

第1 実施体制

1 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。また、災害救助法を適用した場合(同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。)及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。

3 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

災害発生から の日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽、 給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮 設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各 戸給水、共用栓

4 拠点給水等

(1) 市町村は、各水道施設(浄水場・配水池・消火用貯水槽を除く貯水槽)等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場等の所在を配慮した配水体系を検討する。

- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、給水拠点を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第2 飲料水等の確保

- 1 県は、水道事業者等に対して、連絡調整を行うとともに応急用飲料水の衛生指導を行う。
- 2 市町村は、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧き水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- 3 市町村及び水道事業者等は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

第3 給水方法

- 1 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。
- 4 要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

第4 給水応援

- 1 市町村は、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
 - (1) 給水を必要とする人員
 - (2) 給水を必要とする期間及び給水量
 - (3) 給水する場所
 - (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
 - (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
 - (6) その他必要な事項
- 2 県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊、近畿水道用水供給事業者連絡会及び日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

（資料編「給水計画資料」、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第30節 防疫、保健衛生計画

(福祉医療部、文化・教育・くらし創造部)

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

1 実施責任者

(1) 市町村

被災地の防疫は、当該地域の市町村の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

(2) 県

県は、市町村における被害が激甚であるため、又はその機能が著しく阻害され、応援を得ても市町村が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により適切な措置を行う。

2 防疫措置の指示命令

県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

なお、被害激甚な市町村に対しては、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- (1) 感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- (2) 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- (3) 感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- (4) 感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（市町村に実施させるのが適当な場合に限る。）

第2 食品衛生対策

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県は、災害時の状況に応じて、被災地域が広域に及ぶ等の理由から管轄保健所のみでは十分な対応ができないと認めるとき又は管轄保健所長から食品衛生監視員の派遣要請があったときは、食品衛生監視員を中心とした食品衛生監視班を編成し、派遣する。

派遣された食品衛生監視班は、被災地の管轄保健所長の指揮のもとに活動を行うものとする。

2 食中毒の防止

県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等により次の事項について現地指導を徹底し、食中毒の発生を防止する。

(1) 食品衛生関係営業施設の監視指導

食品関係営業施設の被害状況を把握し、停電や浸水等により腐敗、変敗した食品が供給されることがないように監視指導を行う。

(2) 食品（救援物資等）の衛生指導

救援物資等食料供給基地での食品の期限表示等、保管方法に関する調査及び衛生指導を行うとともに、避難所等の食品取扱者及び食品の配布を受けた被災者等に対して、食品の取扱いに関する情報提供及び衛生指導を行う。

(3) 臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の衛生指導

食品取扱者に対して衛生指導を行い、食品を介して感染する疑いのある疾病等の症状を呈している者が食品の取扱いに従事しないように指導する。

(4) 飲料水（水道水）の簡易検査

停電や配水管の損傷等に伴い、水道水の消毒不足又は水道の断水が発生した場合に、消毒効果の簡易検査を行う。

3 食中毒発生時の対応

県消費・生活安全課は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県疾病対策課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。

(1) 食中毒調査

① 喫食者調査

原因と考えられる食品を喫食した者を対象に、喫食状況及び症状等の疫学調査を行う。また、有症者に対して、必要に応じて検便を行う。

② 施設調査

原因と考えられる施設に対して、食品の調理、保管等の状況及び食品取扱者の健康状況を調査する。また、必要に応じて、食品検査及び食品取扱者の検便を行う。

(2) 拡大防止措置

食中毒が疑われる場合には、速やかにその原因と考えられる食品の調理・供給を停止するとともに、被災者等に対して喫食しないように呼びかける。

(3) 支援要請

必要に応じて他府県に支援を要請する。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

1 市町村

市町村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

2 県

県は、市町村から資機材の斡旋依頼があった場合には、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

医薬用の消毒薬等は、本章第25節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第28節第1の3に基づき確保・供給する。

なお、県の対応能力のみでは十分でないとき等、必要に応じて、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により、隣接府県に支援を要請する。

第4 ペットの災害対策

1 奈良県動物救護本部の設置

県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。

- (1) 被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
- (2) 傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
- (3) 被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
- (4) 被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
- (5) その他、救護本部が定めた事業

2 飼養者の責務

ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

3 特定動物の逸走対策

※ 法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例：ワニ、クマ等) 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関

係機関に協力を要請する。

第5 生活衛生対策

県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第31節 遺体の火葬等計画

(文化・教育・くらし創造部、警察本部)

災害時には、遺体の搜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ民間企業等に協力を要請する。

第1 遺体の搜索

市町村等は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、県民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市町村に提供するよう努める。

第2 遺体の収容

- 1 警察は、警察に対して届出がなされた遺体又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族または市町村）に引き渡す。
- 2 市町村は、遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

第3 遺体の処理及び火葬等

- 1 市町村は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。
また、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- 2 市町村は、遺体の搜索・処理・火葬等について、市町村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - (1) 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
 - (2) 搜索地域
 - (3) 火葬等施設の使用可否
 - (4) 必要な搬送車両の数
 - (5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

第4 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携

- 1 県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、県内の他の市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
- 2 県内市町村の火葬能力では不十分な場合には、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬等の受け入れを要請する。
- 3 県は、受け入れが認められれば、火葬場の受け入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。

- 4 市町村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
- 5 県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づき、市町村で対応できない場合には、各団体に霊柩自動車等の確保及び遺体の搬送等の協力を要請する。

第5 遺体の保存

県は、遺体の保存及び円滑な火葬等の実施のため、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定に基づき、市町村からの要請があれば、各団体にドライアイス及び棺等必要な資材並びに役務の提供を要請する。

第3.2節 廃棄物の処理及び清掃計画

(水循環・森林・景観環境部)

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

第1 がれき等の処理

倒壊・焼失家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

がれき等の処理を計画的に実施するため、倒壊・焼失家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

(2) 処理方針

がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

(3) 広域支援

① 支援要請

被災市町村は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア) 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

(イ) 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

(ウ) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(エ) その他必要な事項

(オ) 連絡責任者

② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア) がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）

(イ) がれき等の処理に必要な資機材等の提供

(ウ) がれき等の処理に必要な職員等の派遣

(エ) その他がれき等の処理に関し必要な行為

2 県

(1) 情報収集等

災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の発生状況を調査し把握する。また、被災市町村からの要請に応じて、職員を派遣し、被害状況の調査、必要な連絡調整を支援する。がれき等の発生状況から建築物等の倒壊・損壊の被害が大きい地域およびアスベストの露出等の情報収集を行い、人命救助や障害物撤去等初動対応における従事者や周辺住民等へアスベストのばく露防止に関する注意喚起を行う。また、飛散防止の指導や環境モニタリングの実施を行う地点の優先順位の決定を行う。

(2) 広域支援

被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体、機関等による広域的な支援を調整する。また、アスベスト含有建築物の解体現場や避難所、仮置場等周辺で環境モニタリングを実施する。県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。

第2 生活ごみの処理

災害の避難所等から排出される生活ごみを計画的に処理するため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。ごみの集積場所は、ごみの流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、被災住民に集積場所及び収集日時の周知を行う。やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。

(3) 広域支援

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 1. 市町村 (3) 広域支援」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

(資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「一般廃棄物処理施設一覧表」、「ごみ収集資機材の保有状況」参照)

2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

第3 し尿処理

倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、その計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、④下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊・焼失家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

(3) 広域支援

① 支援要請

被災市町村は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア) 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

(イ) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(ウ) その他必要な事項

(エ) 連絡責任者

② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア) し尿の処理（収集、運搬、処理等）

(イ) し尿の処理に必要な資機材等の提供

(ウ) し尿の処理に必要な職員等の派遣

(エ) その他し尿の処理に関し必要な行為

（資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「し尿収集資機材の保有状況」参照）

2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「し尿」に読み替える。

第4 廃棄物処理施設の復旧

市町村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第5 災害廃棄物対策本部の設置

県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3

月)に基づき、水循環・森林・景観環境部長を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。

第6 市町村への緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）

県は、平常時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。

- (1) 緊急支援要員は、大規模災害発生により県に災害廃棄物対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めるときには、原則として、速やかに県庁廃棄物対策課に参集する。
- (2) 緊急支援要員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村において活動するものとする。ただし、市町村の被災状況に応じてその期間を延長もしくは短縮することがある。
- (3) 緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。
 - ① 災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集
 - ② 市町村が実施する災害廃棄物処理への支援
(仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等)

第7 県による実行計画の作成・推進（広域・長期処理の対処）

災害により排出される廃棄物が広域かつ大量に発生し、その処理に長期間を要する場合、県は、被災市町村の要請を受けて、国及び他府県等に支援を要請しつつ、県内市町村、関係団体・機関等との総合調整を行いながら、廃棄物の具体的な処理方法（仮施設、仮置場等を含む）を定める実行計画を作成し、推進する。

第33節 ボランティア活動支援計画

(文化・教育・くらし創造部、関係部局)

県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

第1 災害ボランティア本部の設置

- 1 県は、県社会福祉協議会と共同してボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。また、奈良県災害ボランティア本部は、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携して、市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。
- 2 市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、市町村災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

第2 ボランティアの受け入れ対応

- 1 市町村は、被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。
- 2 県は、被災市町村でのニーズの把握に努め、災害対策本部及び被災市町村と調整し、専門技術ボランティアを派遣する。
- 3 県は、「奈良ボランティアネット」を活用し、災害ボランティアの受け入れ等情報発信を行う。
- 4 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。
- 5 県及び県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3 情報収集・情報提供

- 1 県は、災害ボランティア本部及び被災市町村災害ボランティアセンター、ボランティア団体・NPO等関係機関・関係団体から、ボランティア活動に必要な各種情報（募集情報・交通規制状況等）の収集を行い、各メディアや「奈良ボランティアネット」を通じて情報提供に努める。
- 2 市町村は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市町村災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。
- 3 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ICTやSNSの活用を図る。

第34節 災害救助法等による救助計画

(防災統括室、福祉医療部)

各災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

第1 救助

県は、災害により一定規模以上の被害が発生した市町村に対して災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び出産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 適用基準

県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から4のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めるときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。

- 1 住家が滅失した世帯数が、当該市町村の区域内の人口に応じ「市町村災害救助法適用基準 表1」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 2 県全体の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市町村の住家の滅失世帯数が「市町村災害救助法適用基準 表2」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 3 県全体の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること。又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

第3 適用手続

1 県

知事は、市町村長等から被害状況等の報告があった場合で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

2 市町村

(1) 市町村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。

(2) 報告を必要とする災害

市町村は、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。

- ① 災害救助法の適用基準に該当するもの
- ② その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- ③ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- ④ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- ⑤ その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施機関

1 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について市町村との意見交換を行うとともに、事務委任制度の活用に向けて検討を進める。

なお、災害救助法を適用する場合で以下の事項に該当する時は、知事は原則として、その権限に属する災害救助法上の救助事務の実施を市町村長に委任することとする。

- (1) 市町村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- (2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であること。

2 市町村

市町村は、被災した住民と直接に関わっている行政体であり一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、委任された救助については事務を適正に実施し報告することとする。なお、災害が突発し県の通知等を待たない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することが出来る。

3 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町村が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町村で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合には、他の市町村は、被災市町村の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び機関等は施行細則により定める。

しかしながら、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することにする。

第6 費用

災害救助法第18条により、救助に要する費用は県が支弁する。

但し、同法第21条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。

第35節 文教対策計画

(文化・教育・くらし創造部、教育委員会)

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。
また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。
併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

第1 児童、生徒等の安全確保

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市町村の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

(1) 防災体制に関する内容

- ① 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- ② 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- ③ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

(2) 安全点検に関する内容

- ① 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- ② 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- ③ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

(3) 防災教育の推進に関する内容

- ① 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- ② 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

(4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- ① 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- ② 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- ③ 児童・生徒等の安否確認
- ④ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

- (5) 緊急時の連絡体制及び情報収集
 - ① 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
 - ② 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
 - ③ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）
- (6) 学校等が避難所になった場合の対応
 - ① 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
 - ② 施設開放区域の明示
 - ③ 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

第2 応急措置

1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

- (1) 校内での応急対応
 - ① 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
 - ② 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
 - ③ 非常持ち出し品の搬出を指示
 - ④ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。
- (2) 登下校時の応急対応
 - ① 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
 - ② 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。
下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
 - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。
- (3) 学校行事（校外）における応急対応
 - ① 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。
同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
 - ② 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
 - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

- (1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、被害状況等

を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

- (2) 県立の中学校、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。
- (4) 公立大学法人附属学校は、被害状況等を県公立大学法人担当課長へ報告する。

第3 応急教育

1 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、当該教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校又は短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

- ① 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

- ② 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
- ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。
- ④ 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

- ① できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- ② 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- ③ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

2 教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

3 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

第4 児童・生徒等に対する援助

1 教科書及び学用品の給与

- (1) 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。

調査の結果、教科書の確保が困難な市町村に対して教科書を給与するため、特約

供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。

また、県教育委員会は、学用品についても確保が困難な市町村に対して給与するため、調達依頼する等必要な措置を講ずる。

特別支援学校の小学部・中学部もこれに準ずる。

(2) 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

2 授業料等の減免

県立高等学校の生徒が、災害により授業料等の免除を必要とするときは、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」に基づき、授業料等（授業料、入学考査料、入学料）の減免の措置を講じる。

3 転出、転入の手続き

県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

4 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第36節 文化財災害応急対策

(文化・教育・くらし創造部)

文化財への応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように、被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第1 災害状況の把握

- 1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに市町村または市町村教育委員会を通じて県へ報告する。
なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市町村または市町村教育委員会を通して、その旨を県に報告する。県は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。
- 2 県は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。

第2 被害状況の調査と応急措置

- 1 県は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。
- 2 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし、国指定文化財の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告する。

第3 復旧対策

県は、所有者及び管理者とともに、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の調査結果をもとに、今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。

(「第3章第16節 建築物の応急対策計画」参照)

第4 大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。

1 事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- (1) 指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等文化財主管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。
- (2) 目録は個別指定文化財の所在地・種別・規模・員数等を記入し、定期的にデータの更新を行う。
- (3) 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。
- (4) 災害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

2 支援要請

- (1) 災害時において、被害状況から応援を必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。
- (2) 必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただしそのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
- (3) 応援に要する経費は原則として応援を受ける本県の負担とする。

3 被害状況調査

- (1) 近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。
- (2) 指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
- (3) 調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真等とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

4 復旧計画の立案・実施

被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

文 化 財 災 害 応 急 処 置

災 害 別	応 急 対 策
1. 震災	<p>1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p> <p>2. 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。</p>
2. 火災	<p>1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県の指示に従う。</p> <p>3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。</p>
3. 全般	<p>被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。</p>

第1節 公共施設の災害復旧

(防災統括室、関係部局、警察本部)

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の実施責任者において、早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧の実施を図るものとする。

第1 災害復旧事業計画

1 県及び市町村は、応急対策後に被害状況を的確に調査・把握し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を作成する。

2 公共施設の災害事業復旧計画は、概ね以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業計画	
(1) 河川災害復旧事業計画	(5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
(2) 砂防施設災害復旧事業計画	(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
(3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	(7) 下水道災害復旧事業計画
(4) 道路災害復旧事業計画	(8) 公園災害復旧事業計画
2 農林水産業施設災害復旧事業計画	6 公立学校施設災害復旧事業計画
3 都市災害復旧事業計画	7 公営住宅災害復旧事業計画
4 水道災害復旧事業計画	8 公立医療施設災害復旧事業計画
5 社会福祉施設災害復旧事業計画	9 その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

- (1) 県及び市町村は、被災施設の復旧に当たって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。
- (2) 被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行うこと。
- (3) 事業の実施にあたり、ライフライン機関とも連携を図ること。
- (4) 奈良県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、県及び市町村は、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- (5) 指定区間外の国道の災害復旧にあたり、高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当と認められる場合又は府県の区域の境界に係る場合においては、国の権限代行制度を活用する。
- (6) 重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された地方道の災害復旧にあたり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が県及び市町村に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。

- (7) 指定区間内の一級河川における災害復旧にあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、国の権限代行制度を活用する。
- (8) 指定区間内の一級河川において、水資源開発水系内の水の安定的な供給に資する河川管理施設の災害復旧を行うにあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、独立行政法人水資源機構の権限代行制度を活用する。

第2節 被災者の生活の確保

(防災統括室、関係部局、関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の混乱状態を早期に解消し、県民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

1 市町村

市町村は、法第90条の2に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他当該市町村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付しなければならない。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

市町村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行体制の整備に当たっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、市町村は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

2 県

県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化を図る。また、専門知識を持った職員（県・市町村）の養成に努めるとともに、県が実施した研修受講者や調査経験者など業務遂行ができる職員の名簿の作成、他の都道府県や民間団体、関西広域連合等との連携も視野に入れ、被災地への円滑な応援体制の構築を図る。

発災後は、速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

第2 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した県の区域内の他の市町村(人口10万人未満に限る)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (5) (3)又は(4)に規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村(人口10万人未満に限る)で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全損する被害が発生した自然災害
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満に限る)の区域であって、5(人口5万人未満の市町村にあつては2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

2 支援金の対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

3 支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借 (公営住宅を除く)	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借 (公営住宅を除く)	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借 (公営住宅を除く)	—	25	25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借 (公営住宅を除く)	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借 (公営住宅を除く)	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借 (公営住宅を除く)	—	18.75	18.75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

4 法の対象となる自然災害の公示

県は、発生した災害が対象となる自然災害に該当するものと認めた場合、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

- (1) 法の対象となる自然災害が発生した市町村名又は都道府県名
- (2) 当該市町村における住家に被害を受けた世帯数

- (3) 公示を行う日
- (4) その他必要な事項

5 長期避難世帯

(1) 認定

県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。

(2) 公示

県は、長期避難世帯の認定をしたとき、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

- ① 長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名
- ② 長期避難世帯となった日
- ③ 公示を行う日
- ④ その他必要な事項

(3) 解除

県は、長期避難世帯として認定後、避難指示等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあつては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。

ただし、避難指示等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。

また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

第3 生活相談

災害情報センターを設置し、報道資料及び各班からの情報に基づき被災者への情報提供及び生活相談に対応する。

第4 女性や性的マイノリティのための相談

災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについて、専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、性暴力被害相談、法律相談)

第5 雇用対策

1 事業者への雇用維持の要請

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、県内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

2 職業斡旋等の要請

災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ以下の事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。

- (1) 災害による離職者の把握
- (2) 求人開拓による就職先の確保
- (3) 広域的な職業紹介による就職機会の提供
- (4) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、罹災地域を管轄する公共職業安定所に災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (5) 離職者の再就職を促進させるための就職説明会等の開催

第6 職業の斡旋

1 雇用維持に向けた事業主への支援

雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援助成を行う。

2 職業の斡旋

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、職業斡旋のための積極的な求人開拓を実施する。また、必要に応じて広域職業紹介を利用し、広く就職の機会の提供を行う。
- (2) 災害により離職余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、罹災地域を管轄する公共職業安定所に災者のための臨時職業相談窓口を開設する。

第7 職業訓練の促進

県立高等技術専門校において、被災者に対する職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得ができるよう努める。

第8 雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、公共職業安定所は雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことが出来ない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

第9 援助資金の貸付等

1 災害弔慰金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

2 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金の貸付けを行う。

3 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉議会が生活福祉資金の貸付けを行う。

但し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

(根拠法令等：生活福祉資金の貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号))

4 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

(1) 母子福祉資金

母子家庭の母(配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

(2) 父子福祉資金

父子家庭の父(配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者)等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。(根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法)

第10 災害時における金融面の対策

1 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

2 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

4 各種措置に関する広報

日本銀行は、上記2、3で定める要請を行ったときは、奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第11 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

1 住宅相談窓口の設置

県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

2 災害復興住宅融資

県及び市町村は、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施する。

3 地すべり等関連住宅資金

住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第12 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

第13 民間賃貸住宅の紹介

県は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て物件の紹介に努める。

第14 県外避難者の帰県への支援

県は、県外への避難者に対し、ホームページ等により被災後の現状や復旧・復興状況などの情報を提供するとともに、関係団体と連携するなど帰県に向けた取組を検討する。

第15 支援のための環境整備

国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3節 被災中小企業の振興

(産業・観光・雇用振興部)

被災した中小企業者の早期の事業再開、経営の安定化が図られ、より一層の振興が図られるよう必要な措置を講ずる。

第1 中小企業支援対策

- 1 被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
- 2 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。
- 3 被災した中小企業を早期に支援するため、自治体と商工団体等の連携による被害状況等の迅速な把握、報告体制の整備を進める。

第2 金融支援

- 1 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
- 2 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
- 3 信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
- 4 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第3 雇用対策

- 1 被災地の事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施する。
- 2 被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

第4節 農林漁業者への融資

(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)

農林漁業者が震災による被害を受けた場合、経営の再建等のための融資制度を活用できる。

第1 農業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

(1) 農林漁業施設資金（災害復旧）

農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通する。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

(3) 農業基盤整備資金（災害復旧）

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通する。

2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

第2 林業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通する。

(2) 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通する。

(3) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

2 経営資金等の融通（天災資金）

「本節第1 農業災害に対する融資制度 2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

第3 漁業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設等の復旧に要する費用を融通する。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

(3) 漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通する。

2 経営資金等の融通（天災資金）

「本節第1 農業災害に対する融資制度 2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画

(防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社)

義援金に係る業務については、被災地市町村の状況を十分考慮し、県、被災市町村、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携することにより、必要な事項を協議して実施する。

第1 義援金の募集

県は、被害状況を勘案して義援金の募集を決定した場合、被災地の状況を十分考慮し、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会等の関係団体と連携して募集を行う。

第2 義援金の受付

- 1 県は、義援金の受付に際し、口座開設や受付窓口の設置を行う。
- 2 県は、保有する広報媒体を利用し、義援金の募集及び受付に関する広報活動を行う。
- 3 日本赤十字社奈良県支部は、県内外から直接義援金を受け付けるほか、奈良県支部が指定する金融機関等で義援金を受け付ける。
- 4 日本赤十字社奈良県支部、県共同募金会等の義援金募集機関は、第3の1で規定する委員会が指定する金融機関の口座に期日までに送金を行う。
- 5 日本赤十字社奈良県支部は、義援金の募集・受付状況を報道機関や奈良県支部のホームページで広報を行う。

第3 義援金の配分

- 1 県は、被災地の状況に応じ、被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その事務局を担当する。
- 2 日本赤十字社奈良県支部は、義援金の迅速・公正かつ透明性のある配分に寄与するため委員会に参画する。
- 3 委員会は、市町村から報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案して義援金の配分方針を決定し、この方針に基づき被災市町村に配分を行う。
- 4 被災市町村は、委員会の方針に準じて、速やかに被災者へ配分する。なお、市町村が独自に募集した義援金の配分については、当該市町村の地域防災計画に定めるところとする。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

(防災統括室、関係部局)

県及び市町村は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。

第1 激甚災害に関する調査

1 県における措置

(1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害または局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局が激甚法に定められる必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(2) 国の機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部局は速やかに国の関係機関と密接な連絡の上、指定の迅速化を図る。

(3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続き等を実施するものとする。

2 市町村における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県の調査等への協力

市町村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市町村は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係部局に提出する。

第2 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5% B 基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×5%
法第5条 農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別 措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の 農業所得推定額×4% 又は (2) 都道府県内査定見込額＞10億円
法第6条 農業水産業共同利用施 設災害復旧事業の補助 の特例	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害 見込みが50,000千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因に よる激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合 は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 基準 農業所得推定額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の 農業者×3%

適用すべき措置	指 定 基 準
法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 4,000 戸 B 基準 次の 1, 2 のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 200 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 400 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 20%
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のおと、被害の実情に応じて個別に考慮される。

第3 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（第3条～4条） 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% （ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満 である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込 まれる場合 （ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のもの を除く） 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経 費の額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむ ね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% （ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がお おむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に 掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災 害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）
法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に対 する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額 のおおむね 0.05%未満の場合は除く） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の私有林面積（人工 林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合。
法第 12 条 中小企業信用保険法に よる災害関係保証の特 例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元利償 還金の基準財政需要額 への参入等	法第 2 章又は 5 条の措置が適用される場合適用

第7節 災害復旧・復興計画

(全部局)

災害発生後から、被災者が速やかに再起できるよう、各種支援及び社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、県と市町村が連携して復旧・復興計画を作成する。

第1 基本方針

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

県・市町村は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場面に女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるものとする。

第2 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・県民生活を目指し、発災後、県民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れられるよう、環境整備に努めるものとする。

1 復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

(1) 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の策定

県は、各市町村が策定する復旧・復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これを周知するものとする。

(2) 市町村復旧・復興計画

市町村は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、市町村復旧・復興計画を策定するものとする。

(3) 県復旧・復興計画

県は、被災市町村復旧・復興計画との整合を図りながら、県民や学識経験者の参画を得て、復旧・復興計画を策定する。

2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県及び市町村は、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

3 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

4 技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。

さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。

5 国等への提案・要望

県は、迅速な復旧・復興対策が出来るよう、国等に対し、制度の創設や改善、復旧・復興財源の確保などに関して積極的に提案・要望活動を行う。

第3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、県及び市町村は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。

1 県は、以下の業務を必要に応じて復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の決定
- (2) 復旧・復興計画の策定
- (3) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (4) 国、その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (5) 復興基金の設立及び運営管理
- (6) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理

- (7) 被災者の生活再建の支援
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

2 市町村は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (4) 県の設立する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

第4 特定大規模災害からの復興

1 国の復興基本方針

特定大規模災害の復興に際して、特別の必要があるとき、国は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

2 市町村の復興計画

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

3 県の措置

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わつて、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

第1節 総則

（防災統括室）

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、県民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取扱に際しては、このことを念頭に置いた上で十分に留意するものとする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

第2 計画の基本方針

- 1 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められてきた。本県においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、奈良県全域を対象としてその対策を推進してきた。
- 2 こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。
- 3 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になると

されており、また、本県においても最大で死者数約1,700名など、多大な被害をもたらすおそれがあるとされている。

4 この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、県民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、県及び市町村による「公助」との連携・協働を図るため、県民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

5 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。

(1) 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。

国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、本県においても、県が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

(3) 突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、県や市町村がその支援を行う。

(4) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（令和4年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

(5) 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における

注意喚起等の対策の検討が必要である。

- 6 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

「第1章第2節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

（防災統括室）

県、市町村は、気象庁が①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- 1 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- 2 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合には、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

4 臨時情報の発表に対する警戒等措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(3) 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

県は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、県全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

①日頃からの地震の備えの再確認

a. 家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

b. 避難場所・避難経路の確認

c. 家族等との安否確認手段の取り決め

d. 家庭等における備蓄の確認

②行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(4) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

5 必要な情報の伝達・周知等

(1) 県及び市町村等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び県民に伝達する。

①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

②国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(2) 県及び市町村等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(3) 県及び市町村等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第8節 地震発生時の応急

対策等」により定めるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

- (1) 県や市町村、関係機関及び県民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。
- (2) 県民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。
- (3) 県は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- (4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、県民に密接に関係のある事項について周知する。また、県民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

（防災統括室）

県、市町村は、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

第1 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

県、市町村は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

第2 その他

上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。

第4節 防災訓練計画等

（防災統括室、安全・安心まちづくり推進課）

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

第1 防災訓練計画

防災訓練計画については、次の点に留意して「第2章第7節 防災訓練計画」に基づき実施する。

- （1）県は、南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、職員非常参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう具体的要請内容を想定した訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- （2）防災訓練は、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。
- （3）防災訓練の実施にあたっては、可能な限り住民や自主防災組織の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- （4）県は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- （5）県は、中長期的視点に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

第2 広域応援訓練

県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき実施される、南海トラフ巨大地震等を想定した広域応援に関する合同訓練を実施または参加し、他府県と連携を図り、広域応援体制の構築に努める。

第3 公共施設における防災対策の充実

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

（防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、教育委員会）

県は、市町村その他の防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、「第2章第6節 防災教育計画」に基づく取組のほか、以下の南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 県職員に対する防災知識の普及

県は、南海トラフ巨大地震等の防災対策の円滑な実施を図るため、職員の各種セミナー受講や「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」での研修受講等を促進することにより、必要な防災知識の普及を図るものとする。その内容は次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 膨大な数の避難者の発生
 - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (7) 復旧・復興の長期化
- 5 地震及び津波に関する一般的な知識
- 6 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 7 職員等が果たすべき役割
- 8 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 9 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 県民に対する防災知識の普及

県民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る。」という自助・共助の意識を普及させるため、県は、市町村等と協力して、インターネット（消防庁、県、市町村のホームページなど）、県政出前トークの活用等により、住民等に対する防災知識の普及を図るとともに、市町村等が行う県民等に対する防災知識の普及に関し必要な助言を行うものとする。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- 1 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 2 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 3 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示の発令基準など避難に関する知識
- 4 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 5 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 6 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- 7 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- 8 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (4) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

県、市町村及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容
 - (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
 - (3) 地震発生時の緊急行動
 - (4) 応急処置の方法
 - (5) 教職員の業務分担
 - (6) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - (7) 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
 - (8) ボランティア活動
 - (9) その他
- 2 教育・指導の方法
 - (1) 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
 - (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- 3 その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節第1に準じる。

第6節 地域防災力の向上に関する計画

（防災統括室、消防救急課、安全・安心まちづくり推進課）

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から奈良県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、県民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、奈良県においても活断層による内陸型地震と同じく非常に多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域におよび特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため他地域からの奈良県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、県、市町村及び各消防（局）本部は、「第2章第8節 自主防災組織の育成に関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及
（他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など）
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
（特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援）
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
（ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等）
- 4 自主防災組織同士の連携の促進
（交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等） 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食糧の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

県、市町村においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。

第3 常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等

南海トラフ地震が発生した場合、県内の被害確認後、緊急消防援助隊として出動可能な隊が各消防（局）本部から出動するため、各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。

また、県内が大きく被災している場合、近隣府県にも広域的かつ甚大な被害が出ており迅速な受援を望むことが困難な状況が想定されるため、消防職員数の確保や市町村の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、常備消防力の強化に努める。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

（防災統括室、文化・教育・くらし創造部、観光局、地域デザイン推進局）

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物の耐震性の確保

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（令和4年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

南海トラフ巨大地震の被害想定では、本県では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、奈良県耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化に重点的に取り組む。

（「第2章第13節 建築物等災害予防計画」参照）

1 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から県民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。県は、県民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、市町村が実施する耐震セミナーの開催を働きかける等により、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、県民の自発的な取り組みを支援する。

また、屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、県民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、全ての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。県及び市町村は、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及・啓発を図る。

3 非構造部材の耐震対策

県及び市町村は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、県その他の防災関係機関は、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、今後の、国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第3 斜面崩壊、液状化対策

1 斜面崩壊対策

第2次奈良県地震被害想定調査によると、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊された場合、本県では約80棟の建物が斜面災害により全壊するとされている。また、中央防災会議が平成15年9月に公表した被害想定によると、急傾斜危険箇所の急傾斜地崩壊対策がまったく行われていなかった場合を全国レベルで想定すると、建物の全壊棟数は現時点での想定被害の約1.5倍になるとされている。

(1) 地すべり防止区域の指定

「第2章第19節 地盤災害予防計画」第2の1に基づき実施する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「第2章第19節 地盤災害予防計画」第2の2に基づき実施する。

(3) 山地災害危険区域の指定

「第2章第19節 地盤災害予防計画」第2の3に基づき実施する。

(4) 土地利用の適正化

「第2章第19節 地盤災害予防計画」第4、第5及び第6に基づき実施する。

2 液状化対策

第2次奈良県地震被害想定調査結果によると、本県では約1,200棟の建物が液状化により全壊するとされている。また、国が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告においても、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進等の必要性が指摘されている。

大規模な構造物は、地下深く堅い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきたが、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動の発生事例も報告されている。

県その他の防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、県管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。

また、県及び市町村は、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

第4 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、県、市町村及び防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

(1) 予防計画

最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するため、県は、被災建築物応急危険度判定士の県登録者を1,000人以上確保するように努める。また、同様に被災宅地の被害を調査し、その宅地への立入りに際しての危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を100人以上確保するよう努める。

また、震災後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備を行っている。

府県境界を超えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定連絡協議会」、「近畿被災建築物応急危険度判定連絡協議会」及び「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も引き続き判定士の派遣、判定資機材の備蓄等を含めた相互支援体制の整備を図る。

(2) 応急対策計画

① 土砂災害対策

「第3章第22節 地盤災害応急対策計画」第2に基づき実施する。

② 被災建築物の応急危険度判定

「第3章第16節 建築物の応急対策計画」第1に基づき実施する。

③ 被災宅地の危険度判定

「第3章第22節 地盤災害応急対策計画」第6に基づき実施する。

第5 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

- 1 県外就業率・就学率が高いという本県の特徴を踏まえ、県外就業者・就学者（県民）に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。
- 2 年間約3,300万人の観光客が本県を訪れることから、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

第6 文化財保護対策

本県には多数の文化財建造物が存在するので、被害軽減対策の強化、および近隣府県等の関係諸機関との連携が必要である。被害軽減には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、24年改正、文化庁）に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」（内閣府等）や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（内閣府・文化庁等）の検討結果を参考にすのほか、「第2章第13節 建築物等災害予防計画」第5に基づき対策を促進する。

第8節 地震発生時の応急対策等

（防災統括室等）

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

第1 災害対策本部等の設置

1 防災組織計画

県及び市町村は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部または災害支援対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

2 災害対策本部（災害支援対策本部）の設置

知事は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震または当該地震等と想定される地震が発生したと判断したときは、直ちに奈良県災害対策本部または災害支援対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

3 災害対策本部（災害支援対策本部）体制の組織及び事務分掌等

奈良県災害対策本部体制は「第3章第7節 活動体制計画」第4に、災害支援対策本部体制は「第3章第13節 支援体制の整備」に準ずる。

（1）組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

① 組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

② 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。

なお、本部員が出席できないときは、副部長等が代理出席する。

③ 各部局連絡員及び連絡事項

各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

（2）分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、上司の命をうけ、その事務に従事する。

班長は、上司の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

① 副知事（防災担当）

② 危機管理監

③ 総務部長

④ 福祉医療部長

4 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法をあらかじめ具体的に定める。

5 指定地方行政機関等の活動体制

県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し又は発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及びサービスの基準等をあらかじめ定める。

第2 地震発生時の応急対策

1 地震情報の収集・伝達

(1) 地震に関する情報の種類

種 類	内 容
震源・震度に関する情報 (気象庁)	震度3以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報 (気象庁)	震度1以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
その他の情報 (気象庁)	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報を発表する。
緊急地震速報 (気象庁)	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 (奈良県)	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査した上で発表される。

※気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」はどちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

（2）地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県に通知する。また、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（本章第2節及び第3章第7節参照）を発表した場合も県に通知する。

- ① 県内で震度3以上を観測したとき
- ② その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

（3）各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

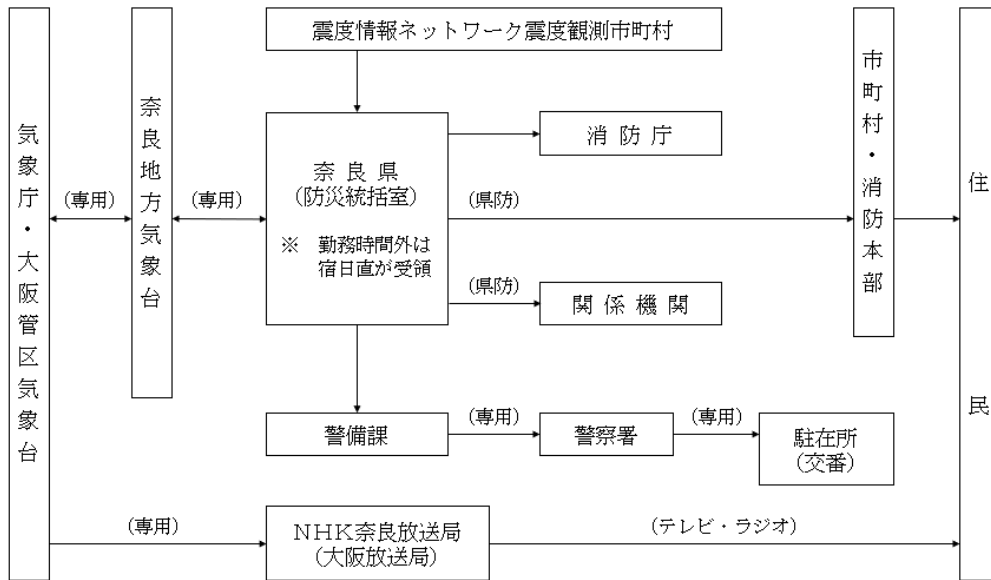
県からは、県防災情報システム等により、市町村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

市町村その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市町村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

（4）伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。



（県防）は県行政通信ネットワーク、（専用）は専用線又は専用無線

2 早期災害情報の収集

（1）被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難指示等の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

（2）実施機関

① 県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

② 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

（3）災害時緊急連絡員による情報収集

県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

なお、連絡員のうち支援員は、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた担当市町村に自動参集し、活動を開始する。

市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事する。

その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。

（4）ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は、必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプター及び無人航空機等により情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部より自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（「第3章第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」、「第3章第14節 受援体制の整備」参照）

（5）参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長（所属長等）に報告する。班長は、職員の情報内容を県災害対策本部等に報告する。

（6）異常現象発見者の通報

① 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

② 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

（1）報告の基準

市町村等は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

（2）調査・報告

① 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数及び人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については、特に配慮する（要配慮者については、「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村（県）	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村（県）	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農産物、農業施設被害	市町村	農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村（県）	農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村（県）	土木事務所
14 都市施設被害	各施設	土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村（県） 教育委員会	
17 文化財被害	県	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市町村
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	市町村

② 報告の基準

(ア) 即報基準

市町村等は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 奈良県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 地震が発生し、市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- オ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- カ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

(イ) 直接即報基準

市町村等は、地震が発生し、市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県に加え、直接消防庁に報告するものとする（被害の有無を問わない。）。

(3) 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

① 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

② 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第2 3 (2) ②(ア)即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、「第2 3 (2) ②(イ)直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

③ 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第2 3 (2) ②(ア)即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災情報システム等で県防災統括室に報告する。

④ 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

⑤ 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

(4) 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

(5) 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

(6) 市町村事業担当課から県事業担当課への報告

① 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第2 被害状況等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

② 県事業担当課

(ア) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。

(イ) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて主管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

③ 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

④ 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

(7) 被災者の安否情報

① 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(ア) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(イ) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(ウ) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

② 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明ら

かにして行わなければならない。

(ア)氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(イ)照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(ウ)照会をする理由

③ 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 施設の緊急点検・巡視

県は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

5 二次災害の防止

県は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村に注意を促すものとする。

第3 資機材、人員等の配備手配

1 資機材等の調達手配

県は、管内の市町村等における必要な物資、資材（「第5章第15節 物資等の確保」に規定する食糧及び生活必需品等を除く。以下「資材等」という。）の確保状況を把握するとともに、市町村等から当該資材等の供給の要請があつた場合は、可能な範囲で当該資材等の供給体制の確保を図るため県が保有する資材等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

なお、災害復旧のため緊急に県が使用する建設機械、資材については、近畿地方整備局、関係団体との防災協定に基づき調達する。

2 人員の配備

県は、市町村等における人員の配備状況を把握するとともに、市町村等から人員の配備について要請があつた場合は、可能な範囲で県からの人員派遣等の措置をとるものとする。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、奈良県地域防災計画に定める災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第4 他機関に対する応援要請

1 県または警察本部が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。

(1) 県が締結している応援協定等

- ・ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会等）
- ・ 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（近畿2府7県、関西広域連合）
- ・ 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定（三重県、和歌山県）
- ・ 福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定（福井県）
- ・ 近畿2府5県府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書（近畿2府5県等）
- ・ 災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書（各市町村長等）
- ・ 奈良県水道災害相互応援に関する協定（各市町村長等）
- ・ 奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書（各市町村長等）
- ・ 緊急物資供給協定書（業者）
- ・ 災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県医師会）
- ・ 災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県病院協会）
- ・ 災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県歯科医師会）
- ・ 災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県薬剤師会）
- ・ 災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県看護協会）
- ・ 災害時における医薬品の供給等に関する協定書（奈良県医薬品卸協同組合）
- ・ 災害時における医薬品等の供給に関する協定書（奈良県製薬協同組合）
- ・ 災害時における医療機器等の供給に関する協定書（大阪医療機器協会）
- ・ 災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書（日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部）
- ・ 奈良DMA Tの派遣に関する協定書（奈良県立医科大学付属病院ほか）
- ・ 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（近畿臨床検査薬卸連合会）
- ・ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書
（日本放送協会奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社）
- ・ 緊急警報放送の放送要請に関する覚書（日本放送協会奈良放送局）
- ・ 滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定（滋賀県）
- ・ 災害緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書
（朝日航洋、中日本航空、四国航空）
- ・ 災害時における災害救助犬の出動に関する協定（日本レスキュー協会）
- ・ 災害時の応援に関する申し合わせ（第五管区海上保安本部）
- ・ 災害時の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）
- ・ 災害時等における緊急対応業務に関する協定書
（奈良県建設業協会、奈良県測量設計業協会、同和建设部会、奈良県緑化土木協同組合、奈良県環境緑化協同組合、奈良県造園建設業協会、奈良県造園業協同組合）
- ・ 災害時等における調査の相互協力に関する協定書
（土木学会関西支部）

- ・災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書
（近畿地方整備局等）
- ・災害時等における相互協力に関する協定書（西日本高速道路株式会社関西支社）
- ・奈良県と奈良交通株式会社との協働連携に関する協定書（奈良交通株式会社）
- ・災害時における緊急輸送等に関する協定書（奈良県タクシー協会）
- ・土砂災害防止のための活動に関する協定書（奈良県砂防ボランティア協会）
- ・災害時における奈良県管理橋梁の応急対策業務に関する協定
（日本橋梁建設業協会関西支部）
（プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部）
- ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）
- ・災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書
（独立行政法人 住宅金融支援機構）
- ・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定
（全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会等）
- ・地震災害時における被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定
（奈良県建築士会）
- ・災害時における支援に関する協定（奈良県土地家屋調査士会）
- ・災害時における被災者支援のための行政書士業務についての協定
（奈良県行政書士会）
- ・災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定（奈良県警備業協会）
- ・災害時における応急対策業務に関する協定書
（日本下水道管路管理業協会関西支部）
- ・下水道事業災害時近畿ブロックに関する申し合わせ（近畿2府7県等）
- ・災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定（奈良電業協会）
- ・災害時における機械設備の応急対策業務に関する協定書
（奈良県空調衛生工業協会）
- ・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（奈良県石油商業組合等）
- ・災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定書（奈良県高圧ガス保安協会）
- ・災害時における救援物資の保管等に関する協定書（奈良県倉庫協会）
- ・災害時等における緊急物資供給協力に関する協定書
（日本福祉用具供給協会）
- ・災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書
（奈良県トラック協会）
- ・危機発生時の支援協力に関する協定（関西ゴルフ連盟）
- ・大規模災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書
（奈良県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）
- ・大規模災害時等における遺体の搬送等の協力に関する協定書
（全国霊柩自動車協会）
- ・災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書
（第一食料（株）、近畿食糧（株）、南都食糧（株））

- ・緊急消防援助隊奈良県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書（市民生活協同組合ならコープ）
 - ・災害時における段ボール製品の調達に関する協定（西日本段ボール工業組合）
 - ・避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定書（ボランティア・アーキテツ・ネットワーク）
 - ・災害時における宿泊施設の提供に関する協定（奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合）
 - ・災害時における外国人専用福祉避難所の開設に関する協定書（奈良市）
 - ・災害時における避難物資等の供給に関する協定書（奈良県ビジターズビューロー）
 - ・災害時における揚重作業等の協力に関する協定（揚重工事業協会）
 - ・大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定（関西広域連合等）
 - ・地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定書（奈良県解体工事業協会）
 - ・災害時等における燃料供給等に関する協定書（奈良県石油商業組合）
 - ・災害時における動物救護活動の協力に関する協定書（奈良市、奈良県獣医師会）
 - ・地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定書（奈良県建設業協会）
 - ・地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書（奈良県産業廃棄物協会）
 - ・地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書（奈良県一般廃棄物事業協同組合）
 - ・災害時における屋外広告物の応急対策等に関する協定書（奈良県広告美術塗装業協同組合）
 - ・災害時等における水道施設の緊急対応業務に関する協定書（奈良県建設業協会、奈良県管工事業協同組合）
- (2) 警察本部が締結している応援協定等
- ・災害時における小型無人機による情報収集に関する協定（特定非営利活動法人安全安心スカイヘリサポート隊・竜虎）
 - ・災害救助犬の出動に関する協定（SAR-DOG CWC）
 - ・災害時における物資調達に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）
 - ・大規模災害発生時等における支援に関する協定（一般社団法人奈良県警友会連合会）
 - ・災害時の石油類燃料の供給等における協定（奈良県石油商業組合）
 - ・災害時における建設機械等のレンタル機材の供給に関する協定（株式会社大紀）
 - ・災害時における車両等の排除活動に関する覚書（奈良県レッカー事業協同組合）
 - ・災害時における車両等の排除活動に関する覚書（日本自動車連盟関西本部奈良支部）
 - ・災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定（奈良県警備業協会）
- 2 県は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援等を要請するものとする。
- 3 県は必要があるときは、「第3章第14節 受援体制の整備」に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

なお、地震防災派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。

- ・ 被害状況の把握
 - ・ 避難の援助
 - ・ 遭難者の捜索活動
 - ・ 水防活動
 - ・ 消防活動
 - ・ 道路又は水路の啓開
 - ・ 応急医療・救護・防疫
 - ・ 人員及び物資の緊急輸送
 - ・ 炊飯及び給水
 - ・ 救援物資の無償貸与又は譲与
 - ・ 危険物の保安及び除去
 - ・ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの
- 4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊の受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防機関と連絡体制を確保し、受入れ体制を確保するように努めるものとする。

第9節 消火活動計画

（消防救急課）

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の徹底を呼びかけるものとする。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

第1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防組織などによって行われるものであるため、各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

第2 消防活動

1 消防職員等の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる恐れがある。また、消防器具、装備等が破損または搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

2 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることと考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防ぎょ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょする。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第3 相互応援協定

1 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 被災市町村は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

- (1) 市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。

- (2) 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

3 応援受入体制の整備

応援要請した市町村は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

4 他都道府県に対する応援態勢

知事は、消防庁長官から応援のため必要な措置を求められたときは、代表消防本部と協議し、直ちに緊急消防援助隊の出動要請を行う。

第10節 保健医療活動計画

（福祉医療部）

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

第1 保健医療活動

1 市町村

- (1) 市町村は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

2 県（保健医療調整本部）

- (1) 県医療政策局長は、災害対策本部が設置される時及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：県医療政策局長）を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部（本部長：県保健所長）を設置する。
なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。
- (2) 保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班（統括班、DMAT調整班、医療支援調整班、精神保健支援班、要医療者支援班、保健支援調整班、薬務班等）を適宜編成する。
- (3) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム（DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。）、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。）の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動

チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。

- (4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。
- (5) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部及び中核市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。
- (6) 保健医療調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療調整本部運営要領」に定める。

3 県保健所（地域保健医療調整本部）

- (1) 地域保健医療調整本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。
- (2) 地域保健医療調整本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。
- (3) 地域保健医療調整本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。
- (4) 保健医療調整本部は、地域における保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、地域保健医療調整本部に派遣する。

4 奈良市保健所及び奈良市（市災害対策本部）との連携

保健医療調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療活動を実施するために必要な保健医療活動チームの派遣及び受援の調整を行う。

第2 医療機関への支援

1 医療情報の収集・伝達

保健医療調整本部（医療支援調整班）は、DMAT調整班及び地域保健医療調整本部と連携し、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS（広域災害・救急医療情報システム）、防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。

- ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況
- ② 医療機関の稼働状況（医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否）
- ③ 必要とされる支援の内容

また、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。

2 入院患者の移送・病院避難

保健医療調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送または病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請す

るとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。

3 医療人材及び医療資機材の支援

保健医療調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。

なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。

4 医療機関へのライフラインの確保

保健医療調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料（重油、軽油）等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者等に要請する。

第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援

県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者への対策として次の活動を行う。

1 人工透析患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段的確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。

2 人工呼吸器等使用者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器

等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。

地域保健医療調整本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。

3 その他の要継続的医療支援者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、本節第3の1～3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。

第4 小児・周産期領域の患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。地域保健医療調整本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。

第5 DMAT及び医療救護班の活動

1 DMATの派遣調整

(1) 保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内としてDMAT調整班を設置する。

- (2) DMA T調整班は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMA Tの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMA T指定病院に派遣要請を行う。
- (3) 県は、DMA T活動の調整にあたっては、「奈良県DMA T運用マニュアル」に基づき、災害医療コーディネーターと調整を図る。

※災害医療コーディネーター：災害時に県や保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に支援し、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う者。災害急性期においては、DMA Tの迅速かつ的確な出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う。

- (4) DMA T調整班は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMA Tの派遣を要請する。
- (5) 他府県DMA Tを要請した場合、DMA T調整班は、必要に応じて災害対策本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMA Tの参集拠点を指定する。
- (6) DMA T調整班は、被災状況とDMA T参集状況を把握し、DMA Tの派遣、調整を行う。
- (7) DMA T調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMA Tの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。

2 医療救護班の派遣調整

- (1) 保健医療調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療調整本部内に医療支援調整班を編制する。保健医療調整本部（医療支援調整班）は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。
- (3) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。

3 県医療救護班の活動場所及び活動内容

保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。

- (1) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
 - ① 負傷者の重症度判定（トリアージ）
 - ② 負傷者に対する応急処置

- ③ 入院患者の移送及び病院避難の支援
 - ④ 死亡の確認
 - ⑤ 遺体の検案等の協力（状況に応じて）
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
- ① 軽症患者に対する医療提供
 - ② 被災地の巡回診療
 - ③ DPAT、保健師チーム等との連携
 - ④ その他、必要に応じた医療提供

第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備

保健医療調整本部は、県外から保健医療活動チームの支援を受け入れるにあたり、下記に示す派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。

1 DMAT

- (1) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。
- (2) DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣調整を行う。

2 医療救護班

- (1) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、医療救護班を適切に配置するため、本部内に保健医療調整班を編成し、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。
- (4) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。

3 DHEAT

- (1) 保健医療調整本部（統括班）は、地域保健医療調整本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に

対しDHEATの派遣要請を行う。

- (2) 保健医療調整本部（統括班）は、DHEATを地域保健医療調整本部に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。

4 保健師

- (1) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。

なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。

5 DPAT

- (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (4) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況とDPATの参集状況を把握し、DPATの活動地域（派遣先）を割り当てる。

第7 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送

1 後方医療体制の整備

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。

保健医療調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。

2 傷病者の搬送

保健医療調整本部及び保健医療活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。

- (1) 保健医療活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。
- (3) 保健医療調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。
また、保健医療調整本部（DMAT調整班）は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）を広域防災活動拠点等に設置する。
広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部（DMAT調整班）を通じて行う。また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。
- (4) 保健医療調整本部は、地震等による施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要請し、搬送の円滑な実施に努める。
- (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）又は和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部（DMAT調整班）を通じて行う。
- (6) 広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。
- (7) 保健医療調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。

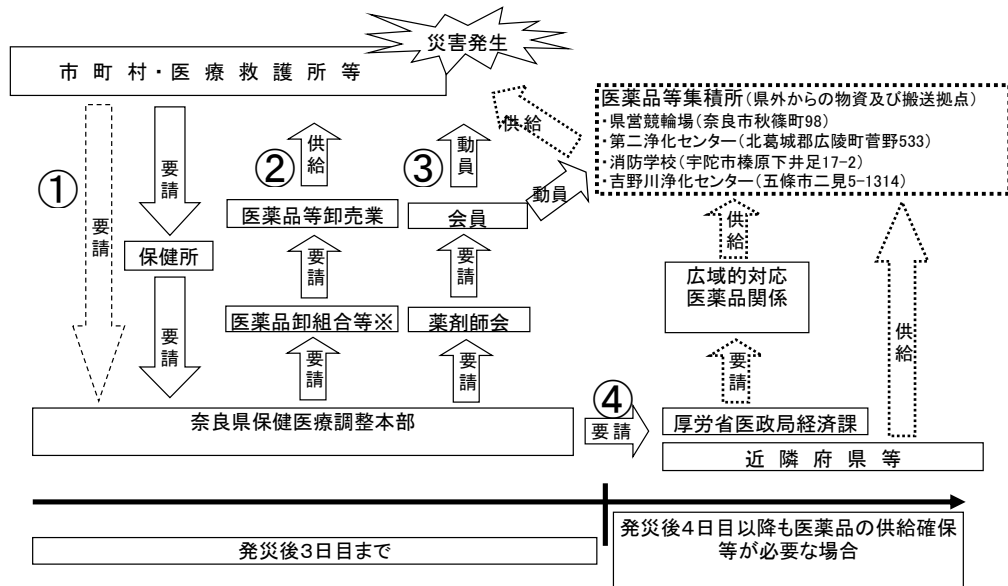
第8 災害時における医薬品等の供給体制

保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療調整本部内に薬務班を編制する。薬務班は、保健医療調整本部が把握した保健医療ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班（県薬剤師会）を通して医薬品供給状況等の把握を行う。

薬務班は、下記1～3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。

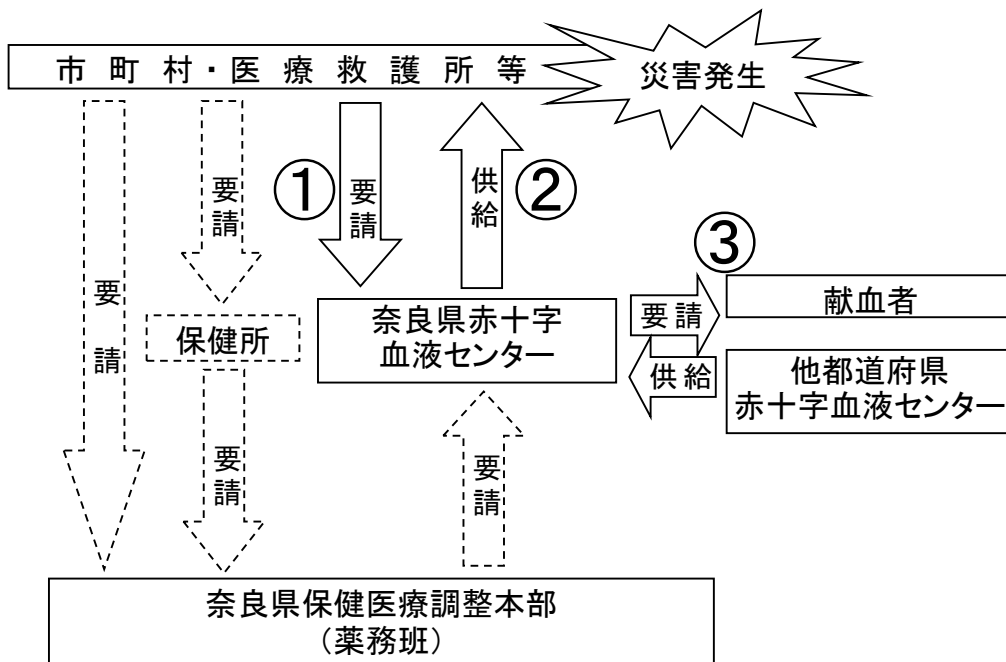
1 医薬品等の要請・供給フロー

(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

(2) 血液製剤



2 災害時における関係者の役割分担

① 市町村

市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。

なお、保健医療調整本部（薬務班）は、市町村への支援にあたり、医療用の消

毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第15節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。

② 県

(ア) 保健医療調整本部（薬務班）は、あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。

(イ) 保健医療調整本部（薬務班）は、保健医療活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。

(ウ) 保健医療調整本部（薬務班）は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。

③ 関係団体

医薬品卸組合等は、保健医療調整本部（薬務班）から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」または「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。

④ 奈良県薬剤師会

(ア) 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的医療救護活動に協力する。

(イ) 奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部（薬務班）から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

(ウ) 薬剤師班は、原則として医療救護所等における服薬指導、医薬品の管理等及び医薬品等集積所における医薬品の管理等に従事する。

⑤ 奈良県赤十字血液センター

(ア) 奈良県赤十字血液センターは、医療救護所等から血液製剤の供給を要請されたときは、早急に供給する。

(イ) 奈良県赤十字血液センターは、災害発生後、速やかに血液製剤の確保を図るため、被害の軽微な地域に献血班を出動させ、県民からの献血を受ける。

なお不足する場合は、他都道府県日赤支部（血液センター）に応援を要請する。

⑥ 県保健所

地域保健医療調整本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。

第9 保健師等による健康管理に関する活動

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

地域保健医療調整本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。

保健医療調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療調整本部内に保健支援調整班を編成する。保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。

2 市町村からの要請に基づく派遣調整

- (1) 市町村は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等（災害協定県を含む）に保健師等派遣の要請を行う。
- (4) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援チームの派遣要請を行う。
- (5) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。

3 避難所での保健活動

- (1) 市町村は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
 - ① 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
 - ② 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
 - ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

4 在宅被災者等への支援体制の整備

- (1) 市町村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
- ① 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
 - ② 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
 - ③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。
- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

5 市町村への支援

- (1) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部と連携して、市町村が把握した要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。

6 関係機関との連携、地域づくり

保健医療調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。

第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

保健医療調整本部（精神保健支援班）、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部、市町村等は精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

地域保健医療調整本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 精神科病院等の被害状況の把握

保健医療調整本部（精神保健支援班）は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。

3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣

- (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。
- (4) 県DPAT調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (5) 地域保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。

4 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市町村は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

5 相談支援等

保健師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

精神保健福祉センターは、専門職団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

6 情報収集・発信

保健医療調整本部（精神保健支援班）及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ地域保健医療調整本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。

第11 医療関係機関・団体への協力要請

1 災害拠点病院・DMAT指定病院

県内の災害拠点病院及びDMAT指定病院は、被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

2 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。

また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネーターチームを派遣する。

3 県医師会

県医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班（JMAT）を編成し、医療救護活動を行う。

4 県病院協会

保健医療調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。

また、県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

5 県精神科病院協会

保健医療調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。

県精神科病院協会は、保健医療調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDPATを編成し、災害精神医療活動を行う。

6 県歯科医師会

県歯科医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

7 県薬剤師会

県薬剤師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。

8 県看護協会

県看護協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。

9 県柔道整復師会

県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。

10 医薬品卸組合等

県医薬品卸協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医薬品の供給等を行う。

県製薬協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。

大阪医療機器協会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療機器等の供給等を行う。

日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。

近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。

第11節 緊急輸送計画

（防災統括室）

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- （1）人命の安全
- （2）被害の拡大防止
- （3）災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

（1）第1段階

- ① 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- ② 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ③ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- ⑥ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- ⑦ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ⑧ 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

（2）第2段階

- ① 上記1の続行
- ② 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ③ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

（3）第3段階

- ① 上記2の続行
- ② 災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保

1 市町村及び防災関係機関の措置

- (1) 市町村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
 - ① 輸送区間及び借上期間
 - ② 輸送人員又は輸送量
 - ③ 車両等の種類及び台数
 - ④ 集結場所及び日時
 - ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
 - ⑥ その他必要事項

2 県の措置

- (1) 市町村等から輸送手段の確保について、県に要請があった場合、又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は法第71条及び災害救助法第7条から第10条に基づく従事命令を発し緊急輸送に必要な車両等を確保する。
- (3) 知事は、緊急輸送に必要な関係団体と、あらかじめ協定を締結し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。また、関係団体の意向を踏まえつつ、十分に調整を図る。この場合関係団体とは、奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会、奈良県倉庫協会等とする。

3 近畿運輸局の措置

近畿運輸局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対し、運送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。

4 奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等の措置

奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会及び奈良県バス協会等は、各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送又は物資の輸送が生じた場合は、県との協定に基づき、貨物自動車、乗用車及び乗合自動車の供給に協力する。

5 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 広域防災拠点の確保及び活用

県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第2節 防災体制の整備計画」参照）

- (1) 大規模広域防災拠点
- (2) 県営競輪場
- (3) 第二浄化センター
- (4) 消防学校
- (5) 吉野川浄化センター
- (6) 奈良市都祁生涯スポーツセンター
- (7) 宇陀市総合体育館
- (8) 昴の郷
- (9) 下北山スポーツ公園

2 緊急輸送道路の確保

道路は、災害においては消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能することが必要である。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるためにも、交通路の確保が重要である。

（「第2章第15節 緊急輸送道路の整備計画」参照）

3 航空輸送の確保

- (1) 緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への輸送は航空機（ヘリコプター）による。

そのため、県は県消防防災ヘリコプター、県警のヘリコプター、自衛隊のヘリコプター、他府県の消防防災ヘリコプター、他府県警のヘリコプター、海上保安庁の航空機、日本赤十字社飛行隊、民間航空会社のヘリコプター等の派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートと孤立地帯との航空輸送の任にあたる。

- (2) 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び市町村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

（「第3章第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照）

第12節 防疫、保健衛生計画

（福祉医療部、文化・教育・くらし創造部）

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

1 実施責任者

（1）市町村

被災地の防疫は、当該地域の市町村が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

（2）県

県は、市町村における被害が激甚であるため、又はその機能が著しく阻害され、応援を得ても市町村が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により適切な措置を行う。

2 防疫措置の指示命令

県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

なお、被害激甚な市町村に対しては、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- （1）感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- （2）感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- （3）感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- （4）感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- （5）予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（市町村に実施させるのが適当な場合に限る。）

第2 食品衛生対策

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県は、災害時の状況に応じて、被災地域が広域に及ぶ等の理由から管轄保健所のみでは十分な対応ができないと認めるとき又は管轄保健所長から食品衛生監視員の派遣要請があったときは、食品衛生監視員を中心とした食品衛生監視班を編成し、派遣する。

派遣された食品衛生監視班は、被災地の管轄保健所長の指揮のもとに活動を行うものとする。

2 食中毒の防止

県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等により次の事項について現地指導を徹底し、食中毒の発生を防止する。

（1）食品衛生関係営業施設の監視指導

食品関係営業施設の被害状況を把握し、停電や浸水等により腐敗、変敗した食品が供給されることがないように監視指導を行う。

（2）食品（救援物資等）の衛生指導

救援物資等食料供給基地での食品の期限表示等、保管方法に関する調査及び衛生指導を行うとともに、避難所等の食品取扱者及び食品の配布を受けた被災者等に対して、食品の取扱いに関する情報提供及び衛生指導を行う。

（3）臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の衛生指導

食品取扱者に対して衛生指導を行い、食品を介して感染する疑いのある疾病等の症状を呈している者が食品の取扱いに従事しないように指導する。

（4）飲料水（水道水）の簡易検査

停電や配水管の損傷等に伴い、水道水の消毒不足又は水道の断水が発生した場合に、消毒効果の簡易検査を行う。

3 食中毒発生時の対応

県消費・生活安全課は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。

（1）食中毒調査

① 喫食者調査

原因と考えられる食品を喫食した者を対象に、喫食状況及び症状等の疫学調査を行う。また、有症者に対して、必要に応じて検便を行う。

② 施設調査

原因と考えられる施設に対して、食品の調理、保管等の状況及び食品取扱者の健康状況を調査する。また、必要に応じて、食品検査及び食品取扱者の検便を行う。

（2）拡大防止措置

食中毒が疑われる場合には、速やかにその原因と考えられる食品の調理・供給を停止

するとともに、被災者等に対して喫食しないように呼びかける。

(3) 支援要請

必要に応じて他府県に支援を要請する。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

1 市町村

市町村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

2 県

県は、市町村から資機材の斡旋依頼があった場合には、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

医薬用の消毒薬等は、本章第10節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第15節第1の3に基づき確保・供給する。

なお、県の対応能力のみでは十分でないとき等、必要に応じて、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により、隣接府県に支援を要請する。

第4 ペットの災害対策

1 奈良県動物救護本部の設置

県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。

- (1) 被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
- (2) 傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
- (3) 被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
- (4) 被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
- (5) その他、救護本部が定めた事業

2 飼養者の責務

ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

3 特定動物の逸走対策

※ 法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例：ワニ、クマ等) 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町

村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

第5 生活衛生対策

県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第13節 支援・受援体制の整備

（防災統括室、県土マネジメント部）

近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、国や他都道府県等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。また、本県の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他都道府県への支援を行う。

第1 広域防災体制の確立

- 1 近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定など既存の都道府県間の応援システムや国等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。
- 2 市町村及び県は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について関係団体等と協定締結等を進める。

第2 遠隔都道県との連携

南海トラフ巨大地震が発生すると近隣府県の多くが被災する可能性があるため、大災害が発生してもお互いが同時に被災する可能性が少ない遠隔都道県との連携が必要となる。東日本大震災で得られた教訓を踏まえて改正された「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく近畿ブロック以外の遠隔地域との連携体制等の活用を図る。

第3 被災地への人的支援

市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や、関西広域連合、全国知事会、全国市長会または全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。さらに、国の現地災害対策本部が設置された際には、リエゾンとして職員の派遣を行い、必要な情報収集等を行うものとする。

また、必要に応じて、応急対策職員派遣制度や災害マネジメント（総括）支援員制度等の国の制度を活用し、支援または受援に努める。

第4 大規模広域防災拠点の整備

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。

第14節 広域避難対策

（防災統括室）

市町村及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。

第1 広域避難者の受け入れ体制の整備

市町村及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。このため、市町村と連携して支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を市町村と連携して進める。

避難に際して、多数の避難者を迅速に移動させる必要があるため、空路での大量移送力を備えた広域防災拠点の整備を図る。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

第2 広域避難者への対応

奈良県への避難者に対しては、市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

第15節 物資等の確保

（防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部）

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。こうした被害想定を、県民、市町村及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする。また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 県、市町村、住民の役割分担

1 住民の役割

住民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 市町村の役割

市町村は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 平常時の物資調達

県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

1 市町村の物資調達

市町村は、供給するのに必要な食料品等の物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に被災した住民に物資を円滑に供給するために、迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄、又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県との情報共有を図る。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

2 県の物資調達

県は、供給するのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、市町村との情報共有を図る。
- (4) 県及び市町村で応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合等必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。
- (5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (6) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 平常時の報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。

第4 食糧備蓄率の向上

県民による食糧備蓄率は防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、災害による被害の想定は困難であることから、市町村及び県は積極的に災害時の物資確保に努めるべきである。また、学校等においては、帰宅困難となり学校等にとどまらざるを得なくなった乳幼児・児童・生徒のための物資を備蓄するよう努める。

市町村及び県は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保の手段により積極的に確保する。